

人口問題研究

貸
出
用

第 163 号

昭和 57 年 7 月 刊 行

調 査 研 究

- 人口問題理念の研究……………篠 崎 信 男…1～26
 戦後における精神障害の死亡に関する統計的分析 II
 アルコール症とアルコール精神病……………今 泉 洋 子…27～43
 三 田 房 美
 高齢女性問題への接近——人口問題と社会福祉との接点——……………若 林 敬 子…44～68

研 究 ノ ー ト

- フランスにおける結婚の人口学的調査について……………小 島 宏…69～75
 「世帯主生命表」——わが国の世帯統計(8)——……………山 本 千鶴子…76～80

資 料

- 第3回アジア太平洋人口会議の意義……………阿 藤 誠…81～86
 都道府県別女子の年齢(5歳階級)別特殊出生率および
 合計特殊出生率：昭和50年～55年各年……………石 川 晃…87～98

書 評・紹 介

- C. Höhn, et. al., *Determinants of Fertility Trends: Theories Re-Examined* (河野禎果)……………99
 A. J. Coale, et. al., *Estimation of Recent Trends in Fertility and Mortality in the Republic of Korea* (伊藤達也)……………100

雑 報

- 人事の異動——定例研究報告会の開催——資料の刊行——第34回日本人口学会大会……………101～104

厚生省人口問題研究所

調 査 研 究

人口問題理念の研究

篠崎 信 男

I 問題意識の追求

1 まえがき——前提論

戦前は『人口問題』という雑誌が人口問題研究会という半官半民の財団法人から出版されていた。これは大正7年の米騒動、また昭和2年のパニックなどによって、当時の有識者及び政府の役人の一部に人口問題という概念を植えつけたことによって、当時既に多くの識者によって討議されていた。記録によれば、食糧問題を中心とした人口問題、人口の質的問題、そして総括的な人口対策問題論であった¹⁾。

このことによって政府も刺激され、昭和2年勅令をもって「人口食糧問題調査会」が設置されたのであるが、財政上の理由で昭和5年廃止されてしまった。しかし、この重要性にかんがみて、人口食糧問題調査会最後の総会で、「人口問題に関する常設調査機関設置に関する建議案」を決議して政府に上申した²⁾。その後昭和7年秋に官民合同して“我が国人口問題の解決に資する為、諸般の調査及び研究を遂げ、且つ人口問題研究諸団体との連絡を図り併せて人口政策施設の促進を期すること”を目的とする人口問題研究会を組織し、各方面の協力の下に昭和8年10月27日財団法人が設立された³⁾。この時『人口問題』というシリーズの雑誌が刊行されてきたが、この中に、「人口」と「人口問題」という名称があり、当時の研究者の頭の中には人口という概念と人口問題という概念が異なったものとして抱かれていたのではないかと思われる。この流れは『人口大事典』に反映しており、「人口、人口問題」と分けて載っている⁴⁾。

以上のことから、人口と人口問題の概念を追求することが人口問題研究者としてはこの概念を整理して、私なりに哲学をしなければならなくなったのである。英語で言えば population と population problems の相違である。研究者によって人口の概念が異なって取られてきていることは厳密に言うとは議論の中心に食い違いを生じてくることは以前からも問題にされていた⁵⁾。

2 人口の概念をめぐる諸見解

人口という言葉の意味の変遷や用語の歴史については人口大事典に載っているので参照されたい

- 1) 篠崎信男、「人口政策論議のメモ—昭和2年の人口問題論を中心として—」、『人口問題研究所年報』、第19号、1975年、pp.7~10.
- 2) 人口問題研究会編、『人口問題』、第一巻第一号、1935年、P.2.
- 3) 人口問題研究会編、前掲(注2)、P.3.
- 4) 南亮三郎等編、『人口大事典』、平凡社、1957年、pp.1~8.
- 5) 南亮三郎等編、前掲(注4)、P.1.

が⁶⁾、人口の概念に対する諸家の見解もこの人口大事典に紹介されている⁷⁾。この中で、ドイツの Max Haushofer の見解を中心にして若干の論議がなされていた。つまり人口を常に一定の地域と結びつけ、その個体は等質のものとしての量的概念とするものであるが、これに対してアメリカの F. H. Gidding などは、質を抜きにした純粋な量的概念の人口はあり得ないとするのである。すなわち、人口の概念は量的なものとの質的なものとに分かれて抱かれてきたことが考えられる。こうした人口の概念に対し館稔氏が『形式人口学』で与えた概念説明では、“人口は数量で表現することを目的とする集団ではない。したがって統計集団ではなく、それ以前の集団である”と述べており⁸⁾、その後の氏の著作では“要するに人間の集団ではあるが抽象的集団である”と述べている⁹⁾。

しかし人口現象を統計的に扱うためには、この抽象的集団を焼き直して人口とは統計集団として規定するのが便利であると概念の変更を示していた¹⁰⁾。これは人口概念と人口現象概念の混乱があり、人口の処理概念から、抽象概念を捨象飛昇せしめて形式人口学的な位置付けを意義付けたいという理念があったのではないかと考えられる。したがって、形式人口学は人口自体の運動法則を明らかにするための統計方法、その適用を研究する人口研究の一分科と言っているが¹¹⁾、一方においては、人口増加法則、つまり1つの運動法則があるかないか、その性格は何であるかということについては形式人口学の範囲外の問題である¹²⁾、と言っているものの、『人口分析の方法』という書物の中にはこの形式人口学の領域を拡大したような説明もある。すなわち、“人口現象の特質に従い、種々の局面の体系化を主張し、言わばこの体系原理は人口現象自体の特質によって与えられる”ということになってきている¹³⁾。実体人口学というものと対応した形で形式人口学を位置付けようとしたことが明らかになってきたが、人間の集団概念を抽象概念として捕えることによって、数理統計の可能性を打ち出した理念の変化はわかるが、人口現象の特質にしたがいと言うところは、現象としての特質とは実体人口概念を含むのか、これを排除するのかが明確でない。

人口の概念が人間の集団概念として、私に言わすれば人間の実存集団として捕えられてきていることには共通したものがあろうであるが、これを如何に処理するかという方法論になると人口概念には一貫したものがない。

ということは既に、人口と人口問題の概念について反省した意見が、美濃口時次郎氏によって戦前、試みられていた¹⁴⁾。この中で人口が人間の全体の謂であることは一致しているが、この人口概念を抽象化することに異論を持っているようで、“この人間の全体ということはこれを人間一般の数として抽象的に概念した場合には何等憂慮すべき状態を示すものとは認められないから、抽象的な意味での人口がそれ自体として問題となり得ない。一中略一 憂慮すべき状態の発生又は存在を認めるためには、その人口は抽象的に概念された人間の総体と言うことだけでは駄目である。その人口の概念は無数の規定を包摂したる具体的概念でなければならない云々”と述べている。つまり人口そのものの概念から考え直して、これが人口問題の概念に通ずることを述べているように思われる。し

6) 南亮三郎等編、前掲(注4)、『人口大事典』、P.6.

7) 南亮三郎等編、前掲(注4)、pp.6~7.

8) 館 稔、『形式人口学—人口現象の分析方法—』、古今書院、1960年、P.57.

9) 館 稔、『人口分析の方法—形式人口学要論—』、古今書院(形成選書)、1963年、P.15.

10) 館 稔、前掲(注9)、P.19.

11) 館 稔、前掲(注9)、P.18.

12) 館 稔、前掲(注8)、『形式人口学』、P.374.

13) 館 稔、前掲(注9)、『人口分析の方法』、P.18.

14) 美濃口時次郎、「日本現下の人口問題」、(財)人口問題研究会、『人口問題』、第一巻第四号、1936年、P.

たがって人口の抽象概念に対し、具象概念として捕えていることがあげられる。そして具体的概念としての人口を考えるのでなかったならば人口問題の発生又は存在を認めることはできないと主張するのである。

したがって、ここにも人口概念をめぐる抽象集団、具象集団の対立があると言えよう。人口は抽象概念、人口問題は具象概念と分けて取扱うことの理念問題に一石を投じたのがこの所論であった。したがって、この論法で言うと、形式人口学又は人口統計学の問題意識は人口そのものと既に離れたものになってこよう。つまり、人間でなくても何でもよい事になるかも知れない。しかし、館稔氏も人口現象に対しては有機的自己再生産運動として、その本質の特徴を意義付けている¹⁵⁾。人口そのものの概念と人口現象の意義の捕え方の若干の相違はあるが、この考え方は南亮三郎氏にも抱かれていたようで、氏は人口現象概念としてではなく、人口それ自体の概念の中に位置付けており、“人口は単に個人の集合でも集計でもない。一定の大いさでもない。自然と社会との生態の中で自ら生き自ら更新し、自らこの生態を改変する力で、国家の力と繁栄とを自己に表象し、かつそれを制約するところの生きた力である。つまり、人口は生命体である。秩序と法則を求めるのが理論の前提となる”と
言っている¹⁶⁾。

人口概念については過去にもいろいろと考察した見解がないでもない。V. Stein が人口というよりも人間というものを基礎として人格というものの本質を考察して、その生命法則的な概念を述べたり、M. Lyer が人口の量と質を合一したような概念を形成するとすれば、新しい名称「復生学」(pleogenik) などというものも提案しているなど、その例にもれない¹⁷⁾。

以上を見ると、人口そのものの概念と人口現象の概念、更には人口問題というものの概念があり、また、この人口を取扱う対処研究法についての概念が混在しており、ここに人口の実存体としてもの、人口の実現体としてものを考察する必要性があるように思われるのである。これはまた別の言葉で言えば、抽象概念としての人口、具象概念としての人口の考え方をいかに統合せしめたらよいかという人口哲学への志向が示唆される。つまり、在るものと現れるものとの哲学的志向でもあろうか……。

3 人口問題の概念をめぐる諸見解

人口問題の概念、または意識というものも前節で見たように人口概念の持ち方によって異なったものが抱かれるが、問題意識としては人口の実存体それ自身に問題があるから、人口問題というものが出てくるのか、人口の実現体の様相によって人口問題が出てくるのかも一応考察しなければなるまい。

人口自体に問題があるとする立場はどちらかと言えば、質的な問題意識に連なってくる可能性が強く、人口の現われに問題があるとするなら、それは量的な問題意識に連なりやすいのではないかと思う。いずれにしても、人口が自己再生産生命体であるとするなら双方がからみ合って、そこに現存現出していることになろう。この本質的な哲学は後章で洞察したいが、人口問題というものへの定義は若干ある。

これは館氏によって試みられたもので、“人口問題というものは、ある特定の時代、社会が産んだ人口現象が、社会の存続発展に支障を来すと社会が意識したり、その恐れがあると意識された時に起こる社会の全面的困難さを人口問題”としている^{18,19)}。これと表現はやや異なるが戦前、既に美濃口

15) 館 稔, 前掲(注9), 『人口分析の方法』, P.16.

16) 南亮三郎, 『人口学総論—人口原理の研究—』, 千倉書房, 1960年, P.28.

17) 南亮三郎, 前掲(注16), P.5, 10.

18) 館 稔, 前掲(注8), 『形式人口学』, P.90.

19) 館 稔, 前掲(注9), 『人口分析の方法』, P.17.

氏によっても、“一前略一従って人口問題という場合には人口に関連して何等かの憂慮すべき状態が既に現存し、又は将来発生するに至ると認められる場合云々”とある²⁰⁾。

これを見ると人口問題の定義概念には大差がないように思われるが、ただその表現の仕方、館氏の所論に対し左右田武夫氏は若干のクレームをつけていた。生前氏が私に語ったところでは「社会が意識する」という点と「社会の全面的困難さ」という点であったように思う。恐らく社会が意識するとは社会の有識者か統治者かの意識ということであろうし、社会の全面的困難さという表現も一部の人人の危機意識を表現したものと思う。したがって、私はやや丁寧に言い方を変えて説明したことがある²¹⁾。次に人口問題の概念については永井亨氏が、問題の本質として意見を述べたものがあるが、これはマルサスとマルクスの人口問題論を対照しながら前者は貧困問題、後者は失業問題を人口問題として扱っているとして、氏は人口の増減問題を中心にしながら人口法則なる概念を導入している。そしてこの人口法則は貧困法則でもなく失業法則でもなく、人口そのものの問題としながらも、自然法則に伴われた社会法則で、かかる人口法則が行なわれるのが人口問題であるとするのである²²⁾。

この社会人口問題の概念に対し美濃口氏は鋭く対立している。つまり美濃口氏の批判は永井氏の人口に対する概念の矛盾を言ったもので、“永井博士は人口は或る場合には生産力を伴わざる純然たる消費力の意味に用いられ、又他の場合には労働力という意味で生産力の一要因と理解されているが、然し人口は単なる消費力でもなければ単なる労働力でもない。神は二本の手と共に一つの口を与へ給へりという古諺”を引用して、“人口は生産者であると共に消費者である”と述べている²³⁾。つまり、人口の生産力と消費力の不均衡は特定の経済的及び社会的の条件の下に発生するもので単なる抽象的な人口概念の人間一般の数であってはならない。すなわち、特定の条件下の人口でなければならぬとしているのである。

前にも述べたように美濃口氏の所論は人口をあくまで具体的概念として捕え、それが時と所、そして経済、社会諸条件の中で人口問題という意識に反映してくるということ、人口と人口問題との具象的概念を一貫して通している考え方であるのである。美濃口氏は永井氏の批判だけでなく、井上謙二氏の人口問題概念についても意見を述べている^{24), 25)}。

すなわち、井上氏の“過去半世紀の増加人口が我が国人口の上に全面的な重圧を加へるその事である”という人口概念を捕えて、ここでも美濃口氏は、“ここに言う人口は申すまでもなく抽象的な人間一般の数の謂であってはならない。蓋し単なる人間一般の数として概念した場合には以上の文章は殆ど理解することが出来ない”として、井上氏の重圧増加は一面純然たる被扶養階級であり、他面相当の年齢に達した後の就職人口として概念されていると言っている。つまり美濃口氏の言いたいことは、増加人口がすなわち生活程度の低下を意味しないということで、これは、すべて人口を抽象し数だけを概念としているからであると批判するのである。したがって、美濃口氏の人口問題概念は人口概念と直結し、当時の人口問題意識としては、人口減少による民族自滅危機概念を否定し、むしろ人口と資源、経済の自給自足、生活程度の維持という3点に絞られていた。美濃口氏の人口具象概念は生産者であり消費者であるとする考え方で、私に言わすれば生活者という概念を志向するものよう

20) 美濃口時次郎、前掲(注14)、「日本現下の人口問題」、P. 261。

21) 篠崎信男、「人口問題総説」、『人類学雑誌』、第86巻第4号、1978年、P. 291。

22) 永井 亨、「過剰人口と失業の関係を論じて人口問題の本質に及ぶ」、(財)人口問題研究会、『人口問題』、第一巻第三号、1936年、pp. 40~41。

23) 美濃口時次郎、前掲(注14)、「日本現下の人口問題」、pp. 264~265。

24) 井上謙二、『我国人口問題の解決方針』(人口問題研究会編)、1934年、P. 20。

25) 美濃口時次郎、前掲(注14)、「日本現下の人口問題」、P. 262。

に思われるが、永井氏の社会人口問題のみの概念に反発したようにも思われる。ただここでの永井氏の所論の中で注目すべきは、人口問題がややもすると人口そのものから離れた他の問題概念にすり代えられて議論されてくることへの警告でもあろう。問題意識は人口から発しているものの、その問題中心が、何時の間にか単なる経済問題になったり資源環境問題になったりすることはよく聞くところである。

しかし戦前、人口及び人口問題概念について、このような反省議論があったことは特筆すべきことであると思う。数量のみを取扱うとどうも質的なものが脱落しそうな気がする。

また人口学なるものも、はたして形成されているのかも疑問である。人口研究、人口問題研究というのは既にあるが、学問的体系がないのに学というのも概念的には問題が残る。こうした疑問は南亮三郎氏が九州での日本人口学会の理事会の席上でも発言されていたことを思い出す。

いずれにしても、人口問題の概念は人口概念よりも問題意識が限定されて考えられていることは共通している。つまりある特定の場、特定の時における人口現象をどう見るかということで、その問題意識が経済学畑の研究者は経済という視野で、社会学畑の研究者は社会という視野、生物学畑の研究者は生物という視野から、それぞれの専門分野からの問題点を指摘するという態度である。

ただ私の疑問は、その問題を論じている中心命題が人口の側に立っての発言なのか、それとも、他の分野、例えば社会、経済の側に立っての問題発言なのかと言うことである。

もちろん、人口をふまえての社会的人口現象、または経済的人口現象への問題意識の発言ではあるが、その場合、人口が原因で社会や経済に重大な影響を及ぼし、放っておけないという憂慮感、または困難感を洞察したから人口問題として問題意識が提起されたのか、それとも社会や経済のあり方、そうした体制が原因で人口に重大な影響を及ぼすと考えることによって人口問題が意識され、問題発言をしているのか、その洞察意識の根源が問題である。もちろん以上の双方が、からみ合って考えられることもあろう。人口自体の運動、動向そのものが問題で、他に重大な困難性、憂慮すべき事態を現出する場合は明らかに人口問題として概念され議論することはうなずける。しかし、時と所による人口現象が主として他の要因による依存現象として表れ、その表れが憂慮すべき問題として概念されるならば、その原因たるものが問題なのであり、それはむしろ人口は被害者の立場になる。とすれば、それは他の要因、つまり社会や経済、または政治といったものが問題なので、人口問題そのものに直結する議論ではないのではないかと思う。つまり社会問題や経済問題、政治問題をまず論ずべきで、その中の影響面の1つとして人口があげられるだけである。この点が永井氏の忠言でもあった。

それにしても、再びここで人口が抽象概念として捕えられているとすれば、人口問題への概念移行で直ちに抽象から具象概念へと切り換えられてゆく過程は、研究者の意識内問題として自己検討すべきであると思う。哲学的に言えば抽象概念と具象概念の意識変化の流れである。したがって、人口を抽象概念で捕えることによって統計操作を可能にすることはできても、これら人口統計学者、または形式人口学者は具象概念たる人口問題を直ちに論ずるには、先にも述べたとおり、概念の整理が必要であり、概念変化に対する自己反省とその意義付けを明確にすることが重要である。と言うことは、人口現象を統計的に短絡的に人口問題化することは問題意識が統計数字からこれをして現象化している何ゆえかの理由が底になければならないはずであるからである。

ここに、人口研究者と人口問題研究者との間に一線がある。したがって美濃口氏は激しく、この区別を説いたものと思う。すなわち、人口統計現象研究者は人口評論家にはなれても人口問題研究者にはなれないとも言える。しかし、この統計資料を基にして問題を論ずることができると考えているなら、それは他の諸理論によって人口を解釈または数字を説明していることであって、問題そのものを

論じているのではない。ここに錯覚がある。一步譲って、数字によって問題が指摘できるとすれば統計数理という枠内の問題指摘でやはり抽象的概念の中での人口数値である。具象的概念としての問題を論ずるなら、その数字が、または記号が人口を具象化したものであることを示さねばならない。とすれば、それは生^{なま}そのものの統計数字で、率を出したり、またはいろいろの係数を出したりすることには細心の注意を要すると思われる。

こうした誤りは、よく相関係数に示されることがよくある。テレビの台数と自動車の台数とが相関係数が高いから関係があり、1つを伸ばせば他も伸びると考えたり、出生数と死亡数が相関するから1つを下げれば他も下がると考えている人口研究家は多い。これらの関係を生ずるのは他の諸要因との関係で、その因果関係を見極め、その関係度がどのくらいあるかを見るだけのものである。この因果関係を逆に、つまり結果を原因としてしまう短絡的な定則化をしてしまう危険性がある。これは立川清氏も警告していたところである²⁶⁾。

また、人口現象の中には人口の特質を反映しているとするなら、どういう特質なのかをあらかじめ指摘して、その傍証としての統計資料でなければならないと思う。したがって、人口の取扱い方の1つとしての形式人口学に対して中山伊知郎氏は、かつて人口問題研究会の満20周年記念講演会で、人口を単なる形式的に取扱うこと、例えば人口ピラミッドの研究などをあげ、これを批判して人口と労働力との関係を追求すべきことを主張していた。つまり氏の言わんとすることは、人口問題の問題意識を述べていたもので、こうした論議は繰り返されてきている。どうも今まで見てきたことを考えると、形式人口学では人口問題を論ずるのには単なる計算数理に終わる可能性が強く、しからは実体人口学なるものが、はたして人口問題の概念となりうるのか、検討を要することになる。またはこの双方が統一された全体概念が人口問題概念を形成することになるのか、これへの追求を哲学的に再反省、再検討することが人口を研究する者にとっての思惟の要求となってきたように思われる。つまり研究者の立場の明確化と、人口と人口問題の概念の関係、及び統一概念の哲学的な追求ということは、研究者にとって一度は通らねばならぬ関門であり、またそれが良心的というものであると私は考えている。

人口というもの、人口現象というもの、人口問題というものへの研究理念が、人によってまちまちに概念化されていることは今まで見てきたとおりであるが、更に、これへの研究態度となると、その研究方法もまちまちで、その研究目的も、人口法則を探求しているのか、人口理論を求めているのか、また人口政策、人口対策を論じているのかということも研究者にとって明確にしておいた方が議論するのに重大な前提となろう。つまり人口や人口問題の概念、そして人口に対する意識の相違などによって焦点が異なってくるからである。ということは、こうした体系が整いコンセンサスが得られて始めて人口学という学問領域が確立するものと思うからである。

さて、人口は人間の集団であるというからには厄介なことながら人間というもの、または人間観、人間像というものへの突込みも思想的に遍歴しなければならなくなった。

II 人間観——人間という概念をめぐって——

1 一般人間観

人間観というものになると、人口や人口問題への考え以上に複雑でとりとめがないほど、多くの人によって人間というものの考えが抱かれてきている。これは学識経験者のみに限った訳ではなく、

26) 立川 清、『例解統計学』、第一出版株式会社、1956年、P.239。

一般人にも経験的に人間像は抱かれてきたに違いない。この人間観問題については私は臆面もなく以前に挑んだことがある²⁷⁾。これは西欧哲学者が抱いた人間観と仏教または東洋思想が抱いている人間観というものを中心にして、人口資質概念をいかに捕えたらよいかという理念研究への試論である。人類史的に見ると Homo Sapience という一般思考があり、後に、これは歴史学者によって Homo Ecomian 及び Homo Faber という人間概念が提起されている。

ここで問題にしたいのは生物学者がよくヒトと書き人間とは言わないことである。つまり、このヒトと書くのは人間に関する意義概念と区別するために動物学的分類概念の意味での人^{ヒト}を指すということである。ここでも人というものについての概念の亀裂が研究分野によって生じていることになる。人間観の変遷はギリシャの哲学や科学に始まっているが、ヒポクラテスやエムペドクレスによって抱かれアリストテレスに及んでいるが、この人間観というものは生物学的な背景を基盤として展開されてきている。しかし次第に分化したりして、アリストテレス的人間観は17世紀ころから消失し出している。

この人間に対する定義付けはアリストテレスに言わせると、ソクラテスと共に始まっているという。こうしたギリシャ時代の人間観については、『人間学』なる書物に田中美知太郎氏が紹介しているが²⁸⁾、“人間は可死的なる神々であり、神々は不死なる人間である”とヘラクレイトスは言ったり、ピタゴラスは「万物の尺度は人である」と言い、ヘロドトスは「人間は何から何まで偶然に支配されるものだ」とさまざまに述べられている。またプラトンの定義には、「人間は無翼、二足、平爪の動物で事物の言表的知識を受け容れることの出来る唯一の動物」というのがあり、アリストテレスはこれに“性来和馴の動物である”ということをつけ加えている。これは社会性を加味している。

アリストテレス以後、セクストスの時代には人間の定義として、“人は計算能力、言語能力を持つ可死的動物で理知や知識を受容し得るもの”が付け加えられている。

これらの定義に抱かれた人間観というものは、動物学的意義と社会的意義と精神能力的意義が概念として入っていることがわかる。また、これらの概念に共通している潜在理念は人間とは何か、という問いが底にある。いろいろの哲学者の人間学については、後章で論述するつもりであるが、一応今までに近代人はいかなる表現で人間というものを考え、捕えているかを目についたものから列挙すると次のごとくである。これは人間への教訓概念でもある。

- 「人間というのは日常世界のベルト・コンベアの上に載せておくと、他の生物同様如何にも、しおらしい。しかし一度び戦争や革命などで、まかり間違うと何を仕出かすか分からない化物の性を持っている云々」(小説家・司馬遼太郎)
- 「理性とは人間によって意識される法則であり、人間及びその生命は、それに従って完成されねばならぬ」(トルストイ：人生論)
- 「理性の主体が人間である」(フォエルバッハ)
- 「1人である時は人格はない」(バルザック)
- 「艱難汝を玉にす。毎日の経験は我々に教える。どうしても努力が必要である。若しそうでなかったら人間は眠り続けるだろう。この才能が芽を出す新奇な、ひどい目に合わなければ盤根錯節を断つに足る人材は養われない」(マルサス：人口の原理)
- 「かつての多くの神話は、その魔力を失いつつある。一中略一現代の青年にとって最も困難なこと

27) 篠崎信男、「人口資質理論の追求—人間観問題を中心に—」、『人口問題研究』、第93号、1965年、pp. 1~18.

28) 田中美知太郎、「人間学」、佐々木隆彦編、『人間学』、理想社、1931年、pp.114~132.

は、かかる状態に堪えることである。体験を求めての努力は、凡てこの意味の弱さに発する。弱さとは時代の宿命を、まともに見ることの出来ぬことであるから……」(マックス・ウェーバー：職業としての学問)

- 「憐れは神の知らぬ情で、しかも神に最も近き人間の情である」(夏目漱石：草枕)
- 「人間は世間知と分別知で生きているから話や見世物としては面白がり、自分に火の粉が振りかかってくるまでは平気である。そういったズルサを持っている」(ゲッペルス：宣伝的人間の研究)
- 「人人は欲するものを手に入れるために相手を滅ぼすか屈服させようとする。そこから人間の間に不信が生じ、人は人に対して狼となる。また万人の万人に対する戦いの状態になる」(ホブズ)
- 「人間は孤独でいる限り、彼自身であり得る。だから孤独を愛しない人間は自由を愛しない人間に外ならぬ。孤独でいる時にのみ人間は自由であるから」(ショペンハウエル)
- 「人は人によりてのみ人となり得べし。人より教育の結果を取り除けば無とならん」(カント)
- 「我思う故に我あり」(デカルト：コギトエルゴズム)
- 「考え抜き、悩み抜いた人間が、どうしようもないギリギリの運命につき当る時、このむなしい時間が人間の心を自然に同化させてしまう。しかし、それさえも求める心の烈しさが自ら形を整えるのである」(尾崎士郎：人生劇場)
- 「人間の生き方には何か一つの純潔と貞節の念が大切なものだ」(坂口安吾：いずこへ)
- 「自己の生存の出来もせぬ改善に向けられる人間の努力は唯一の真の生命の可能性を人間から奪ってしまう」(トルストイ：人生論)
- 「人間の本質は存在しない。その本性を考える神が存在しないからである。一中略一人間は自ら作るころのもの以外の何者でもない」(サルトル：実存主義はヒューマニズムである)
- 「人間は地上で楽しむ為には僅かな土くれがあればよい。地下で休む為には更に僅かの土くれがあればよい。人間は重要なことは決して十分に、じっくり考えない」(ゲーテ)
- 「人間は、ひとつの無限の霊の具体化されたもので、我々人間は悩みと喜びの双方に合うように生まれついている。そして我々のうち最上の人間は悩みを通して喜びを手に入れるのだと言える」(ベートーヴェン：エルデス伯爵夫人にあてた手紙より)
- 「人間は凡て暗い森である」(モーム：作家の手帳より)
- 「人間とは一つの総合、無限と有限、時間的なものと永遠的なもの、自由と必然である」(キエルケゴール：死にいたる病)
- 「人間はこの宇宙の不良少年である」(オープンハイム：戦争と笑い)
- 「人間は神と悪魔との間に浮遊する」(パスカル：パンセ)
- 「人間は社会の中でものを教わる事が出来よう。しかし靈感をうけるのはただ孤独においてのみである」(ゲーテ)
- 「人間の価値は環境から出来るだけ支配され得ないところにある」(ゲーテ)
- 「自然は人類を快樂と苦痛という二人の君主の支配下においた」(ベンサム：道徳及び立法の諸原理序説)
- 「人間は自由なものとして生まれた。しかし到る処で鉄鎖につながれている」(ルソー：社会契約論)
- 「人間は忘却から成り立っている」(アラビア)
- 「人間は物事自体によってではなく、それに関して抱いている考えによって苦しめられている」(ラテン)
- 「人間は絶望し得る故に偉大である。真実の人間は絶望し、選択し決断する内面的自己を持ち、そ

の自己に生きる人間である」(キエルケゴール)

- 「人間の心は生まれた時は白紙と同様である。知識や観念は生後の経験によって得られる」(ロック)
- 「人間の眼は失敗した時に始めて開く」(チェホフ)
- 「人間は原罪をもつ存在である」(キリスト)(註. ここで言う原罪とは神と自分の自己中心的な心との無限の隔りを言う)
- 「人は死ぬために生まれてくるのである」(池波正太郎: 食卓の風景)
- 「人間は一般に恩知らずで、移り気で、嘘つきである。危険に対しては臆病、利得に対しては貪欲である」(マキャベリー)
- 「自分が無力だと考えない限り、人は誰れも無力ではない」(パール・バック)
- 「生き抜く悩みとして、最も賢い人間の生活は自然に従う生活、自然に耳を傾ける生活である」(山本茂実: 生き抜く悩みより)
- 「人間は生まれた時は、立派な自由意思をもった人間としての子供である。それが何ものかの力で奴隷となる。奴隷こそ人間の赤裸々な偽らざる姿であり宿命である」(山本茂実)
- 「真に自身を知ることが人間の偉大さであるなら先づドン底に落ちることによってのみ、それは可能である」(山本茂実)
- 「人間は数多くの人人とのからみ合いの中で生きている。つまり、このからみ合い方が問題である」(関山悦一: 組織の考え方, 統率の仕方)
- 「人間は利己的である。快樂を求めするために苦痛を避ける。労働のような苦痛は、したがない。ただ人間が働らくのはそれによる報酬が労働の苦痛を上廻るか、働らかないことから生ずる生存上の苦痛が労働の苦痛を上廻るかどちらかである」(関山悦一: 組織の考え方, 統率の仕方)
- 「東洋、特に日本では労働は感謝の兆しとして意義と価値を持つ」(二宮尊徳)
- 「人間の欲求は生理的、安定的、受容的、自己実現、自主的の五つの段階から構成される」(関山悦一: 組織の考え方, 統率の仕方)
- 「ある賢人が言う。人間は生きるために食う。別の賢人曰く、いや食うために生きているのだ」(ア・クズネツォーフ: パービー・ヤール)
- 「人間の知性は明鏡ではなく、意志と感情で曇った鏡である」(フランシス・ベーコン: 言葉への旅)
- 「どんな人間の中にも、一生の間使い果たすことが出来ない程の多量の沈黙が蔵されている」(マックス・ピカート)
- 「80万年後の世界は病気もなく、社会斗争も経済斗争もない。人口抑制は成功し、人口は増加しない。こうした未来世界は一体天国なのだろうか」(H・G・ウェルズ: タイマ・マシーンより)
- 「人人、皆仏法の器なり、必らず非器なりと思うことなかれ」(懐 奘: 正法眼蔵随聞記)
- 「日本社会の人間関係は個人主義、契約精神の根づいた欧米とは大きな相違がある。特質はタテ社会である」(中根千枝: 単一社会論)
- 「人間は考えることなしには生きて行けない」(岩崎武雄: 正しく考えるために)
- 「人間と動物との違いは義務感の相違である」(司馬遼太郎: 坂の上の雲)

以上は折にふれ耳に聞いたもの、目についた人間に関する表現で、特に文献主義的に書くことは避けた。要するに、多くの言い方があるということである。まだまだ多くあるに違いないが、大体言わんとしている人間観は、人間のある側面に対する意見で、人間の弱点、欠点、能力、特徴、人間関係

などをそれぞれの視点で申し述べていると言える。ある意味でデカルト的視野からの人間的意見の投影と言えるかも知れない。

こうした人間観というか、人間像というものを若き女子学生に聞いた調査を私が行なったことがある。それは、本人の性格というものの自己判断と、どういう人間になりたいかという目的人間像を自由に書かせて調査したものであるが、これによると²⁹⁾、よりよい人間観を抱き、人間像を求めている様相が、さまざまな表現で述べられていた。しかし、これらの意義を要約すると、全表現型は585の言い回し方になる。この抽象的な人間像も、更に分類すれば34の類型像となる。ちなみに列挙すると次のごとくになった。

人間性表現像 特定人間性像 品性的頭脳性格像 内面的性格像 条件付性格像 保守的安全性向像 受身的信愛像 心情的人間像 野心的欲望生活像 外向的明朗像 感覚的反応像 知能的能力技術像 自主的意欲的努力像 価値的人間像 自己反応的人間像 厭世的人間像 習得的気質像 利己的個人像 慣習の伝統人間像 本質的寛大人間像 本質的楽天像 嫌悪の否定人間像 批判的现代否定像 活動的判断行動像 身体的条件人間像 人生観社会観的人間像 世界問題観的人間像 協調的協力人間像 特定条件付協力像 探究的研究人間像 虚無感的人間像 欠陥的人間像 不満的人間像 金銭的人間像である。

この中で最も多かった人間像は自主的意欲的努力像(11.10%)で、次が内面的性格像(7.54%)、受身的信愛像(7.27%)、外向的明朗像(7.11%)、心情的人間像(6.81%)、本質的寛大人間像(6.35%)、活動的判断行動像(6.05%)で、以上の7人間像で52.23%の過半数を占めている。この34像を更に集約すれば7類型にまとめることができる(表1参照)。

表1 集約人間像

人間像類型	高校生	短大生	計
① 概念的抽象人間観念像	31.1%	32.9%	32.0%
② 自己中心的積極活動像	20.0	24.3	22.1
③ 保守的伝統受身像	16.9	15.2	16.0
④ 感覚的情緒反応像	9.7	7.4	8.5
⑤ 人生社会的協調像	7.1	8.1	7.6
⑥ 能力的価値像	6.5	5.2	5.8
⑦ 嫌悪の否定像	3.1	2.6	2.8
不明	5.6	4.3	5.2
計	100.0	100.0	100.0

すなわち抽象的な人間観が多く32.0%を占め、次が自己中心的な考え方のものが22.1%、保守的伝統的な人間観が16.0%で、これらで70%を占めていることになる。

これと前述した有識知性人の人間観51を類型要約すると次のごとくになる。

帰順性 弱体虚偽性 闘争支配性 虚無的矛盾性 中間的流動性 反復経験性 利害打算性 自己訓練性 情緒反応性 孤独自由性 靈的怪奇性 固着的束縛性 飛躍轉換性 自然動物性 理知独善性 忍従努力性 有無総合性 選択決断性 宿命罪悪性 相互関連共鳴性の20人間観である。

また自己の性格を選択させたところ高校生と短大生の合計で最も多い性格を上位10までをとると、失敗すると気になる性格、涙もろさ、正直、明朗さ、おしゃべり、負けず嫌い、気がつく性格、くよ

29) 篠崎信男、『母性意識形成の構造的分析—人口資質問題の一環として—』、大東学園、1978年、pp. 97~125。

くよする、悲しくなる、引込み思案といったものであった。これらで41.3%を占めている。

そこでこういったものと前記有識知性人の人間観を対比して見ると、10項目ぐらひは高校一短大生の人間像と共通したものがあつたが、他は若い女性にはない人間観であつた。どうも有識知性人になると人間への見方が悪い面のみが浮き上がつてきている。

人間の性格像から見た人間観については、昭和44年に始めて行なつた人口問題研究所の典型的問題調査の結果を分析したものがあつた³⁰⁾。

これによると、成人男子で上位を占める性格は、「正直」、「裏表がない」、「氣のつく方」、「明朗」、「我慢強い」、「きちやう面」、「新しいことに慣れる」、「誰とでもよく話す」、「口数は少い」、「目上のものと遠慮なく議論する」であり、成人女子では、「正直」、「心配性」、「感情的」、「忘れっぽい」、「くよくよする」、「おとなしく人の言を聞く」、「たびたび憂うつになる」、「自信がない」、「口数は多い」、「自己を卑下する」となつてゐる。

この成人女子と女子高校・短大生とを比較すると、上位10性格で共通してゐるものが6性格あつたが、他の4性格は若干変化してゐる。つまり若い女性の「明るさ」は成人女子では「憂うつ」になり、「氣がつく」性格が「忘れっぽさ」へと変化し、「負けず嫌い」の勝気な性格は次第に従順な「人の言をよく聞く」ようになる。そして「引込み思案」は「自己卑下感」の性格へと変化してゐるように見える。また男女の上位性格の違いは、「口数の多少」、「明朗性と憂うつ性」、「氣のつく方と忘れっぽさ」、「目上との議論と人の言を聞く」、「我慢強さと自信のなさ」といったものが主なものであつた。

以上のことから見ると、女子では40%の性格が成人になると変化するし、男女の性格差は年齢別にかつたりの差を示すことが予測される。しかし、前述したように人間観はいろいろに言われるが、その表現型は585型であつた。そして次第に要約すれば30から40くらいにまとめることもできよう。といふことは、個々の人間の集団である人口という概念を取扱う場合、その捕え方も、これらの要素を含んだものとして包摂することも不可能ではないといふことである。人間の個々の属性を捨離しなければ人口概念がつかめないと考えてゐる人口学者と称するものがいれば、それは人口の特性を無視した抽象概念となり、このことは今まで見てきたように既に諸家の多くの議論となつたところであつた。つまり人自体の集団でなくても、動物自体の集団でも、物自体の集団でも同じことの研究態度となつてしまふ危険性を感じるからである。人口統計といふものが、そういった数理的処理をするものだといふなら、それこそ、統計一般の概念の中に人口統計も位置付けた方がより合理的であると思ふ。

しかし人口学なるものがあつて得るとすれば、その原基要因たる人間学といふものが成立するのかわるか、といふことも問題となる。したがつて、今まで考えられてきた人間学と称するものを一応、瞥見する必要に迫られてきたのである。

2 人間学への追求

これは既に前項でも紹介した『人間学』なる書物が既に出版されてゐた³¹⁾。以下述べることは、この本の中から引用抽出して追求するものである。14名の哲学者によつて論述されたものであるが、これらの人人が参考とした人間に関する外国文献書名は、大体1798年から1931年までで53冊ぐらひあつた。

この53の人間に関する論文が主要なる哲学者の人間論となつてゐるが、最近ではラントマンの人間

30) 篠崎信男、「人口資質問題論—日本人の性格問題を中心として—」、『人口問題研究』、第117号、1971年、pp.1~14。

31) 佐々木隆彦編、『人間学』、理想社、1931年、216pp。

学としての人類学とか、人の進化を扱った現代人間学なるものも出されているが人間学的哲学なるものは見当たらない。

これらの文献を見ると、言葉の問題であるが、人間というものに対する用語に Anthropologie という人類学的用語と Menschen という人間用語と2つある。つまり哲学者の間でも人類という人間集団の概念と、人間という個人の概念が混在していることを知るのであるが、この概念整理は現在も人口が人間の集団であるということの反省にも通ずる。人間という基礎単位は同じであるが、人口と人類という複合概念との関係はやはり等閑視しては研究者は先へ進めなくなるのではなかろうか。

もちろん、以下に述べる人間学なる概念の再構築に対しては、こうしたことを哲学的に思弁している。

これは総論的な意味で田辺元氏が「人間学の立場」と称するものの見解の披瀝の中に見ることができる³²⁾。この要約と問題点を指摘すれば次のごとくである。

田辺氏は人間学なるものの概念規定から始めているが、そのためには、哲学の部門で人間の理論的実践的創作的活動を対象とすると考えられてきた先験的な純粹心理学との対決を問題提起している。つまり、精神活動の一般的本質を研究するものとしての従来の既成的の先験的純粹心理学をいかに脱皮し飛揚して新しい人間学の礎石を置くかは、氏にとって重要な前提課題となっている。この飛昇哲学、別の私の言葉で言えば脱化哲学の滑走路、つまりその飛び台をアウグスティヌスの人間概念やフォイエルバッハの人間概念に置いているのである。

しかし、これらを一応批判しないでは、この概念から脱皮できない。そこでアウグスティヌスの人間学または人間概念が、主として自覚の事実を形而上学的に解釈する形而上学的心理学に外ならないとし、またフォイエルバッハも心理学を人間学の重要な部分としていることに若干の問題点を指摘している。つまり前者が“神学は人間学”なりとか、また“神学は人間学と自然学”なりとしていることをあげて、これは内的人間の人間学を特色としていることを指摘しながら疑問は当然、内的人間と外的人間とは、いかなる根拠で区別対立せしめながら、しかも同じく人間と考えられるのであるかということである。したがって、既成の人間哲学は初めから宗教的要求に支配された神学の治下に立っていたということになる。だが田辺氏は、この両者も人間学というからには何か既存のものと区別したいという念願は持っていたに違いないとして洞察するのであるが、ただ、その区別が明瞭に説かれていなかったとするのである。そこで自由な立場からの統一という概念が抱かれ、ここに全体人間の具体的考察という立場が出てくる。これが人間学の立場を規定する第一基礎条件であることを主張するに至るのである³³⁾。

しかし、この全体人間を対象とする考え方は既にフランスのメヌ・ド・ビランによって抱かれていたし³⁴⁾、また「哲学的人間学」なるものを著した小フィヒテも、人間学の対象を全体人間という概念で言明しているし³⁵⁾、その外ハイデッガーも全体の存在のイデーを予想していたことをあげている。

以上のように、全体人間の概念への志向は人間というものに目を向けていた哲学者には既にあったことがわかるが、その具象的思考において不十分であったにすぎない。そこで田辺氏は、全体人間の認識は部分的人間の認識の合成として得られるものではなく、部分に先だつ全体として考察するこ

32) 田辺 元, 「人間学の立場」, 理想社, 『人間学』, 1931年, P.7.

33) 田辺 元, 上掲(注32), 「人間学の立場」, P.8.

34) Maine de Biran, *Nouveaux Essais d'Anthropologie*, *Oeuvres inéd. publ. P. Naville III*, 1859, pp.327~328.

35) I. H. Fichte, *Anthropologie*, 1850, S.9, p.14.

と、すなわち氏に言わすれば、“全体として種々の仕方で存在する、その在り方を明らかにする”ということである。これによって心理学や生理学、心身結合の形而上学と区別せられるとしている。これを更に追求して、その存在の在り方、つまり作用主体の作用の遂行における存在であるとする。これは人間の存在論として存在の自覚ということが要件となり、これが人間の本質を規定するということになる。この意味でハイデッガーの全体人間の在り方の自覚として、「自覚存在的存在論」を人間学の予想として提唱したことを氏は評価しているが、これは必要条件ではあっても充分条件ではないと氏は考えている。

ここで物の世界は自我に属すると解しているが、人の世界は自我に属することのできない存在者とする。つまり超越的な存在者とする。つまり、この係り合いは単なる自覚存在論では無理で、弁証法的な存在的存在論の自覚を方法とするということ、かなり、その思考法は哲学的な言い回しがとられている。これを理解する手がかりとして氏が引例した言葉を借りると、“超越的存在者とは我を包み我と汝とを其内において成立せしめる共同体でなければならぬ。家族、部族、民族を経て、人類社会に到るまで、利益社会ならぬ共同社会は如何にするも我に対する実用性所属性に解消する能はざる、我の存在の母胎たり地盤たる超越的存在者である”と言っている。そして、いわゆる歴史的社会的存在者としての人間の弁証法的存在の自覚にして始めて人間学を立てるのに十分な立場となることを述べるのである。つまり自覚存在論は世界内存在の解釈に陥ってしまうから、この存在の自覚を方法論とせよと言っているようであった。これは後で述べる私の唯人証悟法という考え方に似ているようにも思う。

人間学というものへの考え方は、一口に言って存在の弁証法と存在論の自覚という相互の媒介がその方法を成立させると氏は哲学しているのである。人間学として氏はフォイエルバッハを優先的にとりあげ、ハイデッガーやゲルタイの生の哲学を退けているが、ただし、フォイエルバッハが唯物論者だからといって、この唯物論が人間学の必然たる立場であるという考え方には反対している³⁶⁾。すなわち、唯物論者ではなく弁証法的一元論者なのであるとするのであるが、氏の哲学の人間学は最も具体的な人間の弁証法的存在論的自己解釈とする立場から見ると、フォイエルバッハの人間概念も不充分であるとしている。そして最後に氏の提唱は、“かかる弁証法的人間学が哲学そのものの立場であるとするなら、今や歴史は哲学的人間学を要求するのみならず、更に人間学的哲学を要求すると言うべきである”と結論付けている³⁷⁾。

以上が田辺氏の所論であるが、同書に高山岩男氏も人間学について言及している。その一文に、“人間は云はば矛盾の統一体であるとか人間学は常に人間観の上に立つ、人間学は人間観の学的組織に外ならない”とする見解も示されていた³⁸⁾。

次に紹介したいのは本多謙三氏の大衆人間という素描で、この中に人口と人口問題についての所論が出ている。本多氏の人口概念は人間を多衆、つまり大衆として数量的に把握する時に人口の概念が出来上がるとしており、人口は直接には統計的な規定であるとしている。

しかし人口の数量的把握の必要性は人口そのものを考えるためではなく、政治算術であり、人口の数を知ることによって諸多の社会階級への統治に役立たせるという考え方が強かったということを述べ、人口問題を経済問題と結びつけたり社会問題と結びつけたりしてきたと言っている³⁹⁾。氏の人間

36) 田辺 元, 前掲(注32), 「人間学の立場」, P. 24.

37) 田辺 元, 前掲(注32), 「人間学の立場」, P. 35.

38) 高山岩男, 「人間学と世界観説」, 理想社, 『人間学』, 1931年, pp. 42~43.

39) 本多謙三, 「大衆人間——一つの素描——」, 理想社, 『人間学』, 1931年, P. 57.

概念は、社会階級別の大衆論を中心に論ぜられているように思われた。

ここで重大な私の関心事は、人間学なるものに人口を取り入れていたという事実である。つまり、人口概念と人間概念が渾然としてあったということである。日本で人口学なる名称が始めて出てきたのはアメリカ人口協会の調査研究項目を紹介した中に出てくる⁴⁰⁾。この中で文献集の内容紹介であるが12項目に分離されているが、この第2項に“Formal Demography”というのを館氏が「形式人口学」と訳したのである。形式人口統計という意味を人口学と書いているので、その後、氏はこれを中心にして研究したようであった。したがって、ここでの人間学もはたして学と言ってよいかどうか若干疑問があるが、Anthropology というのは人類学として成立していた。しかし、もっぱら身体人類学の面で R. Martin が、この体系を作っていたので、哲学面からは、これを人間学と訳してしまったのであろう。この人間学の中に表われた井上謙三氏の人口概念は、マルサスとマルクスを中心にした論述となっている。ただこの中で氏の見解に、人口の数と質との関係がちょっと触れている。それは社会階級、とりわけ労働無産階級が大衆の大半を占めるため、人口の数量の質的転化は労働階級の数の問題として展開されると論じ、この際、群衆に対する心理的・倫理的評価が混じられてくるものである。つまり、この質と数の関係が内在していることをマルサスの中に氏は看取したようで、この無産階級の多数は強い力を持ち、この数の増加は忽然と質に転ずるといふことのようにである⁴¹⁾。

しかし、これは氏に言わすれば数的附加論で、数で万事が解かれるように見えるのは価格経済時代の特徴産物であり、貨幣は背後に質的な商品を控えている云々と述べている。

既に田辺氏が言及していた人間学の概念で、先験的純粹心理学といかにして決別するかという命題に、同書の中で城戸幡太郎氏が“人間学としての心理学の問題”として、これに答えるごとく論文が出されていた⁴²⁾。

氏は概念と存在は常に一致しなければならぬということを前提とし、自然と精神を区別し、“心理学が哲学の方法として考へられたのは、心理学の問題が主として意識にあり、意識と認識が厳密に区別されなかった”からであると言っている。精神科学は主観の立場からあらゆる存在を認識するもので、その認識は存在の普遍性ではなく価値の妥当性である。このためには自己目的の実現を主張し得る見識がなければならない。この見識が主観を超越した客観的の権威を必要とするもので自然科学と異なる点は、この「主観性における客観性の認容」ということが自然科学の「客観性における主観の拒否」との相違であるとするのである。このことは意味としての存在で、ここに自他との相互関連を認める立場に立つ、この存在のあり方を生活体と称し、この構造を生命として理解し得るに至っていることは、有機体構造を指向し、人間学としての心理学は従来の文化科学や社会科学と決別し、教育科学として呼称することが適当であることを提案している。

人間を研究しているものは必ずしも自然科学者や精神科学者ばかりではない。文学者もその1人である。横光利一氏の見解や小林秀雄氏の見解などはその代表例と言ってよい。

特に横光利一氏の「人間学としての文学」を主張し“文学と雖も生活と同様にあくまでも自己を、個人を人間を中心にせずしては成立しない”と言って小林秀雄氏の文学論をも引例している⁴³⁾。すな

40) 館 稔、「アメリカ人口協会について」、(財)人口問題研究会、『人口問題』、第二巻第一号、1937年、p. 322.

41) 本多謙三、前掲(注39)、「大衆人間——一つの素描——」、pp.58~59.

42) 城戸幡太郎、「人間学としての心理学の問題」、理想社、『人間学』、1931年、pp.70~85.

43) 横光利一、『文芸時評』、改造社、1930年、pp.123~131.

わち文学は、いかにすれば人間が、人間である我々の前へ人間と社会とを明瞭にすることができるであろうかと努力する方法の1つとしてあるものである。このことから、文学はあくまで人間を基本とした方法論であるとするのである。これらの所論をふまえて、瀬沼茂樹氏が作家の全人的な文学活動の過程を考察している⁴⁴⁾。

これに対して中井正一氏が、これと対照的に「芸術の人間学的考察」を行なっていた⁴⁵⁾。氏の概念は、ハイデッカーの人間観を通してハイネマンの生命論を取っているように私には思えた。

哲学者が人間をどう思惟するかということと対照的に、長い人類の歴史の上に内面的に君臨してきた神なる想念が、いかなる人間概念と係り合ってきたかを瞥見することは避けられないものと思う。別の言葉で言えば、宗教というものが神と人間との関係をいかに取り扱ってきたかということである。現在、世界には歴史的試練を乗り越えて残存している多くの宗教を見るが、まず欧米に広まったキリスト教、カトリックとプロテスタントの教義に表われた人間観というものを検討する必要がある。確かに宗教が人類の救いとして大きな力となって人間に働らいてきたことは事実のようであるが、人間の側から見て、この人類の救いという問題を理解するためには人間の本質についてはっきりしたものが問われねばならないが、これらキリスト教の教理においても、人間観、さらには人類観というものが出発点であり、中心的な意味を持っていることを考えると、これの検証は重大な意味があると思う。これについては河面仙四郎氏が概説したものが出ている⁴⁶⁾。

こうした宗教観と人間観についてはニイチェやアウグスティヌス、カント、フィヒテ、ヘーゲル、フォイエルバッハを始めカーライル、エマソン等に至るまで多くの哲学者の関心事となり、またこれら宗教的人間観にも若干の影響を与えていることを知るのである。

河面氏の検証によれば、カトリックとプロテスタントの人間観の相違を人間の元始状態（氏は人祖と呼んでいる）における考え方に焦点を当てている。ローマカトリックの人間観は、周知のごとく人間は靈魂と肉体から作られているものであり、前者は理性的なもの、後者は意志的なものとして神の意を体して行動するものと概念されている。このため、この自然的恩賜物に更に付加的な超自然的恩賜物を与え、感性のコントロール、及び苦痛と死からの解放を与えたのであるが、これがアダムによって融合統一されなかったことを人祖の墮落とした⁴⁷⁾。こうした二元論的人祖観は、不確実な表現として教義に入って1870年のヴァチカヌム教義にあっても保存され今日に及んでいるという。したがって、かかる原罪人間観は人間の告白と懺悔によって教会の命ずる所業を行ない、神の救いを恩恵として受けることになる。ということは一つは神の力、一つは自力でもある。こうした考え方は仏教にもあるが、氏によれば、これは二元論で善行功德は人間が実行するものである以上、本質的に変化しない限り神からは許しは得られない。つまり、道徳的に善行をすればするほど、罪に敏感となり不安が増大し、ますます絶望状態に陥るのではあるまいか…ということが言える。これを見てマルチン・ルーテルが、この状態から脱するためには行ないによるのではなく信仰によるのであるとするのである。つまり人間の救いは行動ではなく神の恩恵に対する信仰、または信頼によるとした。

これがプロテスタントの教義になったということである。すなわちカトリックの人祖像の霊と肉的二元論に対して、この人格の本質が実際に神に準拠しているものとして人間を人格一元的に見るの

44) 瀬沼茂樹、「文学及び文学論の人間学的形態」、理想社、『人間学』、1931年、P.100。

45) 中井正一、「芸術の人間学的考察」、理想社、『人間学』、1931年、pp.103~113。

46) 河面仙四郎、「カトリック・プロテスタント両キリスト教会の教義的アントロポロジー」、理想社、『人間学』、1931年、pp.154~156。

47) 河面仙四郎、上掲(注46)、「カトリック・プロテスタント両キリスト教会の教義的アントロポロジー」、P.139(創生記三より引用)。

である。

カトリックの見解は、罪とは“神の律法を自由意志的に実際犯す”ことである。このことは、一方において結婚を神聖なるものとしながら、片方では禁欲をよしとする矛盾したものに陥らざるを得なくなる。このため、罪の償いのためには自由意志の積極的善をカトリックは求めるのであるが、元来、そうした自然的恩恵物が肉体としてある以上、洗礼されようと、されまいと、その意志の罪惡的方向は依然として存在している。したがって原罪を有する人間は、既に神の意向にそう行為を選ぶ自由を失っているとするのがプロテスタントの教義であるから、ただキリストの恩恵を信仰するのみである。なんとなく日本の親らん上人の態度を思わしめるものがある。こう見てくると、カトリックの原初人間観は原罪として常に善行を自由意志で行ない神の恩恵を願うことになり、生の理想も出世間的と世間的の二重概念が交叉する。超自然的の神の国への道は俗世間的の法則の上に立つ。つまり俗権が教会の権威の下に立つことになる。

マックス・ウェーバーがこの両者を評して、カトリックは遁世、脱世間的修道院的禁欲主義で、プロテスタントは在世間的禁欲主義と呼んでいることは、ちょうど仏教が出家と在家と呼んでいることとよく似ている。

要するに、河面氏の主張は宗教観の中心に神というものが希薄になると功利主義やプラグマチズムが出て来、単なる清めのピューリタニズムは反動として今日のアメリカニズムを作ったとしているが、問題の所在をキリスト教を中心にして、原罪、人祖墮落、自然性を根本惡観、意志の自由、不自由といった点におき、最後に哲学は経験の反省であるが、宗教は目的を持った人間の精神的倫理的使命にあるというアルベルト・リッチの言葉で結んでいる⁴⁸⁾。

以上のごとく人間学の総論とも言うべき考え方について、「人間学の立場」、「大衆人間」、「心理学」、「文学」、「芸術」、そして「宗教」等からの人間追求を見てきた。

こうした論説から命題として私に与えられたものは、「人間学的哲学」への志向、「人口概念の数と質」の検討、「人間に関する意識と認識、及び主観と客観の相互関係」、「人間的経験の表現問題」、「生命の実存性への探求」、そして「超我概念と自我概念の関係」といったものが人間哲学、または人口哲学として思惟することが示唆されているように思える。

3 哲学者が抱いた人間概念

(1) カントの人間概念

カントの人間概念は、自然に対するものと人間自体に対するものに別れている。つまり人間の在り方の哲学的分類であるが、現象人(ホモ・フェノメノン)としてのものと、本体人(ホモ・ヌーメノン)としてのあり方である。つまり、前者は自然的存在として自然必然的な因果の連鎖の中に置かれた人間概念であり、他はこの全自然から独立自由としての自律的人間概念である。この後者の自己目的的人間像をカントは人格と呼んだ。

したがって、カントの人間概念に対する哲学は実践理性批判の中で、人間と自然又は世界との対立を二元的原理として認めた最初の人とも言われているが、これはプラトンのイデア論哲学と同じ軌道範疇にもある。それは、いずれも理性と精神というものを持っているという点でホモ・サピエンスの人間観を基礎とするからでもあると言われる⁴⁹⁾。しかし、厳密に言うとやや異なった哲学思考もある。

48) 河面仙四郎、前掲(注46)、「カトリック・プロテスタント両キリスト教会の教義的アントロポロジー」, P. 155.

49) I. Kant, *Anthropologie in Pragmatischer Hinsicht*, 1798.

目的論的思考では一致するが、カントのは人間を主体としたものであるのに反して、プラトンのイデア論では超人間的なものを主体としている点である。超人間的なものから人間の意志の目的観へと脱化したところに重大な意味があり、このため、いわゆるドイツ理想主義哲学の元祖となったのである。だが完全に超人間的な概念を払拭せしめてはいない。理論的には証明できない神であっても、実践理性の要請としては神の存在を考えていた。しかし、この要請された神は人間自体の要請であり、単に神の手段としての人間概念からではない。ここに人間の尊厳性があるとも言えよう。

カントの人間に対する問いかけは4つの命題から成っているとされる。すなわち、①我々は何を知ることができるか、②我々は何を為すべきか、③我々は何を期待するか、そして④人間とは何かという形式である。こうした問答によってカントは人間に迫るのであるが、M・ブーベルによれば、第1問は形而上学を、第2問は道徳問題を、第3問は宗教問題、そして第4問こそが人類学を指向していると言う⁵⁰⁾。

いずれにしても、カント的人間観は独立自主的な自己目的的自由自律人間への契機を作ったということが特筆されるべきであろう。

岩崎勉氏はカント的人間観を評して、“神の属性が世界から失われることなく人間そのものに帰せられるとするなら、この哲学は神の死によってのみ完成されるであろう”と言っている⁵¹⁾。

(2) フォイエルバッハの人間概念

フォイエルバッハの人間観はあまりにも有名であり、人間そのものに直進する人間概念は次の言葉で表明されている。つまり、“神は私の第1の思想、理性は私の第2の思想、人間は私の第3の、そして最後の思想であった。神性の主体は理性、だが理性の主体は人間である”と言っている言葉に見られる。カントもそうであったが、何かこの時代の哲学者は神学との係り合い、キリスト教義の人間概念からの脱皮思想にとりつかれたような感がある。

それは、これらの宗教の神学及び思弁哲学に矛盾を感じたのかも知れない。すなわち、信仰と理性の矛盾である。また他方において自然科学が勃興しコペルニクスの発見やマイヤーのエネルギー概念の導入など、さまざまな学問の風潮も当時の哲学者に影響を与えたに違いないと思われる。“神の本質は人間の本質より以外の何者でもない⁵²⁾”とし、“神の意識は人間の自己意識であり、神の認識は人間の自己認識である。彼の神からその人間を知り、更に又その人間から彼の神を知る。両者は一つことである。人間にとって神であるものとは人間の精神靈魂であり、人間にとって精神、靈魂、心情であるものとは彼の神なのである”⁵³⁾。

したがって、フォイエルバッハにとっては神が宗教の初めでもなければ中枢でもなく終わりでもない。実に人間が宗教の初め、中枢、終わりなのである⁵⁴⁾。ここで神の位置の代わりに人間を置くことになり、抽象的な超我的なものから具体的なものへ、経験的なものへ、現実的なものへと歩み寄ろうとしていると言ってよい。そこで、自然をも含み生理学をも含めて普遍的な人間学を新しい哲学としている⁵⁵⁾。

しかし、フォイエルバッハの人間概念は雑然とした混交としたものであることは多くの哲学者によって指摘されているところであるが、少なくとも、その特徴の幾つかを要約すると、前述したように

50) M. Buber, *Das Problem des Menschen Graphische Werkstätten Kösel Kempten*, 1961, p.13.

51) 岩崎 勉, 「カントの人間観」, 理想社, 『人間学』, 1931年, P.162.

52) L. A. Feuerbach, *Das Wesen des Christentums*, 6, 1841, p.17.

53) L. A. Feuerbach, *ibid.*, p.15.

54) L. A. Feuerbach, *ibid.*, p.222.

55) L. A. Feuerbach, *Grüdsätze der Philosophie der Zukunft*, 1843, Chap. 55.

人間と神との関係を人間と人間の本質の関係に置換し、人間の本質は「人間における本来人間的なるもの」という表現をしている。別の言葉で言えば、対象化する主体が人間であり、対象化された人間が人間の本質ということである。私に言わせれば自己が自己を内省的に見つめることの中に意識化されるものこそが重大なのである。これは後章で述べる私の“人間自己問答論”的思惟のプロセスを意味しているように思う⁵⁶⁾。

こうした人間の本質は、フォイエルバッハにとっては神の代理とも言うべき諸徳への意識である⁵⁷⁾。彼は個人としての概念を種という概念で捕え、人間と人間との結合生活を類という概念で捕えている。かくして、人間の全本質を共同体という場で統一概念としている。

人間の位置を神の位置にまで持ち上げて行くためには、人間の本質を罪惡的なものと見なすわけには行かないであろう。したがって彼の人間本質は全能、完全、神聖、無限なるものとして見出されなければならない。ということは、理想の人間像を意識化するというの外はない。

しかし前項で人間観を見たように、フォイエルバッハのような人間本質像を述べたものはほとんどない。サルトルに至っては、神が存在しないのに神という概念をもって人間本質などということ自体意味がないとまで言っている。

こうした理想的な人間共同体に関する解釈において、マルクスが、これを批判しながら唯物史観を展開することになった。

とまれ、フォイエルバッハによって人間中心思想が、その端緒についたことは事実で、こうした大胆な勇氣ある脱化哲学は当時としては高い評価を私は与えてよいと思う。ただ哲学としてヘーゲルの影響から完全に脱化したとは言い難い面もあるが、1843年の彼の「将来哲学の根本命題」においては、ヘーゲルと決別し、絶縁されたものとして示されている。

彼の哲学の内面性は、単なる思索家としてはなかったようにも思う。彼の哲学は動いていたのである。だから思い切った飛躍で、「人間は人間にとって神である」と言わしめたのであろう。抽象思惟の人間観と生活実体人間観との合一の契機を作ったことは特に注目できる⁵⁸⁾。この思考ラインは、人間概念、そして人口概念、または人口現象概念といったものへの再検討にとって参考となるものであるということを付け加えておこう。

(3) マルクスの人間概念

マルクスの人間像、または人間概念は必然的にプロレタリアートの存在を中心にして抱かれている。中世の人間観は神学的人間観であり、これを脱皮するために苦悩したのでもあった。つまり、超越者の存在学と超越性の人間学を持っていたとする⁵⁹⁾。

すなわち、ブルジョアジーの人間概念の基礎は自我的なものの存在を普遍性において捕え、その主体を理性においた。ところがプロレタリアートの人間観は歴史社会的に、これは階級闘争の人間存在史に基礎を置いている。ブルジョアジーの史観が個人の自由競争原理を基礎とした歴史観に立つのに反して、プロレタリアートの歴史観は新しい階級闘争を打ち立てることになる。したがって個人を中心にしたブルジョアジーの支配権が高まるとともに、プロレタリアートの個人性というものは消失していかざるを得なかったとしている。このため、プロレタリアートはその代償として階級生活者としての人間概念を持たざるを得なくなったことがあげられよう。

56) 篠崎信男、『人間に向いて発する人間の問』(人口問題研究所・部内研究資料), 1981年(1936年脱稿), 80pp.

57) L. A. Feuerbach, *Wesen der Religion*, 1845.

58) 篠崎信男, 前掲(注27), 「人口資質理論の追求」, P.3.

59) 山崎 謙, 「マルクスの人間学」, 理想社, 『人間学』, 1931年, P.178.

中世人の生活意識が人類意識であり、近代ブルジョアジーが個人意識であるとするなら、現代のプロレタリアートの生活意識は階級意識であるということになる。マルクスの人間概念は中世人の存在を超越性において捕え、近代ブルジョアジーが個人の見地から捕えているのに対立して人間の歴史性の中に人間を捕えようとする。この存在論の図式は、超越的存在人間観、個人的普遍性的存在人間観、そして階級的歴史的な存在人間観ということになる。

別の言葉で言い換えれば、信仰的超越的神秘的人間観と理性的形式論理的人間観、そして集団行動的弁証法的人間観という、この三つ巴の人間像が現在も存在しているということであろう。プロレタリアートにとっては個人性というものが剥奪されているか、又は希薄にさせられている以上存在論的自覚などというものは考えられようもない。したがって近代のブルジョアジーが自然科学をもって、プロレタリアートが社会科学をもって、それぞれの理論の代表的な形態を作ったことは歴史的に見て理由のないことではないと山崎謙氏は述べている⁶⁰⁾。氏によれば封建時代は生産力の著しく衰った時代であったために、ブルジョアジーは生産力の増強のためには資本主義社会を建設しなければならず、この目的のために自然科学の力を借りることが必要でありこれを独占した。ところが、これが極度に発達してきて生産諸関係のあり方が不十分なことが表面化されると、プロレタリアートはこの関係を批判することにより社会科学を持つことになったとしている。マルクスの吐きは“今まで哲学者というものは意識がどうの世界がどうのと議論ばかりしているが、人間を救うのが哲学者ではないのか”ということである⁶¹⁾。

マルクスの人間概念を要約してみると、抽象—個人—集団といったものが反省させられ、神—理性—歴史といった順歴も考えられてくる。マルクスの人間観は、それから導き出されてくる他の価値的人間問題の方が重要な課題のように思われた。

(4) ニイチェの人間概念

ニイチェも、絶えず人間の問題を問題にした哲学者の1人である。人間を超克することによって新しい人間の創造を目指していると言ってもよいかも知れない。

したがって当時の人間観に対し、これを改革しなければならぬという1つの革命的な思想が根底にひそんでいたのではないかと思われる。ニイチェの攻撃の的となった人間像は文化を消費者の要求としている商人、法律的な人間、教養の俗人などである。このことは、現在の日本にも当てはまるものではあるまいか。経済、経済といって政治と結託しては金銭のみに夢中になっている企業人。一方では法律を盾に取って役人天国のみを考えている行政人。そして、大学の教授という肩書きで実はテレビに出たり本ばかりを著して有名人と思いついでいる評論人等々。いずれも人間そのものを忘れ果てた人人によって占められている人間像がそれである。そこで、ニイチェは人間というものを動物と超人の中間位置においている。

ニイチェは人間罵詈から発しているが、それは以上のような下らぬ人物の超克にあったと言えよう。この人間への彼のえぐり方は鋭いものがある。すなわち、その昔、人は神の為に人間を犠牲にした。次に人類の道徳的時代には神の為に人間が所有していた最も強い本能、即ち、自然を犠牲にした。そして最後に犠牲にさるべき何が残ったか。いよいよ神そのものを犠牲にすべきではないだろうか。そして自分自身に対する残虐性から……無を祈らなくてはならないのではなからうか。無のために神を犠牲にするということの逆説的な残酷性の秘密が将来に來らんとする人間に僅かに残されてい

60) 山崎 謙, 前掲(注59), 「マルクスの人間学」, P.186.

61) 篠崎信男, 前掲(注56), 『人間に向けて発する人間の問—人類実存哲学への接近—』, P.22.

る。我々にそれについて既に幾分かを知っている……云々⁶²⁾”。したがって、神や精神からではなく自然から人間を理解しようとする立場に立つ。この人間革命は、プロレタリアートのように下層階級からでなく貴族主義というものから出ていると言われる。それにしても、この毒舌的予言は、既にフョイエルバッハやマルクスを通して、更に下ってはサルトルに至って表面化されている。

池島重信氏はニイチェの人間学の範疇は大体、マルクスの社会化人間学、キエルケゴールのパトス的人間学、ショペンハウエルやフロイドの衝動的人間学などと同じ類型、つまりホモ・フアーベルの人間学としている⁶³⁾。ニイチェは人間の自然が持つ一種の制御装置の積極的能力を意識化しているようで、この装置の中に忘却という能力を置いている。これが意識の健全休養余地を与える。つまりぬものを意識するということは真の道徳性、つまり本能的な確実性というものを駄目にしてしまう危険性があるからであるとする。ニイチェに抱かれた根本念は、彼が心理学的の追求において心理学が意識というものを高く評価するのに対する徹底的な反撥否定である。表象された意志とか感情などというものは皮相的である。主観と客観との因果関係は我々に絶対に覆いかぶさってわからないものである。認識における思惟は全く勝手に作った虚構であるとする。

こうしたニイチェの哲学は、“学問の体系化は虚偽への第一歩である”と言わしめるのである。更にニイチェは、「心の原子論」を説くことによって彼の根本念は「権力意志」、「強大一切」の思想となる。こうした思想は、プロレタリアートの力の問題として影響を与えたことは想像に難くない。ニイチェを評して、「人間的な余りにも人間的な」と言わしめているもの、またツァーストラと呼ばれる超人思想の根拠も、理性又は悟性、精神といったものを吹き飛ばしてしまった権力意志なのである。

ロゴスからパトスへの転換思想を見るような気がするが、ニイチェの人間観は私に言わすれば、人間が持っていた自然能力の人間らしさを取り戻す改造人間観でもある。

(5) シェラーの人間概念

シェラーは今まで考えられてきた哲学者の人間観、または人間像の統一ということが彼の人間学への前提となっている。

既に前述したように、神学的人間観、つまりユダヤ教、キリスト教その他原始宗教に現われた人間像、そして哲学的人間学、言わば古典的、ギリシャ的人間像、第3が近代自然科学の人間像、別の言葉で言えば自然主義的・実証主義的・実用主義的な人間像である。これら3つの類型概念は、すべて共通した矛盾なきものとしてあったのではない。むしろ、相いれないものとして対立・相背反している。こうした人間像は、歴史的なものとして許容するとしても、そこに統一的なものがなければ、いかなる人間像をもって未来の人間観にするかは問題となる。つまり実に多種多様な曖昧模糊たる人間観が今まで提案されてきた。したがってシェラーは、人間が1万年を経過することによって、ますます人間自体が全く疑問になってしまった時代であるとするのである。そこで彼は言う。“人間は最早自分が何であるかを知らない。と同時に自分がそれを知らないということを知っている”と⁶⁴⁾。

シェラーは前述の3概念による人間観に捕われることなく、人間の自覚と自己観の新しい人間観を展開しようとするのである。しかし柘田啓三郎氏によると、以上の3人間観以外にもシェラーにおいては2つの人間概念があることを述べていた⁶⁵⁾。それは、以上の3人間概念がすべて生を肯定してい

62) F. Nietzsche, *Jenseits von Gut und Böse*. (善悪の彼岸), 1934年, 岩波講座, 第11冊より。

63) 池島重信, 「ニイチェの人間学」, 理想社, 『人間学』, 1931年, P.190。

64) M. Scheler, *Die Stellung des Menschen im Kosmos*, 1928, pp.13~14。

65) 柘田啓三郎, 「シェラーの人間学」, 理想社, 『人間学』, 1931年, P.203。

るのに、生を否定した人間の営みを一種の病的現象と考える人間観である。すなわち生の行き詰まりであり、精神も理性も一つの病的状態であるとするのである。シェラーはよく、この生の行き詰まりを壁と呼んだり、また袋小路と言ったりしている。したがって、人間はこれから脱路行をしなければならないことを主張するのである。このためか、シェラーの第5の人間観はニーチェの超人の考え方を取り上げるに至るのである。これは一種の無神論であった。しかし、神の否定は責任の解除や人間の自立性と自由の低下としてでなく、責任と自主性のすべてを考え得られる最高の向上として考えるのである。こうした指向は既にカントにも見られたし、またフォイエルバッハにも見られた思想でもある。したがってシェラーは、これを「厳粛と責任を要請する無神論」と呼んでいるのである。こうした5つの人間観を統一することは容易ではないが、人間の本質解明はすべての哲学者の試みでもあったし、またそれはその可能性を求めているからでもある。それ故、狭い領域から求めるのではなく、広い領域、シェラーの言い方によれば、“1を求めて多を見出すのではなく、多の中に1を求める”態度になる。つまり、全自然一般に対立せしめる概念である。これがいわゆる「宇宙における人間の位置」を定めようとするシェラーの試みなのである。つまり全人思想の方向である⁶⁶⁾。

シェラーが考えるところの人間の本質は何んであろうか、彼はイデーでいろいろなものを作ったりする選択を人間は持っていない。人間は意識すると否とに拘らず、また自ら獲得するか受けつぐかに拘らず、必然的にこのようなイデーとこのような感情を持っている。

絶対的存在の領域を、その思惟する意識の前に持つということは、人間の本質に属しており、そして自己意識、世界意識、言葉及び良心と共に一つの裂くべからざる構造を形作っているとするのである⁶⁷⁾。

私に言わすれば、人間は自らの方向において自らを救うものをシェラーは求めていると思う。

(6) ハイデッガーの人間概念

ハイデッガーの人間に対する問題提起は、今までの学者が与えた多種多様な知識、すなわち、肉体的、生物学的、心理学的の研究、また性格学、精神分析学、人類学、教育学、諸世界をめぐる文化形態等々によって人間に関する資料を持っているが、しかし、これらは問題の立て方、その基礎付け、その表現叙述の仕方において主要な前提が根本的に異なっているとするのである。

しかし、これらの人間への豊富なる知識も人間とは何であるかの問いに対しては全く根本的に答えていない。つまり人間についての諸経験的認識の豊富さにもかかわらず、人間学の理念は全然不確定なものに終わっている。1935年アレキセス・カレルが生理学的・病理学的に研究してみても、最後は人間は未知であると告白しなければならなかったことはその例である。

ハイデッガーによればシェラーの人間学は確かにいろいろな知識を与えてはくれたが本質的の諸困難や諸葛藤をも与えているといっている。つまりシェラーは人間についての中心的な哲学的問題の貯蔵池を示したが、人間の本質については決定的に論じ得る地盤を欠いているとするのである⁶⁸⁾。かくシェラーを批判しながら自らの問題を引き出すために、彼はカントの人間観に帰ってゆくのである。

前述のカントの人間概念で既に述べたように、人間の本質とは何かの問いは、「何を私は知り得るか」、「何を私は為すべきか」、「何を私は望み得るか」、そして「人間とは何であるか」の4つであった。前の3つは、すべて最後の第4の問にかかっている。このことは人間の諸性質、知識、行為、信仰、意識活動等の諸々の根本本質の究極の統一に対する問いでもある。

66) 篠崎信男、前掲(注27)、「人口資質理論の追求」、P.5.

67) M. Scheler, *Philosophisch Weltanschauung*, 1929, pp.2~3.

68) M. Heidegger, *Kant und des Problem der Metaphysik*, 1929, P.200.

つまり、存在しているすべての諸現象を合一して存在するもの、つまり諸現象的存在の一般の本質、またはその根拠を問うことがハイデッガーの人間概念の根本問題となっている。

そこで彼の命題は基礎的な存在論問題として出てくる。言わば相対的なまた経験的な人間そのものではなく、この人間自体の本質の問題なのである。このことは経験的なものを絶えず超越せんとする本質、つまり超越性を問題とすることになる。その問題提起は存在一般の有限性であった。大江精志郎氏はこれを評して仏教的用語を以てすれば、“凡ゆる存在の無常ということに外ならない”と言っている⁶⁹⁾。したがってこの有限性の本質、万有の無常性というものはどうして把握できるのかという問題が出てくる。このことは、人間を他から理解すべきでなく人間自体から理解すべきであることを示している。

既に多くの哲学者が人間を哲学するに当たり、ギリシャ人の人間観から脱皮し、また中世人の人間観から脱化してきたことは、とりも直さず人間それ自体が残ったということである。この有限性の存在は至る所で面前する。理屈を待って把握するのではない。その前に存在領解とでも言うべきものがある。これは一つの直観、又は体験というものを含んでいる。こうした把握のあり方についてはデイルタイも生を生そのものから理解すると言っており、1つの実存在的な思惟、具体的な思惟でもある。

このような対象となると、これは規定されなくなる。つまり自明の存在としか言いようがない。つまり今まで脱化した人間存在論は再び神秘的宗教的な色合いに包まれてくる。

したがって、ハイデッガーの存在領解はその有限性の中に普遍性という根拠を見ることによるのみ成立する。一体、この有限性の持つ普遍性とは何んであろうか、彼にとってはこの存在領解と人間的現存在との合一、または同一、統一を示す以外にはない。そして、あらゆる存在の総体概念として世界を把握することになるのであろう。彼は“世界認識は実践的人間学と同義である”と言っている⁷⁰⁾。

すなわち人間の実存在は有限性であり、それは無であり、それは超越を把握することにもなる。彼の人間の具体的存在は常に「気にするもの」、「気にかけるもの」、「気をつけるもの」、「気を配るもの」等々において世界と係わり合っているということである。

したがって、この基礎的存在論への思索は、つまるところ人間存在論を問うことになるが、この人間自体とか人間的なるものについては不明確であると思ふ。

しかし人間に対する問いという形で人間を追求してゆく彼の試み、そして直観とか体験といった意識以前への領解といったものを暗示したことは、おそらく次の時代のサルトルの人間概念への思索に影響を与えたに違いないと私は見ている。

(7) パスカルの人間概念

ここで私は不思議に思ふのは、パスカルの人間概念が触れられていないことである⁷¹⁾。1926年、当時既に三木清氏が「パスカルに於ける人間の研究」を出している⁷²⁾。これはパスカルが自然科学者であるため哲学者からの人間論が落とされたようにも思ふ。パスカルの人間概念は人間存在の脆さを見つめているようであり、それは有名な言葉“人間は葦の葉のように弱い。だが考える葦である”という文に表われている。

69) 大江精志郎、「ハイデッガーの人間学に於ける根本問題」、理想社、『人間学』、1931年、P.210。

70) M. Heidegger, *Vom Wesen des Grundes*, 1930年、P.23。

71) Blaise Pascal, *Pensées sur la religion*, Paris, 1669, 1697。

72) 三木 清、『パスカルに於ける人間の研究』、岩波書店、1926年。

この点ではデカルトのコギトエルゴズムの流れを汲んでいるが、パスカルのもう1つの人間概念は中間者という思想であろう。彼の言葉に従えば、“人間は宇宙に比すれば虚無にも等しく、さればとて、血液の血球、細菌に比すれば巨大である。この中間的存在が人間である”と言っている。しかしパスカルも当時の神学的人間観には気を使っているようで、この人間観は神の存在の有無に係わり合っていると、ここに自然科学者としての賭けが課せられた。そこで、“とに角、やってみよう神があるかないか、それは賭である”ということになり、始めて選択的人間概念が抱かれており、今様に言えば試行錯誤的人間概念が示されていると言ってよからう。しかし、この選択性の故に人間の主体性が優先されていると私は見ている。この点はシェラーの人間本質、つまり絶対的存在領域は既に持っているのであるからイデーで選択したりすることはできないとする人間論と半ば対立することになる。だが、その方向は神への存在への接近であるから究極は同一範疇に入ってしまう人間概念となる。パスカルはデカルトの思想と対立している。

(8) ノースロップの人間概念

今まで述べてきた人間観、多くの哲学者達が抱いた人間概念は、言わば古典的人間概念の記述であった。しかし、ここでのノースロップはアメリカの自然哲学者であり、現代的人間概念を説く代表者として見る事ができよう。ということは古典的哲学者が形而上学的な思惟を中心とするのに反して、自然物理数学的な思考から人間を見ようとしているからである。

このため科学というものがいかに経過してきたか、その第1原理は何かということを経理科学から追求していくのである。これは、まさにドイツのマルチン・ブーベルが、やはりギリシャの哲学者から近代の哲学者までの人間観を追求したのと同じ経過をたどっているのと似ている。一方は科学を、片方は哲学の変遷を追求して、そこからなんらかの人間像を打ち建てよう、または把握しようとする試みであると見られる。1932年ころのノースロップの人間概念は“人間とは合理的動物である”と人間の項で冒頭言い切っている⁷³⁾。そして生理学、論理学、精神霊魂的、認識論的に人間の性質というものが考慮されるまでは人間の性質についての普遍的な、また予備的な概念さえも持てないように思うと言っている。したがって遺伝、細胞組織、進化のメカニズムの第1原理と科学の第1原理を対照し、これらの統一を計ろうとするが、この複雑矛盾性を持っているのが人間であると言わざるを得なくなっている⁷⁴⁾。ただ、彼が人間概念として最高の人間像としてレオナルド・ダヴィンチを挙げていることが注目を引く。

しかし、その後のノースロップの人間概念は若干変化したようで東洋と西洋との文化意識の比較によって、人間の位置を決定しようという試みがなされている。しかも芸術観、美術観というものをも考察の対象とし、更に宗教観をもとり入れて東洋の包含思想と輪廻の循環思想が人間の平等化や民主化にはある価値を持つが、それは自由化ではないとする。つまり、赤子は生れた時は自由であるにもかかわらず束縛される。こういったシステムから人間の真の自由独占を回復するためには、近代合理的な、独立した判断が下せるような契約精神が大切であるとする。この契約的人間概念こそが、その根底になければならないとする人間思想になっている。ここでも彼は非技術的社会と技術的社会の融合に努力しているかに見えるが、20年たっても相変わらずノースロップの頭の中にある理想的人間像はレオナルド・ダヴィンチやミケランジェロであった⁷⁵⁾。

73) F. S. C. Northrop, *Science and First Principle*, The Macmillan Company, New York, 1932, p.206.

74) F. S. C. Northrop, *ibid*, p. 246.

75) F. S. C. Northrop, *Man's Relation to the Earth in its Bearing on his Aesthetic Ethical and Legal Values—Man Role in Changing the Face of the Earth*, The University of Chicago Press, 1956, pp.1052~1065.

(9) サルトルの人間概念

これはサルトルの実存哲学の邦訳で「存在と無」という著書から人間についての概念を引き出そうという試みである。この本の現象観念について、人間存在を含めて、存在というものに内面も外面もない。存在するものを表わす現われは内でもなければ外でもない。その現われは凡て互いに等価であると言っている⁷⁶⁾。

したがって、人間存在についても存在と現象の二元論はなくなってくる思考法である。このことはニイチェの現われは、いろいろな現われの全連鎖を示すという思想を継承しているように私には思えた。しかし存在の有限性と無限性の問題は残るであろう。これをいかに克服するかが問題となるが、サルトルはハイデッガー式思考路線とフッサールの思考路線をよく採用している。そこから生まれた彼の判断は、意識は何ものかについての意識であり、このことは1つの直観を示していると言うのである。したがって彼の哲学は存在はそれ自体においてあると言わしめる⁷⁷⁾。そこで具体的なものは世界の中の人間であるとする⁷⁸⁾。こうした思想は“存在の問題はわれわれを人間的態度としての問いの問題に向かわせ、さらに問いの問題はわれわれを否定の存在の問題に向かわせる”と言うのである⁷⁹⁾。これから無の思想が出てくる。人間こそが無を世界に到来させる存在なのであるとする⁸⁰⁾。

サルトルのこうした論法から言えることは形と質についての見解で、これを形相と言っているが、形相つまり形質はそれ自身で全面的にそれ自身の資料であり、資料は自己を絶対的な形相として生み出すべきであると言っている⁸¹⁾。

この思考法は人口の量と質というものに対する考え方をまとめるのに1つの参考となるものと思う。

したがってサルトルの人間概念は、“人間は自己の本質についての判断以前の了解を常に持っている”と言い、これから人間は1つの無によって自己の本質から引き離されているとする。こうした本質は人間存在が自己自身についてあったものとして捕えるすべてであるということになる⁸²⁾。

前述のごとく、館氏が人口現象の本質的な特徴を社会的、有機的自己再生産運動とし人口の本質は発生的人口にあると言わしめた思考は変動ということを根拠にしたもので、絶えず自己が再生するということは、サルトルの存在は生成の存在で、人間が自分であらぬ存在によって引き離されても、すぐ自己に先んじてある存在によって埋め合わされることを言っていることと軌を一にしている。

ただ問題は館氏は人口を運動体としているが、その根本が数量的なものとして捕えているなら、その運動は実質的の恒常性を前提としていることになり変動とは言えない。

ということは、サルトルは変化は運動ではないとしている。この運動の過程の中で存在に関して根本的な変質を受けるなら、この変質は運動を否定することになると言っている⁸³⁾。つまり人口の自己再生産過程というのは、形式人口学の取扱いは質の変化を配慮外におくことになるが、それでも文化、社会、経済によって規定されるということは単なる量的変動を意味することになる。もし変動の中に質を考慮するとすれば、その自己再生産運動は質的变化によって、この運動体は否定されること

76) 松浪信三郎訳、サルトル、『存在と無』、人文書院、1956年、P.11. [J. P. Sartre, *L'être et le néant*, Paris, Gallimard, 1948]

77) 松浪信三郎訳、上掲(注76)、サルトル、『存在と無』、P.53.

78) 松浪信三郎訳、サルトル、同上書、P.62.

79) 松浪信三郎訳、サルトル、同上書、P.70.

80) 松浪信三郎訳、サルトル、同上書、pp.108~109.

81) 松浪信三郎訳、サルトル、同上書、pp.464~465.

82) 松浪信三郎訳、サルトル、同上書、P.129.

83) 松浪信三郎訳、サルトル、同上書、P.496.

になるというサルトル的人間存在概念と合わないことになろう。サルトル流に言えば、在ると現われは同じであるとしているため、人口の本質存在と人口現象は等価であり、それを取扱う手法も同じウエイトでなければならなくなるが、これは形式人口学的人口概念にはないことになる。しかしよくよく洞察して見ると、この形式人口概念も実はサルトルが判断以前のな了解を常に持っているとしたものを常に前提として計算していることになり、実はそれだからこそかかる操作が可能となっていることを知るのである。

この典型的な事例は将来推計人口の計算でもあろうかと思う。

要するに、サルトルの人間観は存在はそれ自体においてあるという一元論で、これは仏教の禅宗の中で臨済上人が述べた「仏魔の断」という論法とよく似ている。すなわち臨済の人間存在観は、“無仏、無衆、無古、無今、得るものは即ち得、時節を経ざるなり、無修、無証、無得、無失、一切時中、更に別法なし”と喝破したのと軌を一にしている。

要するにサルトルの人間観は東洋的・仏教的の人間観に接近していると言ってよい。

4 要 約

以上のごとく一応過去の人間に関する諸多の概念を瞥見したが、私に与えられた命題は、次は、これらの人間観や人口及び人口現象、更には人口問題の理念というものをいかに統一し、まとめ上げていくかということである。

このためには私なりに今後は人間哲学なり人口哲学、そして人口問題哲学を吐露しなければ、単なる文献主義者に墮してしまふ恐れがある。したがってこれからの研究は、こうしたものへの哲学的追求を行ない、更に具体論として人口問題理論への構築を探究し、実証的な調査資料の下に進めたいと考えている。

しかし問題は山積されているので、はたしてよくこのような研究ラインが達成されるか否か一生の問題で疑問なきを得ないが、これが私の研究運命と思っている。 (1982. 1.10)

(以下の目次は未完ながら、これからの研究課題である)

- III 人間哲学
- IV 人口哲学
- V 人口問題理念
- VI 人口問題論構築のための基礎構造論
- VII 人口生命体として意義の追求
- VIII 総 括

The Research of the Idea of Population Problems

Nobuo SHINOZAKI

About 200 years elapsed from the pointing out of population problems by Malthus. Thereafter, many scholars discussed and researched around the population principle of Malthus. Formal demography are developed recently. However the conception themselves and the conception of population problems had been not so much discussed philosophically as a-priori. If we are thinking the population is composed of man or the conception of a mass of man, we could not pass or escape from the conception of a man himself also without introspection concerning how to grasp the man or without a discussion of what is a man. This problem had been already asked by many philosophers historically.—eg. Platon, Aristoteles, Kant, Feuerbach, Marx, Nietzsche, Scheler, Heidegger, Dilthey, Pascal, Northrop, Sartre, Buber, Landmann, etc. 50 philosophers.

Such various thoughts of human being may be out of hand in sense, but according to my survey at 1965-70 about the consciousness of forming the motherhood, I could summarize their free opinions to images of human being or characters into 585 patterns and further to classificate these in a large way I could arrange to 34 patterns.

I think also it will be not impossible to summarize the opinions around the view of human being by general intelligents to 20 patterns. Until now there were somewhat different idea between some population researchers and students in Japan. Someone thought the conception of population is the abstract mass of man and others thought this is the concrete mass of man and some others pointed out the population themselves are the life-vitality. Therefore it came necessary for me to try to inquire into this idea again.

Then under such an insight or consideration I would like to proceed the man himself, the population themselves and the population problems itself philosophically and establish the new theory of population problems by improving the population principle of Malthus.

戦後における精神障害の死亡に関する統計的分析

Ⅱ. アルコール症とアルコール精神病

今泉 洋子・三田 房美

I はじめに

精神障害により1978年に死亡した者の内訳のうち一番多い疾患は、男子ではアルコール症で全体の47.6%(698名)を占め、女子では老年および初老期痴呆が62.4%(782名)を占めている。老年および初老期痴呆に関する死亡分析については既に報告した¹⁾。戦後に精神障害で死亡した者の内訳別死亡率の年次変動を見ると、アルコール症とアルコール精神病死亡率は年次と共に上昇、一方、上記2疾患以外の精神障害死亡率は減少している¹⁾。また、昭和31年の厚生省の在院精神障害者実態調査²⁾によれば、精神病院在院患者中のアルコール症患者は0.98%(89名)、アルコール精神病患者は0.57%(52名)であった。また昭和34年の野口の調査³⁾によれば、全国362精神病院の在院患者中アルコール症患者は2.6%(1,496名)であった。同様に、大塚ら⁴⁾は昭和53年度の「患者調査」の資料をもとに再集計を行い、精神障害者の内訳の患者数を推計した。その結果、精神障害者中アルコール症の占める割合は男子7.7%(13,292名)、女子0.5%(753名)、男女計で4.5%であった。同じく、精神障害者中アルコール精神病の占める割合は男子1.2%(2,035名)、女子0.1%(170名)、男女計で0.7%であった。したがって、アルコール症患者の精神障害者中に占める割合は過去20年間に2~4倍も増えたことになる。一方、アルコール精神病患者の割合は、この間に僅かながら増えた。なお、昭和53年のアルコール症受療率は人口10万あたり男子23.4、女子1.3、男女計で12.2であった。同様に、アルコール精神病受療率は人口10万あたり男子3.6、女子0.3、男女計1.9であった。したがって、アルコール症患者はアルコール精神病患者の6倍強、また、2疾患共に男子患者は女子患者の10倍も多いことがわかる。以上のことから、アルコール症とアルコール精神病による死亡者と同様に患者も増えていることがわかる。本報告は、これら2疾患が精神障害の中でも重要な位置を占めてきた背景のもとに、これら疾患の死亡分析を行うものである。

アルコール飲酒がもたらす影響は良い面と悪い面とがある。少量あるいは適度な量の飲酒は健康薬として、社会生活の潤滑油として有益であるが、反面、適量以上の飲酒はアルコールによる健康障害、飲酒運転による交通事故、飲酒に基づく犯罪などと有害作用を引き起こす。また、慢性アルコール症の妊婦から胎児性アルコール症候群⁵⁾が生まれたとの報告がある⁶⁾。

- 1) 今泉洋子・三田房美、「戦後における精神障害の死亡に関する統計的分析, I. 全精神障害と老年および初老期痴呆」, 『人口問題研究』, 第162号, 1982年, pp.1~22.
- 2) 厚生省公衆衛生局精神衛生課, 『在院精神障害者実態調査報告』, 1960年, 77P.
- 3) 野口晋二, 「わが国における酒精中毒の現況」, 『精神神経学雑誌』, 第62, 1960年, pp.1914~1924.
- 4) 大塚俊男・大城英代・丸山 晋・斉藤和子, 「精神障害者に関する統計—昭和53年度—」, 『精神衛生資料』第24号, 1979~80年, pp.1~10.
- 5) 特有な顔貌を呈し, 知能障害を含む中枢神経系の機能障害を伴う先天奇形(高島敬忠, 「新しい胎芽病—胎児性アルコール症候群—」, 馬場一雄・高島敬忠編, 『先天異常』, 小児科 Mook 11号, 1975年, pp.178~185).
- 6) K. L. Jones et al., "Pattern of malformation in offspring of chronic alcoholic women," *Lancet* Vol.1, 1973, pp.1267-1271.

本研究で用いた資料は1950年から1978年までの人口動態統計およびアルコール症とアルコール精神病の性・府県別死亡数は厚生省統計情報部に保管してある人口動態統計に掲載されていない特別製表によった。また、1969年から1978年の間にアルコール症とアルコール精神病で死亡した者の配偶関係、世帯業態、死亡の場所に関する資料は死亡個票テープを用いて再集計して得られたものである。

Ⅱ 年齢階級別死亡率

1 アルコール症

表1は1950年から1978年にわたる性・年齢階級別アルコール症の死亡数と死亡率の年次群比較を示している。男子と女子のアルコール症死亡率はどの年齢階級でも1960—1978年の方が1950—1959年における死亡率より高い値を示している。男子の死亡率は年齢と共に上昇し、60～64歳で最高値を示し、その後減少に転じている。同じく、女子の死亡率も年齢と共に上昇し、45～49歳で最高値を示し、その後減少に転じている。

表1 性・年齢階級別アルコール症の死亡数と死亡率の年次推移, 1950—1978年

死亡年齢 (歳)	死 亡 数						死 亡 率(人口10万対)					
	1950 — 1959			1960 — 1978			1950 — 1959			1960 — 1978		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
5 ~ 9	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0.00	0.00	0
10 ~ 14	0	0	0	3	2	1	0	0	0	0.00	0.00	0.00
15 ~ 19	22	20	2	85	75	10	0.02	0.04	0.00	0.05	0.08	0.01
20 ~ 24	88	80	8	209	186	23	0.11	0.19	0.02	0.12	0.21	0.03
25 ~ 29	106	104	2	418	389	29	0.14	0.29	0.01	0.24	0.45	0.03
30 ~ 34	127	117	10	925	853	72	0.21	0.41	0.03	0.57	1.06	0.09
35 ~ 39	146	131	15	1,554	1,434	120	0.28	0.55	0.05	1.04	1.94	0.16
40 ~ 44	243	223	20	1,745	1,611	134	0.50	0.98	0.08	1.32	2.53	0.20
45 ~ 49	322	302	20	1,617	1,479	138	0.74	1.42	0.09	1.43	2.76	0.23
50 ~ 54	397	384	13	1,474	1,378	96	1.06	2.04	0.07	1.53	3.09	0.19
55 ~ 59	362	348	14	1,351	1,257	94	1.14	2.19	0.09	1.66	3.32	0.22
60 ~ 64	295	288	7	1,239	1,180	59	1.17	2.33	0.05	1.76	3.58	0.16
65 ~ 69	182	177	5	936	892	44	0.94	1.98	0.05	1.68	3.45	0.15
70 ~ 74	102	99	3	561	535	26	0.74	1.68	0.04	1.40	2.99	0.12
75 ~	88	82	6	437	413	24	0.66	1.65	0.07	1.01	2.48	0.09
不詳	0	0	0	35	35	0	—	—	—	—	—	—
合計	2,480	2,355	125	12,590	11,720	870	0.28	0.54	0.03	0.64	1.21	0.09

表2は男子の年齢階級別アルコール症の死亡数と死亡率の年次推移を示している。30～39歳、40～49歳、50～74歳および75歳以上の男子アルコール症死亡率は年次と共に上昇している。一方、20歳未満と20～29歳における男子アルコール症死亡率は、ほぼ横ばい傾向を示している。年次への年齢階級別死亡率の回帰係数を計算した結果、30歳未満を除いた年齢階級での死亡率は年次と共に有意に上昇している。

次に、女子の年齢階級別アルコール症死亡率の年次推移を調べたい。女子のアルコール症による死

表2 男子の年齢階級別アルコール症の死亡数と死亡率の年次推移, 1950—1978年

年次	死 亡 数							死 亡 率(人口10万対)						
	総* 数	20歳 未満	20~ 29歳	30~ 39歳	40~ 49歳	50~ 74歳	75歳 以上	総* 数	20歳 未満	20~ 29歳	30~ 39歳	40~ 49歳	50~ 74歳	75歳 以上
1950	203	6	19	34	48	90	6	0.50	0.03	0.29	0.72	1.14	1.62	1.53
1951	183	4	13	22	49	81	2	0.41	0.02	0.19	0.47	1.15	1.43	0.47
1952	154	5	7	10	38	75	6	0.33	0.03	0.10	0.21	0.89	1.28	1.35
1953	166	0	4	18	44	98	2	0.39	0	0.05	0.37	1.02	1.64	1.43
1954	154	0	3	8	26	107	10	0.36	0	0.04	0.16	0.59	1.75	2.04
1955	250	1	22	22	56	143	6	0.57	0.01	0.28	0.43	1.26	2.28	1.17
1956	274	1	17	24	71	151	10	0.62	0.01	0.21	0.45	1.57	2.36	1.86
1957	269	1	31	22	46	156	13	0.60	0.01	0.38	0.39	1.02	2.39	2.37
1958	358	0	34	44	69	195	16	0.79	0	0.41	0.75	1.52	2.92	2.82
1959	369	2	34	44	78	200	11	0.81	0.01	0.41	0.71	1.74	2.92	1.87
1960	474	5	45	74	101	236	13	1.03	0.03	0.55	1.14	2.23	3.37	2.16
1961	475	7	38	81	93	242	14	1.03	0.04	0.46	1.19	2.05	3.38	2.29
1962	502	1	33	91	111	249	17	1.07	0.01	0.39	1.28	2.43	3.41	2.71
1963	489	1	23	90	105	251	19	1.04	0.01	0.27	1.21	2.27	3.37	2.90
1964	505	2	32	102	97	258	14	1.06	0.01	0.37	1.34	2.05	3.40	2.02
1965	571	7	42	115	116	273	18	1.18	0.04	0.49	1.46	2.34	3.53	2.52
1966	586	1	28	123	116	293	25	1.21	0.01	0.33	1.53	2.23	3.72	3.40
1967	630	5	42	134	135	290	24	1.28	0.03	0.48	1.64	2.47	3.62	3.13
1968	653	11	30	144	136	297	32	1.31	0.06	0.33	1.76	2.36	3.66	4.05
1969	623	5	33	138	149	267	26	1.24	0.03	0.34	1.69	2.44	3.26	3.15
1970	615	3	25	153	145	264	18	1.20	0.02	0.25	1.83	2.27	3.15	2.07
1971	594	2	17	144	171	241	18	1.14	0.01	0.17	1.70	2.55	2.84	1.98
1972	629	7	21	125	193	259	24	1.19	0.04	0.21	1.46	2.75	3.00	2.51
1973	684	5	24	148	206	276	24	1.28	0.03	0.24	1.71	2.81	3.14	2.38
1974	727	3	23	149	235	298	15	1.35	0.02	0.24	1.70	3.12	3.31	1.43
1975	753	2	32	132	230	327	25	1.37	0.01	0.32	1.49	2.95	3.50	2.23
1976	790	4	30	127	275	323	24	1.42	0.02	0.30	1.46	3.46	3.34	2.03
1977	722	4	36	118	244	296	24	1.28	0.02	0.37	1.31	3.02	2.96	1.92
1978	698	3	21	99	232	302	39	1.24	0.02	0.23	1.06	2.85	2.92	2.95

* 年齢不詳を含む。

亡数は男子に比べて少ないので、年齢階級別死亡率の計算は5年次ごとの資料をまとめて計算した。表3は女子の年齢階級別アルコール症の死亡数と死亡率の年次推移を示している。死亡率は20歳未満と70歳以上の年齢階級では年次に対して横ばい傾向を示しているが、20~29歳、30~39歳、40~59歳の年齢階級では年次と共に上昇している。年次への年齢階級別死亡率の回帰係数を計算した結果、20~29歳、30~39歳、40~59歳の年齢階級での死亡率は年次と共に有意に上昇していた。

2 アルコール精神病

表4は1950年から1978年にわたる男子の年齢階級別アルコール精神病死亡数と死亡率の年次推移を示している。年齢階級が20~29歳の死亡率は年次に対し横ばい傾向を示しているが、30歳以上の年齢

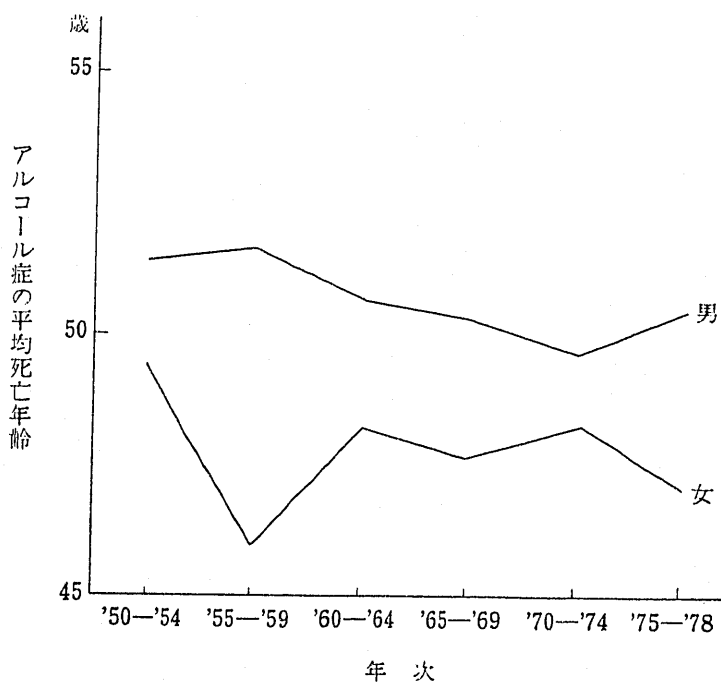
表3 女子の年齢階級別アルコール症の死亡数と死亡率の年次推移, 1950—1978年

年次	死亡数							死亡率(人口10万対)						
	総数	20歳未満	20~29歳	30~39歳	40~59歳	60~69歳	70歳以上	総数	20歳未満	20~29歳	30~39歳	40~59歳	60~69歳	70歳以上
1950—1954	50	2	3	6	27	3	9	0.02	0.00	0.01	0.02	0.07	0.03	0.12
1955—1959	75	0	7	19	40	5	4	0.03	0	0.02	0.06	0.09	0.04	0.05
1960—1964	150	3	11	26	77	23	10	0.06	0.00	0.03	0.07	0.16	0.16	0.10
1965—1969	202	5	11	43	109	21	13	0.08	0.01	0.02	0.11	0.20	0.13	0.11
1970—1974	268	1	14	63	142	34	14	0.10	0.00	0.03	0.15	0.23	0.18	0.10
1975—1978	250	2	16	60	134	25	13	0.11	0.00	0.04	0.17	0.24	0.14	0.10
合計	995	13	62	217	529	111	63	0.07	0.00	0.02	0.10	0.17	0.12	0.10

表4 男子の年齢階級別アルコール精神病死亡数と死亡率の年次推移, 1950—1978年

年次	死亡数									死亡率(人口10万対)								
	総数	20歳未満	20~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~59歳	60~69歳	70歳以上	総数	20歳未満	20~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~59歳	60~69歳	70歳以上
1950—1954	75	0	5	1	2	13	40	11	3	0.04	0	0.01	0.01	0.02	0.11	0.15	0.11	0.06
1955—1959	119	0	3	3	5	12	50	34	12	0.05	0	0.01	0.02	0.04	0.10	0.17	0.30	0.21
1960—1964	235	0	5	15	24	21	116	42	12	0.10	0	0.01	0.08	0.15	0.18	0.38	0.31	0.18
1965—1969	469	0	12	55	70	66	188	66	12	0.19	0	0.03	0.26	0.36	0.42	0.58	0.44	0.15
1970—1974	459	0	10	37	67	97	175	51	22	0.17	0	0.02	0.17	0.32	0.50	0.47	0.31	0.22
1975—1978	295	0	1	19	40	40	137	38	20	0.13	0	0.00	0.10	0.23	0.24	0.39	0.26	0.21
合計	1,652	0	36	130	208	249	706	242	81	0.12	0	0.01	0.12	0.21	0.29	0.37	0.30	0.18

図1 アルコール症患者の平均死亡年齢の推移



階級別死亡率は年次と共に上昇し、1970年あるいは1975年以降減少に転じている。次に、アルコール精神病死亡率を年齢階級別に比べると、死亡率は年齢と共に上昇し45～59歳で最高値を示し、その後減少に転じている。

Ⅲ 平均死亡年齢

1 アルコール症

表5はアルコール症で1950年から1978年の間に死亡した者の性別平均死亡年齢と標準偏差の年次推移を示している。女子は男子死亡者数の $\frac{1}{10}$ 以下と少ないため平均死亡年齢の年次変動が大きい。図

表5 アルコール症で死亡した者の年次・性別平均死亡年齢と標準偏差

年次	総数			男			女		
	死亡数	平均死亡年齢	標準偏差	死亡数	平均死亡年齢	標準偏差	死亡数	平均死亡年齢	標準偏差
1950	210	49.50	15.69	203	49.27	15.51	7	56.07	19.03
1951	181	48.02	13.49	171	48.38	13.08	10	42.00	18.09
1952	153	51.23	13.92	141	51.51	13.69	12	47.92	16.00
1953	177	52.22	11.08	166	52.53	11.17	11	47.50	8.26
1954	164	56.34	11.22	154	56.36	11.35	10	56.00	8.96
1955	260	51.06	13.34	250	51.34	13.26	10	44.00	13.43
1956	286	52.19	13.39	274	52.54	13.17	12	44.17	15.72
1957	283	51.93	14.77	269	52.24	14.71	14	46.07	14.69
1958	370	51.46	14.30	358	51.68	14.41	12	45.00	8.04
1959	396	50.43	13.65	369	50.62	13.68	27	47.87	12.98
1960	497	49.92	14.23	474	49.85	14.27	23	51.41	13.27
1961	506	50.27	14.36	475	50.29	14.50	31	49.92	12.11
1962	525	50.34	13.93	502	50.51	13.70	23	46.63	17.86
1963	520	51.68	13.80	489	51.91	13.62	31	48.15	15.95
1964	547	50.24	14.07	505	50.58	14.19	42	46.19	11.80
1965	608	49.62	14.56	571	49.84	14.56	37	46.28	14.02
1966	621	50.83	14.04	586	51.11	13.95	35	46.21	14.75
1967	660	49.98	14.37	630	50.09	14.34	30	47.83	14.88
1968	706	50.31	14.56	650	50.68	14.75	56	45.98	11.26
1969	662	49.93	14.05	618	49.79	14.09	44	51.93	13.37
1970	656	49.77	13.66	608	49.67	13.69	48	51.04	13.19
1971	650	49.52	13.36	593	49.72	13.33	57	47.50	13.48
1972	686	49.93	13.57	629	50.16	13.62	57	47.50	12.74
1973	730	49.12	13.01	683	49.23	13.09	47	47.50	11.67
1974	782	49.39	12.53	723	49.51	12.53	59	47.92	12.43
1975	803	50.15	13.03	748	50.38	13.05	55	46.95	12.38
1976	843	49.68	12.79	783	49.88	12.63	60	47.08	14.47
1977	789	49.60	13.27	722	49.85	13.20	67	46.98	13.77
1978	764	51.14	13.18	696	51.53	13.22	68	47.13	12.05

1は5年間ごとに資料をまとめ6年次群の男女別平均死亡年齢の年次推移を示している。男子の方が女子より1.4~5.7歳も本疾患の寿命は長く、過去29年間の平均死亡年齢は男子が50.4歳、女子が47.7歳と男子の方が女子より2.7歳も寿命が長い。平均死亡年齢は男女共に年次に対し横ばい傾向であるが、僅かに新しい年次群の方が古い年次群より短かい。

2 アルコール精神病

表6はアルコール精神病で1950年から1978年の間に死亡した者の性別平均死亡年齢と標準偏差の年次推移を示している。女子の本疾患による死亡者数は29年間に83名と少ないので、5年間ごとまとめて平均死亡年齢を計算した。男子の平均死亡年齢は新しい年次群の方が古い年次群より僅かに短命で

表6 アルコール精神病で死亡した者の年次・性別平均死亡年齢と標準偏差

年次	総数			男			女		
	死亡数	平均死亡年齢	標準偏差	死亡数	平均死亡年齢	標準偏差	死亡数	平均死亡年齢	標準偏差
1950	10	49.00	17.04	10	49.00	17.04	0	47.50	—
1951	9	48.61	12.20	9	48.61	12.20	0		
1952	22	50.00	7.35	20	50.25	6.98	2		
1953	24	55.21	8.90	24	55.21	8.90	0		
1954	12	48.33	14.41	12	48.33	14.41	0		
1955	20	53.50	9.57	19	53.29	9.77	1	52.50	8.50
1956	25	54.70	10.11	24	55.00	10.21	1		
1957	27	55.46	12.64	26	56.15	12.37	1		
1958	25	53.90	11.53	22	54.09	12.00	3		
1959	31	56.37	13.18	28	56.25	13.67	3		
1960	49	53.21	10.97	47	53.35	11.08	2	56.14	16.53
1961	39	50.32	10.61	36	50.69	10.55	3		
1962	32	54.84	11.04	31	54.60	11.13	1		
1963	61	50.61	13.56	59	49.70	12.70	2		
1964	65	51.19	11.94	62	51.05	12.51	3		
1965	84	46.13	10.36	79	45.98	10.53	5	54.11	12.75
1966	92	48.48	11.45	85	48.21	11.51	7		
1967	121	47.46	11.90	116	46.68	11.24	5		
1968	93	50.03	12.11	85	49.85	11.92	8		
1969	107	48.90	11.29	104	48.70	11.21	3		
1970	95	46.76	10.41	92	46.25	9.74	3	54.67	13.90
1971	106	50.14	11.62	103	49.64	11.14	3		
1972	85	46.74	12.43	81	46.70	12.61	4		
1973	94	49.47	11.72	84	48.87	11.58	10		
1974	102	49.07	11.61	99	49.22	11.66	3		
1975	96	48.54	12.10	95	48.76	11.96	1	49.50	18.33
1976	72	50.56	11.41	66	51.06	10.90	6		
1977	68	50.88	10.16	67	50.41	9.47	1		
1978	69	51.78	12.34	67	51.60	12.37	2		

ある。過去29年間の平均死亡年齢は男子が49.6歳，女子が53.5歳と女子の方が男子より4歳ほど寿命が長い。

IV 配偶関係，世帯業態，死亡の場所

1 配偶関係

表7はアルコール症とアルコール精神病で1969年から1978年間に死亡した人の配偶関係を示している。アルコール症についてみると配偶者のいる割合は51%，未婚21%，死別10%，離別15%，これに対してアルコール精神病のそれぞれの値は62%，14%，8%，13%であった。したがって，後者の方が10%ほど有配偶者の割合が多く，8%ほど未婚者の割合が低くなっている。男女別に見ると，女子の有配偶者は両疾患とも42～43%と男子に比べて低いが，その分だけ死別者の割合が高くなっている。

表7 アルコール症とアルコール精神病で死亡した人の配偶関係，1969—1978年

死 因・性 別	配 偶 関 係												
	死 亡 数						百 分 率						
	総数	いる	未婚	死別	離別	不詳	総数	いる	未婚	死別	離別	不詳	
アルコール症	総数	7,397	3,774	1,582	771	1,090	180	99.9	51.0	21.4	10.4	14.7	2.4
	男	6,835	3,534	1,460	664	1,010	167	100.0	51.7	21.4	9.7	14.8	2.4
	女	562	240	122	107	80	13	99.9	42.7	21.7	19.0	14.2	2.3
アルコール精神病	総数	895	554	121	69	115	36	100.0	61.9	13.5	7.7	12.9	4.0
	男	859	539	116	57	111	36	100.0	62.8	13.5	6.6	12.9	4.2
	女	36	15	5	12	4	0	100.0	41.7	13.9	33.3	11.1	0

2 世帯業態別死亡率

1969年から1978年の10年間にわたり全死亡者中のアルコール症とアルコール精神病による死亡者の占める割合を表8に示してある。アルコール症で一番高い値はその他の世帯(0.16%)，その次がブル

表8 世帯業態別にみたアルコール症とアルコール精神病による死亡数と死亡率，1969—1978年

世 帯 業 態	死 亡 数			死 亡 率* (%)	
	全 死 因	アルコール症	アルコール精神病	アルコール症	アルコール精神病
総 数	6,986,387	7,397	895	0.106	0.013
専 農	1,201,911	758	68	0.063	0.006
兼 農	917,063	482	40	0.053	0.004
自 営	915,022	705	103	0.077	0.011
勤I(ホワイトカラー)	1,021,380	701	95	0.069	0.009
勤II(ブルーカラー)	1,126,505	1,735	218	0.154	0.019
そ の 他	1,786,599	2,910	359	0.163	0.020
不 詳	17,907	106	12	0.592	0.067

* 全死亡者中のアルコール症とアルコール精神病による死亡者の占める割合

ーカラー (0.15%) であった。一方、一番低い値は兼業農家世帯(0.05%)，次が専業農家世帯 (0.06%)，ホワイトカラー (0.07%)，自営業者世帯 (0.08%) であった。以上から，その他の世帯とブルーカラーでの値は残りの4種の世帯業態での値よりも2～3倍高いことがわかる。同様に，アルコール精神病で一番高い値はその他の世帯とブルーカラー，次に高い値は自営業者世帯とホワイトカラー，一番低い値は兼業農家と専業農家世帯であった。一番高い値 (0.020%) は一番低い値(0.004%) の5倍も高い。アルコール症とアルコール精神病の死亡率は世帯業態間で有意差が得られた。

3 死亡の場所

表9は1969年から1978年の10年間にアルコール症とアルコール精神病で死亡した者の死亡場所を示している。アルコール症についてみると病院で死亡した者の割合は30%，自宅は52%，これに対してアルコール精神病の値はそれぞれ91%と7%であった。したがって，アルコール精神病患者の大部分は病院で死亡するのに対し，アルコール症患者は30%が病院死亡であった。なお，同一期間の全死亡者が病院で死亡する割合は40%，自宅は50%であった。

表9 アルコール症とアルコール精神病で死亡した人の死亡場所，1969—1978年

死 因・性 別	死 亡 数						百 分 率						
	総数	病院	診療所	助産所	自宅	その他	総数	病院	診療所	助産所	自宅	その他	
アルコール症	総数	7,397	2,210	161	0	3,821	1,205	100.1	29.9	2.2	0	51.7	16.3
	男	6,835	2,079	157	0	3,487	1,112	100.0	30.4	2.3	0	51.0	16.3
	女	562	131	4	0	334	93	100.0	23.3	0.7	0	59.4	16.6
アルコール精神病	総数	895	816	14	0	60	5	100.1	91.2	1.6	0	6.7	0.6
	男	859	788	13	0	54	4	100.0	91.7	1.5	0	6.3	0.5
	女	36	28	1	0	6	1	100.1	77.8	2.8	0	16.7	2.8

V 死亡率の地域格差

1 アルコール症

1950年から1978年の間にアルコール症で15,070人が死亡した。このうち20歳未満の死亡者の占める割合は0.7% (111人) と低い。そこで，本疾患の性・府県別死亡率の計算には20歳以上の性别人口を用いた。1950—1959年の男子平均死亡率の計算は1955年の国勢調査人口を用い，1960—1978年の男子平均死亡率の計算は1965年と1975年の国勢調査人口の平均値を用いた。一方，女子のアルコール症死亡数は男子に比べて少ないので，1950年から1978年の間のアルコール症死亡数をまとめて平均死亡率を計算した。分母人口は1955年，1965年，1975年の国勢調査人口の平均値を用いた。表10は1950年から1978年にわたる府県別の男子アルコール症による死亡数の年次推移を示している。

表11は1950—1959年，1960—1978年の2年次群における男子および1950—1978年の男子と女子の府県別アルコール症による死亡数と死亡率を示している。男子の死亡率を古い年次と新しい年次群で比較すると，後者は前者の2倍も高い死亡率を示している。古い年次群で一番高い死亡率(人口10万対)は高知県(2.9)，次が福岡県(1.7)，愛媛県，広島県(1.5)と続く。一方，一番低い死亡率は滋賀県(0.42)，次が新潟県(0.52)，山形県(0.57)，岩手県，石川県(0.58)と続く。同様に，新しい年次群で一番高い死亡率は高知県(5.3)，次が鹿児島県，宮崎県(3.3)，長崎県(2.9)，愛媛県，福岡

表10 都道府県別男子アルコール症死亡数の年次推移, 1950—1978年

都道府県	'50	'51	'52	'53	'54	'55	'56	'57	'58	'59	'60	'61	'62	'63	'64	'65	'66	'67	'68	'69	'70	'71	'72	'73	'74	'75	'76	'77	'78
全 国	203	171	141	166	154	250	274	269	358	369	474	475	502	489	505	571	586	630	653	623	615	594	629	684	727	753	790	722	698
北海道	9	8	7	8	7	14	13	14	16	22	26	32	25	34	34	44	37	51	48	41	37	36	43	40	35	36	51	28	
青森県	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
岩手県	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
宮城県	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
秋田県	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
山形県	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
福島県	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
茨城県	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
栃木県	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
群馬県	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
埼玉県	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
千葉県	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
東京都	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
神奈川県	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
新潟県	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
富山県	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
石川県	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
福井県	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
岐阜県	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
静岡県	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
愛知県	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
三重県	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
滋賀県	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
京都府	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
大阪府	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
兵庫県	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
奈良県	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
和歌山県	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
徳島県	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
香川県	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
愛媛県	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
高知県	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
福岡県	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
佐賀県	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
長崎県	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
熊本県	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
大分県	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
鹿児島県	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
沖縄県	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	

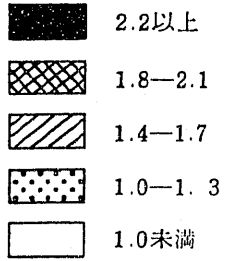
県(2.8)と続く。一方、一番低い死亡率は岐阜県(0.78), 次が福井県(0.82), 愛知県(0.93), 石川県(0.97)と続く。両年次群の相関係数は0.80となり1%水準で有意になった。すなわち、両年次群の死亡率は相関関係が高いことを示している。そこで1950年から1978年までの29年間をまとめてアルコール症死亡率(20歳以上人口10万対)を計算した。図2はアルコール症死亡率の地理的分布を示している。一番高い値は高知県(4.47), 次が宮崎県(2.63), 鹿児島県(2.49), 福岡県(2.47), 長崎県(2.44), 愛媛県(2.42)と続く。一方、一番低い値は岐阜県(0.76), 次が福井県(0.81), 滋賀県(0.85), 石川県, 愛知県(0.86)と続く。同じく、1950年から1978年までの女子の府県別アルコール症死亡率(20歳以上人口10万対)をみると、一番高い値は高知県(0.316), 次が北海道(0.209), 福岡県(0.208), 青森県(0.194)と続く。一方、一番低い値は長野県(0.020), 次が三重県(0.026), 福井県(0.027), 新潟県(0.030), 愛知県(0.031), 香川県(0.032)と続く。アルコール症死亡率が男女共に高い県は高知県と福岡県, 一方、男女共に低い県は福井県と愛知県であった。そこで、アルコール症死亡率が男子で高い県では女子の死亡率も同様に高いか否か, すなわち男子と女子のアルコール症死

表11 都道府県・性別アルコール症の死亡数と死亡率の推移

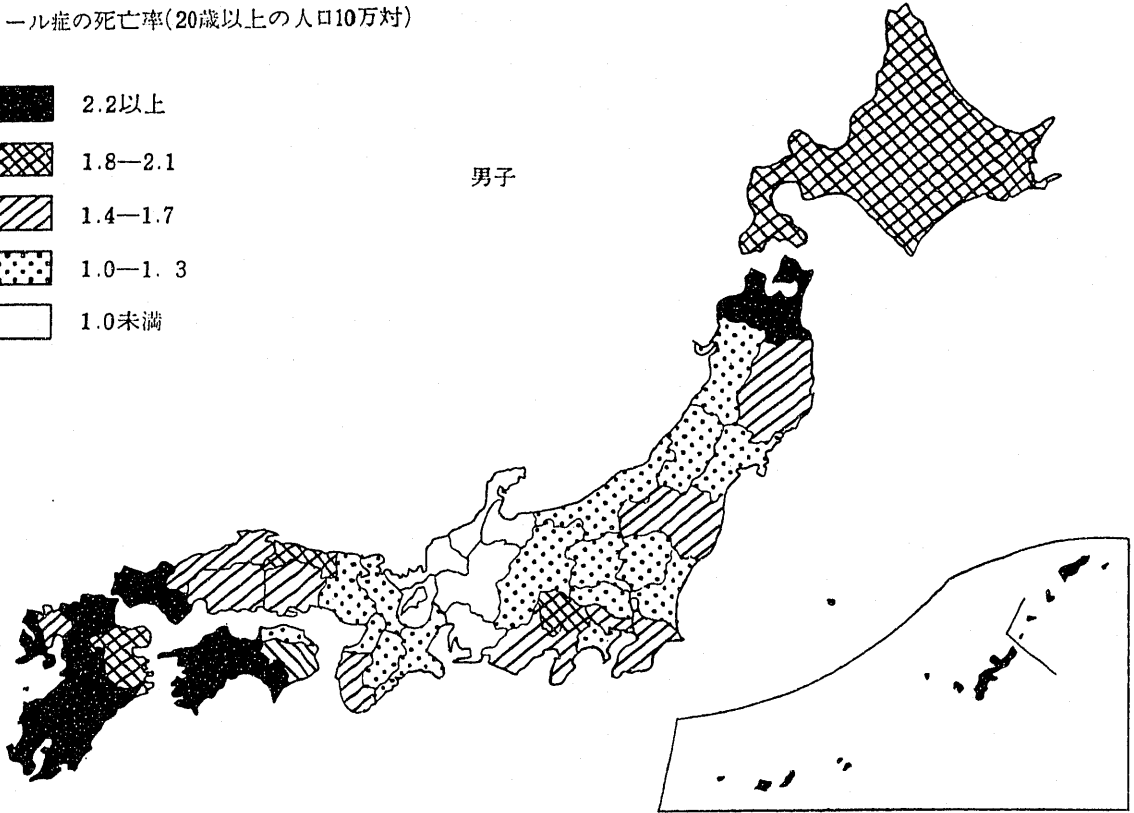
都道府県	死 亡 数				死 亡 率 (20歳以上人口10万対)			
	男		女 子		男		女 子	
	1950—59	1960—78	1950—78	1950—78	1950—59	1960—78	1950—78	1950—78
全 国	2,355	11,720	14,075	995	0.968	1.841	1.594	0.105
北海道	118	712	830	95	0.912	2.281	1.875	0.209
青森	49	208	257	25	1.423	2.620	2.253	0.194
岩手	21	162	183	22	0.578	2.052	1.585	0.168
宮城	27	172	199	24	0.611	1.583	1.298	0.143
秋田	36	102	138	7	1.053	1.340	1.294	0.058
山形	20	95	115	9	0.574	1.303	1.066	0.072
福島	33	209	242	24	0.624	1.867	1.466	0.129
茨城	40	200	240	7	0.738	1.521	1.289	0.035
栃木	31	149	180	6	0.779	1.576	1.336	0.040
群馬	41	144	185	12	0.971	1.437	1.296	0.076
埼玉県	49	295	344	20	0.810	1.231	1.138	0.065
千葉県	49	347	396	27	0.819	1.636	1.447	0.095
東京都	192	1,493	1,685	150	0.780	1.991	1.683	0.153
神奈川県	79	422	501	33	0.926	1.198	1.136	0.078
新潟県	33	221	254	7	0.518	1.567	1.238	0.030
富山県	18	67	85	6	0.659	1.067	0.941	0.058
石川県	15	59	74	10	0.582	0.973	0.855	0.101
福井県	16	37	53	2	0.781	0.824	0.809	0.027
山梨県	27	96	123	6	1.282	2.122	1.852	0.080
長野県	34	170	204	4	0.614	1.416	1.162	0.020
岐阜県	31	83	114	7	0.712	0.784	0.761	0.043
静岡県	68	332	400	24	0.951	1.784	1.547	0.086
愛知県	64	307	371	14	0.626	0.934	0.856	0.031
三重県	33	115	148	4	0.808	1.218	1.091	0.026
滋賀県	10	57	67	6	0.423	1.031	0.847	0.068
京都府	36	162	198	10	0.649	1.145	1.002	0.046
大阪府	147	617	764	58	1.099	1.318	1.262	0.093
兵庫県	110	427	537	27	1.068	1.492	1.374	0.065
奈良県	17	68	85	7	0.766	1.175	1.058	0.079
和歌山県	24	112	136	7	0.836	1.754	1.467	0.068
鳥取県	15	87	102	3	0.903	2.557	2.013	0.051
島根県	27	102	129	6	1.060	2.168	1.780	0.072
岡山県	44	201	245	14	0.941	1.926	1.618	0.082
広島県	89	270	359	26	1.492	1.795	1.703	0.112
山口県	63	239	302	23	1.416	2.599	2.211	0.149
徳島県	33	113	146	6	1.415	2.366	2.052	0.074
香川県	22	86	108	3	0.863	1.545	1.329	0.032
愛媛県	62	239	301	17	1.542	2.847	2.422	0.118
高知県	71	258	329	27	2.873	5.275	4.467	0.316
福岡県	172	684	856	81	1.658	2.823	2.468	0.208
佐賀県	23	101	124	8	0.928	2.156	1.732	0.094
長門県	65	257	322	24	1.449	2.946	2.437	0.158
熊本県	49	290	339	21	1.011	2.984	2.326	0.121
大分県	40	152	192	11	1.208	2.260	1.911	0.092
宮崎県	38	196	234	14	1.311	3.265	2.626	0.136
鹿児島県	47	316	363	26	0.938	3.302	2.490	0.145
沖縄県	—	84	84	5	—	4.796	4.796	0.260
不詳	27	405	432	20	—	—	—	—

図2 アルコール症死亡率の地理的分布, 1950—1978年

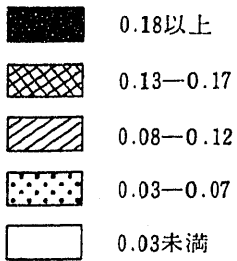
アルコール症の死亡率(20歳以上の人口10万対)



男子



アルコール症の死亡率(20歳以上の人口10万対)



女子

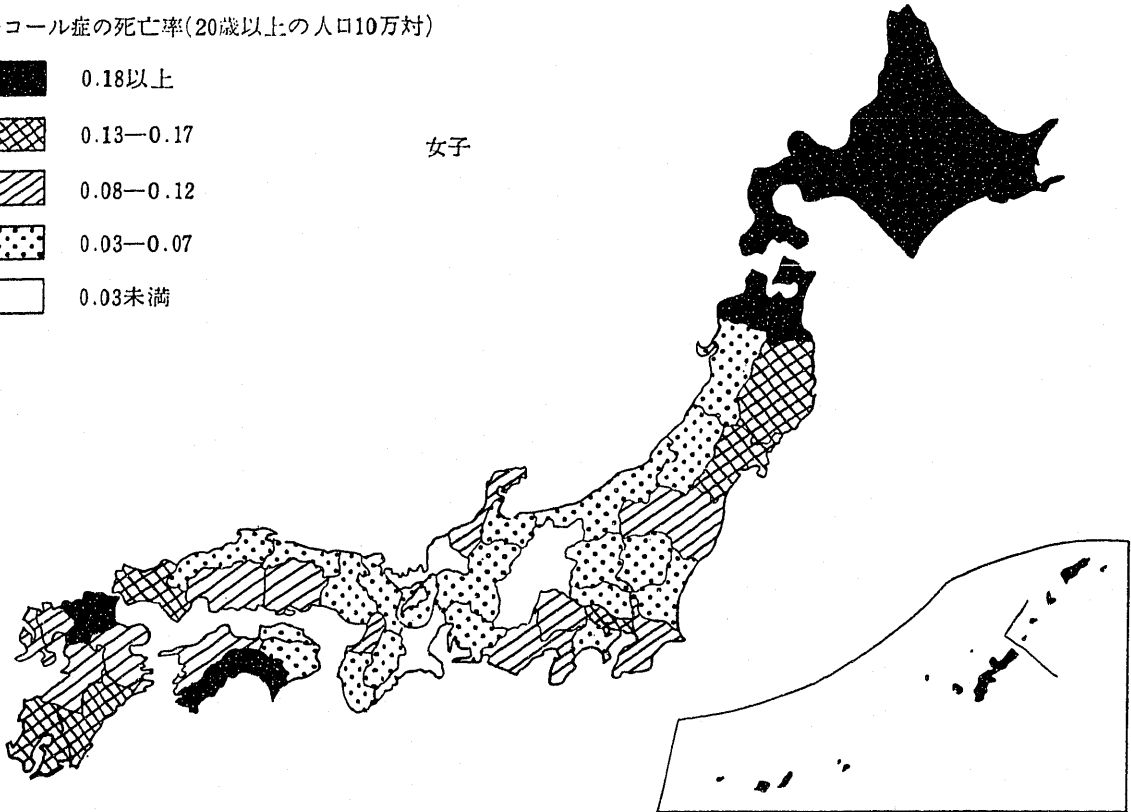
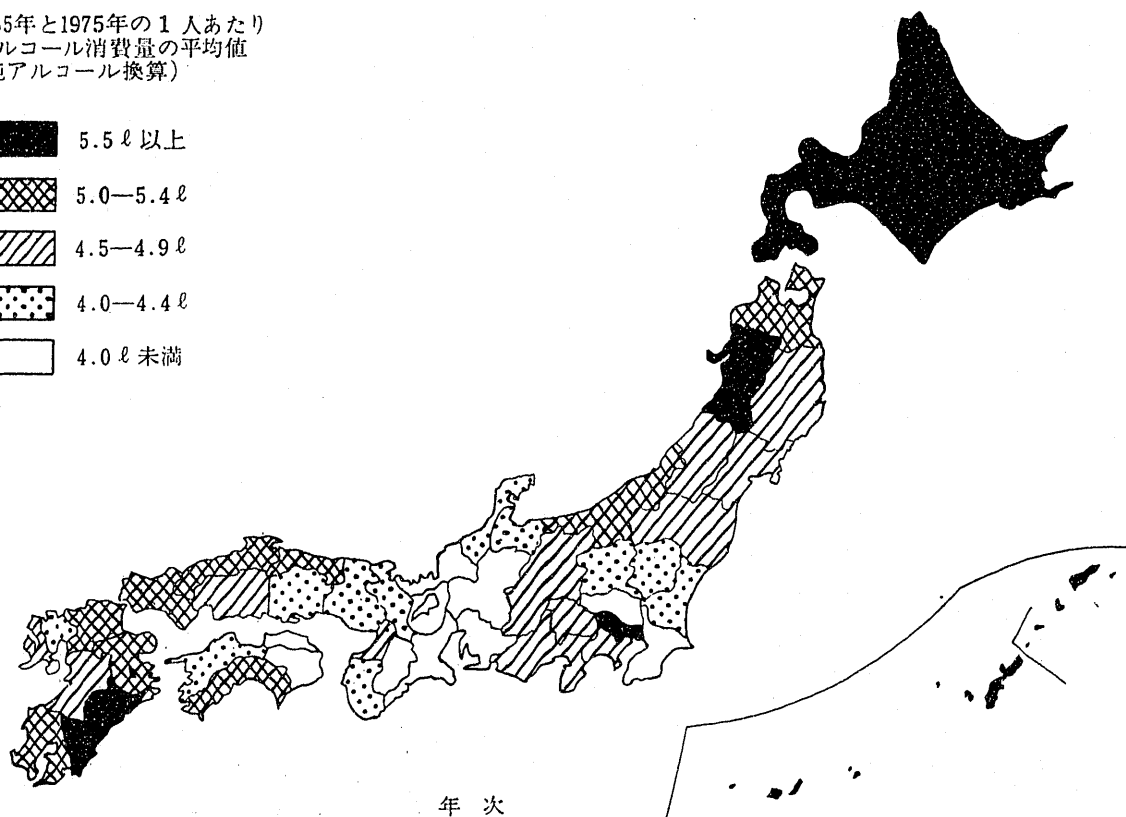
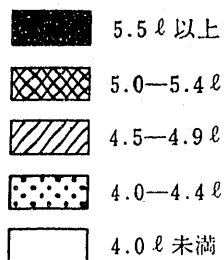


図3 都道府県別飲酒量の分布

1965年と1975年の1人あたり
アルコール消費量の平均値
(純アルコール換算)



年次

亡率の相関関係を調べた。その結果、両者間の相関係数は0.79（但し、沖縄県を除く）となり1%水準で有意になった。

次に、アルコール症死亡率の地域格差を解明するために、府県別酒類消費量⁷⁾とアルコール症死亡率との関係を調べた。酒の種類によりアルコール分の含有量は異なる。そこで、府県別1人あたりの酒類消費量を純アルコール消費量に換算して表12に示した。1965年に一番高い飲酒量(ℓ)を示す県は宮崎県(5.33)、次が北海道(4.98)、東京(4.62)、秋田県(4.52)、青森県(4.50)と続く。一方、一番低い値を示す県は奈良県(2.63)、次が三重県(2.73)、香川県(2.77)、岐阜県(2.87)、滋賀県(2.92)、愛知県(2.95)と続く。同じく、1975年に一番高い飲酒量(ℓ)を示す県は宮崎県(7.33)、次が秋田県(6.98)、東京(6.96)、北海道(6.67)、青森県、鹿児島県(6.31)と続く。一方、一番低い値を示す県は奈良県(3.68)、次が三重県(4.05)、岐阜県(4.16)、愛知県(4.28)、滋賀県(4.36)と続く。両年次間の1人あたり純アルコール消費量の相関係数は0.94と高い相関関係が見られた。図3は1965年と1975年の府県別1人あたりの純アルコール消費量の平均値の地理的分布を示している。この図から、1人あたりの純アルコール消費量は中部地方で低い値を示していることがよくわかる。また、この図はアルコール症の死亡率の分布とよく似ていることがわかる。そこで、1965年と1975年の純アルコール消費量の平均値と1960—1978年の男子アルコール症死亡率との相関係数を計算すると、この値は0.58となり1%水準で有意になった。同じく、女子の府県別アルコール症死亡率と純アルコール消費量との関係を調べた。但し、女子のアルコール症死亡数は男子に比べて少数であるため、女子の死亡

7) 府県別酒類消費数量は『国税庁統計年報書』の酒税の中に掲載されている。

表12 都道府県別1人あたりのアルコール消費
量(アルコール分100%換算)

都道府県	1965年	1975年	単純平均
全 国	3.87	5.42	4.65
北海道	4.98	6.67	5.83
青森	4.50	6.31	5.41
岩手	4.00	5.88	4.94
宮城	3.94	5.84	4.89
秋田	4.52	6.98	5.75
山形	3.76	5.92	4.84
福島	3.70	5.87	4.79
茨城	3.26	4.94	4.10
栃木	3.54	4.98	4.26
群馬	3.60	4.81	4.21
埼玉県	3.14	4.41	3.78
千葉県	3.26	4.66	3.96
東京都	4.62	6.96	5.79
神奈川県	3.97	5.09	4.53
新潟県	3.88	6.15	5.02
富山県	3.47	4.93	4.20
石川県	3.20	4.89	4.05
福井県	3.16	4.63	3.90
山梨県	3.94	5.16	4.55
長野県	3.75	5.50	4.63
岐阜県	2.87	4.16	3.52
静岡県	3.95	5.21	4.58
愛知県	2.95	4.28	3.62
滋賀県	2.73	4.05	3.39
三重県	2.92	4.36	3.64
京都府	3.30	4.86	4.08
大阪府	4.01	5.57	4.79
兵庫県	3.46	4.85	4.16
奈良県	2.63	3.68	3.16
和歌山県	3.19	4.82	4.01
鳥取県	4.06	6.02	5.04
島根県	4.10	6.27	5.19
岡山県	3.27	4.84	4.06
広島県	4.17	5.68	4.93
山口県	4.43	6.25	5.34
徳島県	3.00	4.60	3.80
香川県	2.77	4.46	3.62
高松県	3.76	5.01	4.39
福岡県	4.28	6.23	5.26
佐賀県	4.31	5.69	5.00
長門県	3.67	5.31	4.49
熊本市	4.01	5.61	4.81
大宮市	4.06	5.76	4.91
大宮市	4.33	6.10	5.22
大宮市	5.33	7.33	6.33
鹿嶋市	4.21	6.31	5.26
鹿嶋市	—	—	—

表13 都道府県別男子アルコール精神病の死亡
数と死亡率, 1950—1978年

都道府県	死亡数	死亡率 (20歳以上人 口10万対)
全 国	1,654	0.1873
北海道	118	0.2666
青森	22	0.1929
岩手	19	0.1646
宮城	17	0.1109
秋田	18	0.1688
山形	11	0.1020
福島	21	0.1273
茨城	18	0.0967
栃木	21	0.1559
群馬	24	0.1681
埼玉県	28	0.0926
千葉県	42	0.1535
東京都	138	0.1379
神奈川県	76	0.1724
新潟県	10	0.0487
富山県	6	0.0664
石川県	4	0.0462
福井県	6	0.0916
山梨県	7	0.1054
長野県	12	0.0683
岐阜県	12	0.0801
静岡県	37	0.1431
愛知県	35	0.0808
滋賀県	10	0.0737
三重県	13	0.1643
京都府	40	0.2024
大阪府	170	0.2807
兵庫県	53	0.1356
奈良県	15	0.1867
和歌山県	24	0.2588
鳥取県	7	0.1381
島根県	11	0.1517
岡山県	17	0.1123
広島県	57	0.2705
山口県	48	0.3515
徳島県	13	0.1827
香川県	16	0.1968
高松県	42	0.3380
福岡県	21	0.2851
佐賀県	183	0.5276
長門県	9	0.1257
熊本市	33	0.2498
大宮市	19	0.1304
大宮市	20	0.1991
大宮市	24	0.2694
鹿嶋市	35	0.2401
鹿嶋市	2	0.1142
鹿嶋市	70	—

率は1950—1978年の平均値を用いた。一方、府県別純アルコール消費量に関しては1955年の酒類消費量に関する資料が得られないので、男子と同様に1965年と1975年の府県別1人あたりの純アルコール消費量の平均値を用いた。両者間の相関係数は0.58と高い相関関係が得られ、この値は1%水準で有意になった。したがって、純アルコール消費量の高い県は男女共に高いアルコール症死亡率を示していることが明らかになった。

次に、アルコール症死亡率と精神病院在院患者中のアルコール患者の割合との関係を調べた。野口⁸⁾は1959年に全国の362精神病院に在院中の患者のうちアルコール患者の占める割合を府県別に調べた。その結果、一番高い値を示す県は鳥取県(10.5%)、福岡県(7.4%)、岩手県(3.7%)、一方、一番低い値は福井県(0%)、山形県(0.4%)、滋賀県(0.6%)であった。そこで、これらの値と1950—1959年の男子アルコール症死亡率との相関係数を計算したところ、0.195と統計的には有意水準に達しなかったが正相関が得られた。

2 アルコール精神病

1950年から1978年の間にアルコール精神病で1,737人(女子は83人)が死亡した。このうち20歳未満の死亡者数は零であった。そこで、本疾患の性・府県別死亡率の計算にはアルコール症の場合と同様に20歳以上の性別人口を用いた。女子のアルコール精神病的死亡者数は少数であるため府県別死亡率の計算は男子のみについて行なった。表13は1950年から1978年にわたる府県別の男子アルコール精神病的死亡数と死亡率を示している。一番高い死亡率(人口10万対)は福岡県(0.528)、次が山口県(0.352)、愛媛県と続く。一方、一番低い値は石川県(0.046)、次が新潟県(0.049)、富山県(0.066)、長野県(0.068)と続き、中部地方全般が低い死亡率を示している。府県別の男子アルコール精神病死亡率と1人あたりの純アルコール消費量(1975年)との相関係数($r=0.370$)は5%水準で有意であった。

VI 死亡率の国際比較

表14は諸外国における男女別アルコール症とアルコール精神病による死亡率(人口10万対)を示している。死亡率の計算は各国の人口動態統計に基づいて算出した。アルコール症死亡率が一番高い国は男女共にフランスで人口10万あたりの死亡率は男子が9.1、女子が3.1と日本人の死亡率に比べて男子は7.3倍、女子は25.7倍も高い値を示している。次に高い死亡率を示すのは男子ではスウェーデン、オーストラリア、女子ではオーストラリア、カナダ、アメリカと続く。一方、一番低い値は男子ではイギリス、次が台湾、日本の順である。一方、女子における一番低い値は台湾、次がベネズエラ、日本の順である。死亡率に関し男女差が大きい国は台湾、ベネズエラ、日本などアルコール症死亡率の低い国でみられた。以上のことから、アルコール症死亡率は国際間の格差が大きいことがわかる。そこで、アルコール症の死亡率とアルコール消費量との関係をみたい。図4は国別の1人あたりの純アルコール消費量の推移を示している。純アルコール消費量の一番高い国はフランスで他の国々の値より飛び抜けて高い。しかし、この値は1975年以降減少している。次に高い値はベルギー、オーストラリアが続き、アルコール消費量は年次に対して横ばい傾向を示している。一番低い値を示す国はベネズエラで1975年の値はフランスの1人あたりの純アルコール消費量の約 $\frac{1}{7}$ と低い。次に低い値を示す

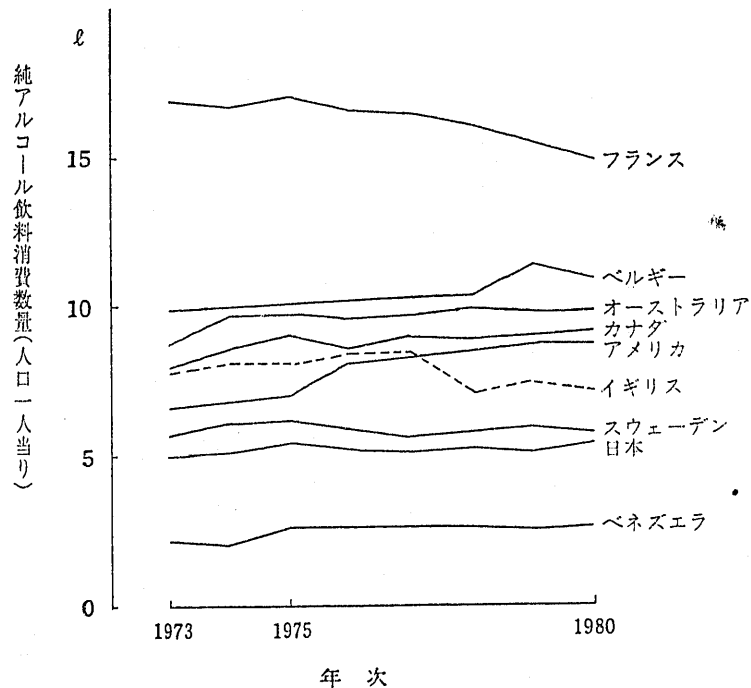
8) 野口, 前掲(脚注3)。

表14 アルコール症とアルコール精神病の死亡率の国際比較

国名	調査年次	死亡数				死亡率(人口10万対)			
		アルコール症		アルコール精神病		アルコール症		アルコール精神病	
		男	女	男	女	男	女	男	女
アメリカ	1976	3,778	1,064	312	39	3.62	0.97	0.30	0.035
イギリス(イングランドとウェールズ)	1977	109	72	2	0	0.46	0.29	0.01	0
オーストラリア	1977	388	82	19	5	5.50	1.17	0.27	0.071
カナダ	1974	397	113	22	3	3.54	1.01	0.20	0.027
スウェーデン	1978	263	34	8	1	6.40	0.82	0.19	0.024
台湾	1980	64	5	3	0	0.69	0.06	0.03	0
フランス	1970	2,259	799	866	139	9.11	3.08	3.49	0.535
ベネズエラ	1979	89	6	1	0	1.40	0.09	0.02	0
ベルギー	1971	116	44	21	10	2.44	0.89	0.44	0.202
日本	1978	698	68	67	2	1.24	0.12	0.12	0.003

資料：各国の人口動態統計に基づく。

図4 各国別人口1人当り純アルコール飲料消費量の推移

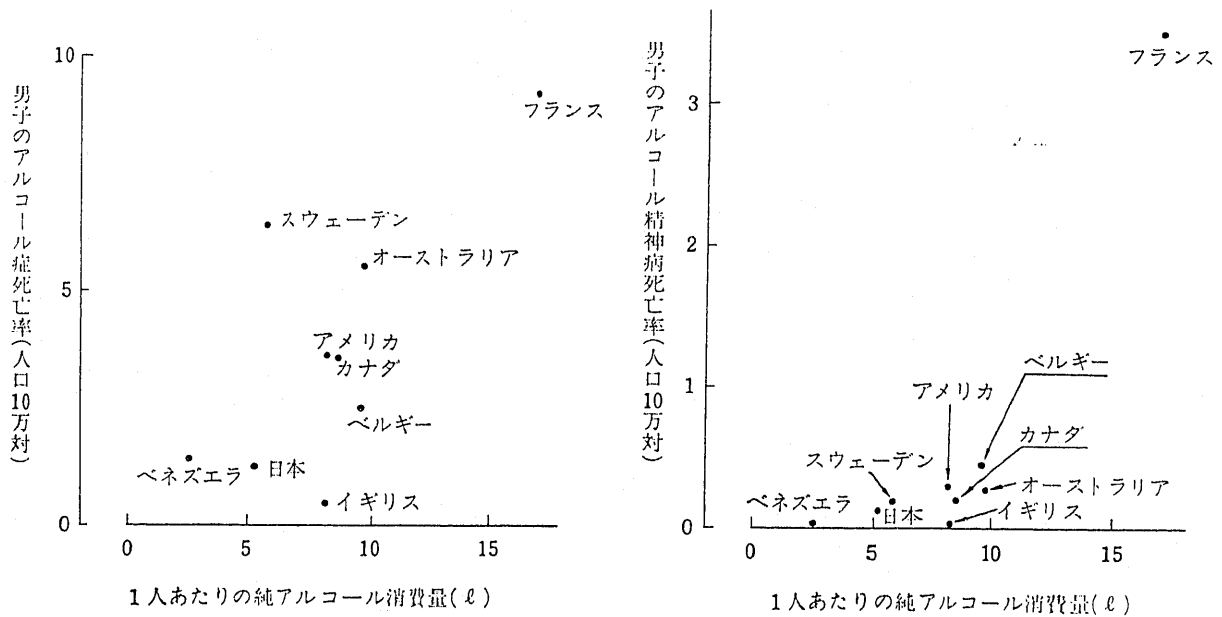


(国税庁関税部酒税課『酒のしおり』による)

国は日本である。台湾の1人あたりの純アルコール消費量は得られなかったが低いものと思われる。次に、アルコール症死亡率と1人あたりの純アルコール消費量との間の相関係数を計算すると、男子の値 ($r=0.69$) は5%水準、女子の値 ($r=0.93$) は1%水準で統計的に有意であった。すなわち、アルコール消費量の高い国は低い国より高いアルコール症死亡率を示す結果が得られた。

次に、アルコール精神病死亡率の国際比較を行いたい。表14から明らかなように、一番高い死亡率は男女共にフランス、次がベルギーであった。一方、一番低い値は男子ではイギリス、ベネズエラ、

図5 世界各国のアルコール消費量と男子のアルコール症とアルコール精神病死亡率の関係



台湾の順であり、女子ではイギリス、台湾、ベネズエラ、日本などの国で低い死亡率を示した。アルコール精神病死亡率と1人あたりの純アルコール消費量との間の相関係数を計算すると、男子の値 ($r=0.86$) も女子の値 ($r=0.88$) も1%水準で統計的に有意であった。

VII 結 論

戦後における日本人の平均寿命は男女共に伸びているのに対し、アルコール症およびアルコール精神病の死因により死亡した者の平均死亡年齢は過去29年間にわたり50歳前後と短命である。このように短い平均死亡年齢を示すのが上記2疾患の特徴のように思われる。

1950年から1978年にわたる男女別アルコール症死亡率の地域格差を調べた。その結果、男女共に高い死亡率を示す県は高知県と福岡県、一方、低い死亡率を示す県は福井県と愛知県で、中部地方全般が低い死亡率を示した。次に、アルコール症死亡率の地域格差を解明するために、府県別の1人あたりの純アルコール消費量の地域格差を調べた。その結果、アルコール症死亡率とアルコール消費量の地理的分布は非常によく似ており、両者間の相関係数は1%水準で有意であった。同じく、男子のアルコール精神病死亡率の地域格差を調べた。その結果、一番高い死亡率は福岡県、次が山口県、愛媛県と続く。一方、一番低い値は石川県、次が新潟県、富山県と続き、中部地方全般が低い死亡率を示している。次に、アルコール精神病死亡率と純アルコール消費量との関係を調べたところ、両者間の相関係数は1%水準で有意であった。

諸外国におけるアルコール消費量とアルコール症およびアルコール精神病死亡率の関係を調べたところ、両者間には強い正相関がみられた。

Statistical Analysis on Mental Disorders in Japan. II. Mortality Rates of Alcoholism and Alcoholic Psychosis

Yoko IMAIZUMI and Fusami MITA

Mortality rate of the alcoholics and the alcoholic psychosis is increased with the year for both sexes. Total number of male alcoholic deaths was 203 in 1950 and 698 in 1978. The corresponding death rates per 100,000 population were 0.5 and 1.2, respectively. Therefore, the latter is 2.4 times as high as the former. The mortality rates of the alcoholics and the alcoholic psychosis were approximately ten times higher in males than females.

The mean ages of death for the alcoholics and alcoholic psychosis have almost remained constant or rather somewhat decreased with the year. Mean age of death in the alcoholics was 50.4 years for males and 47.7 years for females. Similarly, mean age of death in the alcoholic psychosis was 49.6 years for males and 53.5 years for females.

Mortality rate of the alcoholics was computed in each prefecture during the period from 1950 to 1978. The highest mortality rate was seen in Kochi prefecture for both sexes, followed by Okinawa, Fukuoka and Aomori prefectures. On the other hand, the lowest mortality rate was seen in Fukui prefecture, and lower mortality rates were seen in the central part of Japan for both sexes. The distribution of the consumption of alcohol per person per year according to prefecture was similar to that of the mortality rate of the alcoholics. The correlation coefficient between them was statistically significant at the 1 % level. Mortality rate of the alcoholic psychosis in males was also computed in each prefecture. The correlation coefficient between the mortality rate and the consumption of alcohol was statistically significant at the 1 % level.

高齢女性問題への接近

—人口問題と社会福祉との接点—

若林敬子

I はじめに

高齢女性をとりまく諸問題に焦点をあてようとする時、まずその発生要因を考えていくと、若年期から“生みこまれ”ている社会的根源と主体欠如の悪循環的矛盾の晩年期での相乗的・凝縮的表出として受けとめざるをえない側面がまま多い。つまり、単なるライフサイクルの末期として人生縦軸の断片としてアプローチをするのではなく、幼・若年期から培われた依存的な女性像づくりの内外からの圧力を伴った社会的通念、価値観の存在、さらには労働面の差別、その後の狭い家庭内主婦への埋没、これらを含みこんだ人生の総集編としての高齢女性問題への接近である。

従来、社会生活のさまざまな領域における男女不平等、とりわけ労働の場における差別（雇用機会、職務内容、賃金、昇進昇格、母性保護、子育て後の再就職など）を中心に展開されてきた“古典的”社会体制から、問題を摘出しようとする研究視点が第1にある。

第2には、女子ライフサイクルの各段階において遭遇する問題を、年齢・家族的地位や家族周期、配偶関係、さらには生きがいや生涯教育論的組織化をも含めて、女性の立場からその欲求や問題をよりきめ細かくみていこうとする研究視点がふくらみつつある。後者は、発達社会学的アプローチ、アメリカを中心として展開されてきた出生コーホートによる世代把握の家族社会学、さらには家庭内役割分析を得意とする女性学の胎頭、これらの流れとともにさかんになりつつある。

しかしながら、高齢女性をとりまく問題に焦点をあてようとするとき、以上に記した2つの観点の接合がいま重視されまいか。つまり後者の視点は、きわめて「人口学的諸特質」を基礎とするが、それにさらに広汎な社会・経済的諸問題をも前者の視点を射程内にいれての両分析の結合が、高齢女性へのアプローチにあたって試みられまいか、それにむけて筆者なりに可能な範囲内で試みようとするれば、「高齢女性問題への人口社会学的接近」とでも仮によんでおきたい。

そのための論述の作業としては、まず高齢化社会がなぜ故に女子にとってより厳しい問題なのかの論拠として、人口学的特質からの基礎資料を提示するのが第一である。具体的には、平均寿命、初婚年齢、未婚・離婚・再婚率等から有配偶率の性差、それから必然的に導かれる世帯構造分布にみる一人暮らし高齢女子人口の増大など、まずは、高齢者問題とは女性の問題なのだということの量的実態を浮きぼりにさせてみよう。このような諸特徴を整理・再構成することを通じて、女子ライフサイクルの戦前・戦後との変化を明らかにして、いわゆる「第3期」以降の中老年女子問題を再確認する。ついで、地域差から、とりわけ過疎農村奄美大島に凝縮的に現われた地域問題としての“老女ムラ”の実態を素描して、次の課題解明へのつなぎとする。

第二の論述課題は、高齢女性の生活をめぐる自立と扶養の問題を、経済的（労働、収入、年金と住宅）、身体的（健康と介護）、経済外的（同・別居家族形態）、精神的（生きがいと自殺率）の諸観点か

らとりあげる。といっても紙面の制約から大幅に割愛せざるをえなく、ここでは問題の所在をごく簡述するにとどまる。

最後に、今日のわが国の高齢女性をとりあげる際にどうしてもみのがすことのできない問題に第二次世界大戦による影をなお背負いつつ、独身中高年齢女子の団塊が存在することを忘れてはならない。これら社会的弱者の実態とその今後予想される膨脹に対し、社会保障制度等の対応がはたして準備されているかどうか、年金や住宅等について女性の側からの問題抽出を末尾に記せたらというのが本稿の構成である。

さて、以下、論述をはじめ前になぜ故に女の眼からみた高齢女性問題を取りくむのかについての問題意識の周辺を記しておきたい。

この世に生まれて以来、生育歴、しつけ、その後の生活体験と長い人生を、依存的・差別的におくり続けてきた女性が、老後をむかえて突如自立できるわけがない。「幼にして親に従い、嫁しては夫に従い、老いては子に従う」という儒教的教えは戦前までのわが国では社会通念化し、ために女性は自ら考え自ら生きるという責任と義務を免ぜられていた。あわせて家制度は女性を拘束・抑制する一方で“保護”もするという機能をあわせて果たしてきた。たしかに戦後は家制度は崩壊し、そのもっていた生活機能が大幅に失われたにもかかわらず、その欠落を埋める年金等の社会保障制度の確立はなお充分とはいえない。ために老後の生計維持手段を、男子に比してはるかに欠くことになる。

身体的には、後期高齢女子人口の絶対数の増大傾向からしても、出現率からしても寝たきりとなる身体不自由老人の数は、必然女子に多くなる。さらにはみのがせない社会問題として寝たきり老人の介護が大方中高年齢女性の肩にかかっており、新たな女性問題を増幅させている。子育て終了後の女性にとって、まず夫の親（舅、姑）の介護をすませ、次いで自らも老いゆく体をむちうって夫の介護につくして死をみとどけ、さて自らの晩年をむかえて寝たきりとなった時、誰がシモの世話をしてくれるのか、誰にみとられて死をむかえるのかという問となる。これまで家庭内の世話をし続ける立場にあった者にとって、なんとも心苦しい屈辱であろうし、ましてや一人暮らしではどうだろうか。今日中高年期をむかえつつある世代は、舅・姑には尽くしてきたが子供達には期待できないという価値観の変わりつつある狭間期に位置する世代でもある。

さらに見逃がせないのは、精神的自立の問題である。今日中高年期をむかえつつある世代はまた自分自身を捨て、ひたすら家と家族（親、夫、子供）に尽くすことを理想とし、自己表現、自分のやりたいことを習得する機会はなく、精神的にも誰かに寄りかかる依存的な生活態度に馴れ・馴らされてしまっていることはいなめない。その上、社会的関心領域や活動範囲が狭くなりがちで、ひとりの生活を楽しむことが下手で、孤独に耐えられない。このような人生をおくってきた女性達がいま、寿命の延びに支えられ、“ひとり生き残る”老後期をむかえつつある。この時期のための知的訓練を受けなかった報いが、肉体的にも精神的にも——就床率にしても痴呆性にしても——男子以上の高い出現率で訪れてきているのである。

「女が精神の自立を自己の精神的王国を持つことを妨げられてきたツケが、老後にボケという形で女性自身に回ってくるとしたら余りにもむごいことだ。……この社会が“男性についていく女性”を理想の女性像として求める限り、ボケたお婆さんは拡大再生産されるだろう」とある女性評論家は情感的にいうが全く同感である。

その上、老後期の役割についてさえも、女子には孫の世話、家事など家庭内の役割があるから問題は少ないと考えられ、退職によってすることがなくなる男子のための役割を創り出すことが必要だと

いう方が強調されている。こうした背景には「所詮女は男に養われる身であるから男の生活基盤さえしっかりしたものにすれば、おのずから女の生活は安定してくるという男子優先的考え方が潜んでいる」ことは確かにいなめない。

いずれにせよ、今日のが国が高齢化社会というやっかいな社会問題の到来をむかえ（しかもそれ

表1 将来推計人口にもとづく高齢者人口の性比予測

年次	65歳以上人口					性比(女100につき男)					85歳以上人口		
	女子人口	男子人口	年齢構造係数		性比	65~	70~	75~	80~	85歳	女子人口	男子人口	計
			女	男		69歳	74歳	79歳	84歳	以上			
1980(昭和55年)	千人 6,112	千人 4,467	5.23	3.82	73.08	78.19	77.30	71.79	61.84	47.93	千人 360	千人 173	千人 533
1981(56)	6,334	4,583	5.38	3.89	72.35	77.97	75.16	71.10	62.47	48.81	387	189	575
1982(57)	6,534	4,693	5.52	3.96	71.83	77.07	75.48	70.88	61.42	49.20	417	205	622
1983(58)	6,730	4,793	5.65	4.02	71.22	76.77	74.33	70.65	61.88	48.36	455	220	675
1984(59)	6,908	4,874	5.77	4.07	70.55	76.55	73.03	70.04	62.39	47.92	482	231	714
1985(60)	7,192	5,005	5.98	4.16	69.60	74.23	72.83	69.50	61.98	48.60	517	251	769
1986(61)	7,442	5,112	6.16	4.23	68.70	72.94	72.64	67.60	61.58	49.66	556	276	832
1987(62)	7,696	5,230	6.34	4.31	67.96	71.59	71.89	67.98	61.38	49.10	605	297	901
1988(63)	7,958	5,366	6.53	4.40	67.43	71.08	71.65	66.98	61.25	49.02	644	316	960
1989(64)	8,208	5,545	6.71	4.53	67.56	72.59	71.45	65.84	60.80	49.19	677	333	1,011
1990(65)	8,509	5,781	6.93	4.71	67.93	75.57	69.34	65.75	60.39	49.11	710	349	1,059
1991(66)	8,813	6,052	7.15	4.91	68.67	79.40	68.14	65.57	58.75	49.18	736	362	1,099
1992(67)	9,103	6,313	7.35	5.10	69.35	82.76	66.93	64.98	59.16	48.75	786	383	1,169
1993(68)	9,399	6,574	7.56	5.29	69.94	85.43	66.51	64.78	58.31	48.63	828	403	1,231
1994(69)	9,701	6,849	7.77	5.49	70.60	86.74	68.01	64.59	57.35	48.51	877	425	1,302
1995(70)	9,966	7,115	7.95	5.67	71.39	88.40	70.88	62.71	57.36	48.30	920	444	1,365
1996(71)	10,261	7,405	8.15	5.88	72.17	89.08	74.51	61.63	57.17	47.46	974	462	1,436
1997(72)	10,551	7,700	8.34	6.09	72.98	89.98	77.64	60.59	56.74	47.57	1,018	484	1,502
1998(73)	10,840	7,990	8.53	6.29	73.71	90.91	80.09	60.27	56.56	47.03	1,062	500	1,562
1999(74)	11,114	8,257	8.71	6.47	74.29	91.37	81.28	61.74	56.37	46.43	1,106	514	1,620
2000(75)	11,408	8,535	8.90	6.66	74.82	91.06	82.84	64.43	54.75	46.39	1,137	527	1,664
2005(80)	12,606	9,622	9.70	7.40	76.33	89.34	85.34	75.17	56.62	44.14	1,316	581	1,897
2010(85)	13,811	10,667	10.60	8.19	77.23	89.47	83.72	77.42	65.85	44.73	1,564	700	2,264
2015(90)	15,327	11,985	11.85	9.27	78.20	90.78	83.82	75.94	67.77	49.38	1,819	898	2,718
2020(95)	15,725	12,224	12.27	9.54	77.74	90.50	85.16	75.99	66.48	51.74	2,048	1,060	3,108
2025(100)	15,326	11,752	12.05	9.24	76.68	90.39	84.77	77.33	66.48	51.67	2,183	1,128	3,311
2030(105)	14,896	11,455	11.79	9.07	76.90	94.08	84.73	76.84	67.72	51.69	2,355	1,218	3,573
2035(110)	14,734	11,464	11.79	9.18	77.81	93.61	88.25	76.88	67.22	52.64	2,693	1,418	4,111
2040(115)	15,135	11,983	12.28	9.72	79.17	93.32	87.80	80.13	67.31	51.65	2,559	1,322	3,881
2045(120)	15,011	11,891	12.32	9.76	79.22	92.92	87.49	79.72	70.23	50.98	2,335	1,190	3,525
2050(125)	14,285	11,221	11.83	9.29	78.55	94.08	87.07	79.39	69.83	52.46	2,270	1,191	3,461
2060(135)	12,857	10,067	10.75	8.42	78.30	94.22	88.30	79.97	69.10	53.77	2,516	1,353	3,869
2070(145)	13,044	10,456	11.00	8.82	80.16	94.14	88.32	80.21	70.18	52.49	2,122	1,114	3,236
2080(155)	12,574	9,986	10.61	8.43	79.42	94.17	88.22	80.05	70.21	53.42	1,974	1,054	3,028

厚生省人口問題研究所『日本の将来人口新推計』1981年11月推計より作成

が経済不況とあいたずさえてやってきたために) 定年制や年金等の経済的課題がまずは大きく目がむけられている。そして経済の歯車にからみあう男性の側からその多くが論じられている傾向が強く、そのさらに奥まった女性のかかえる視点からまともに分析の矢がはなたれることは、これまでほとんどなかったといえよう。一部の女性学の胎動に便じてやや評論的な指摘はみられつつも今後は高齢化問題の中でも、大きな一分野として前面におしだされてくるであろう。本小稿はそのためにも一つの人口社会学的アプローチを通して、人口問題と社会福祉との接点としての高齢女性をめぐる諸問題を浮きあがらせ、問題の抽出ができればと意図するものである。

II 人口学的特徴の視点から

1 高齢者人口の性比と平均寿命の性差

わが国将来の人口高齢化予測について、特に性比に注目しつつ人口問題研究所の1981年11月推計から作成したのが表1である。65歳以上の性別人口は2020年には女子1,573万人、男子1,222万人で、女子の方が350万人も多く、年齢構造係数では女子12.27%、男子9.54%という差が示される。つまり高年齢化すればするほど男子に対して女子の比率が高まり(昭和55年国調の85歳以上の性比は女100に対し男48.1)、2020年の85歳以上人口は、女子205万人、男子106万人とほぼ3人中2人までが女子で占められるようになる。85歳以上の後期高年齢人口は1955年に13.4万人、65年25.0万人、75年39.1万人、80年53.3万人であったのが、わずか40年後の2020年には331万人へと一挙に6.2倍にも増大する。

また、生産年齢人口を18歳からとして従属人口指数等を試算してみると、老年人口指数(65歳以上/18~64歳×100)は、女子の1980年が16.34、2020年に43.09とふくらみ、他方男子は1980年が12.30、

表2 平均寿命と生存数の推移

時 期	女	男	男 女 差	65歳における生存数	
				女	男
明治24~31年(1891~1898)	44.3	42.8	1.5	—	—
明治32~36年(1899~1903)	44.85	43.97	0.88	—	—
明治42~ 大正2年(1909~1913)	44.73	44.25	0.84	—	—
大正10~14年(1921~1925)	43.20	42.06	1.14	35.0	30.5
大正15~ 昭和5年(1926~1930)	46.54	44.82	1.72	39.6	33.8
昭和10~11年(1935~1936)	49.63	46.92	2.71	43.6	36.2
昭和20年(1945)	37.5	23.9	13.6	—	—
昭和22年(1947)	53.96	50.06	3.90	49.1	39.8
昭和25~27年(1950~1952)	62.97	59.57	3.40	62.8	55.1
昭和30年(1955)	67.75	63.60	4.15	70.6	61.8
昭和35年(1960)	70.19	65.32	4.87	75.2	64.8
昭和40年(1965)	72.92	67.74	5.18	80.0	69.1
昭和45年(1970)	74.66	69.31	5.35	82.6	72.1
昭和50年(1975)	76.89	71.73	5.16	86.1	76.8
昭和55年(1980)	78.72	73.32	5.40	88.5	79.5
昭和56年(1981)	79.13	73.79	5.34	88.9	80.0

厚生省統計情報部「生命表」による。

表3 高齢者平均余命の伸長

(年)

年 齢	明治24~31年(1891~1898)		昭和43年(1968)		昭和55年(1980)	
	女	男	女	男	女	男
60 歳	14.2	12.8	19.8	15.90	21.96	18.27
65	11.4	10.2	15.26	12.48	17.74	14.50
70	8.8	8.0	11.69	9.50	13.80	11.13
75	6.7	6.0	8.61	7.03	10.31	8.27
80	5.1	4.8	6.18	5.07	7.43	5.99
85	3.9	3.7	4.62	3.73	5.35	4.43

表2と同じ

2020年に32.66となり、従属人口指数(0~17歳+65歳以上/18~64歳×100)でみると女子は1980年が58.91, 2020年に78.03, 男子は1980年が58.37, 2020年が68.71と厳しさにも性差がみられる。

このように高齢化の途を性比でみると、実は“後期高齢者女子人口の肥大”という“おばあさん社会”の到来を覚悟しなければならないのである。これが本稿を以下進めていく上の第一の前提である。

それではなぜ高齢者女子人口が男子より多くなるのか、それはいうまでもなく平均寿命の性差による。表2はわが国の平均寿命の性別推移を示す。明治後期から大正期にかけて、40歳余の時は性差は1歳前後にすぎなかったのが寿命の伸長とともに拡大し、1981年値では5.34歳も女子の方が長生きするようになっている。もっとも寿命とは0歳児の平均余命であるから戦前の大人が通常40歳台で死亡していたわけではなく、戦前でも65歳以上人口は全人口の5%前後を占め、65歳女子は明治20~31年に11.4年は生き残れる余命をもっていた(表3)。それはすでに男子より1.2年長く、今日では17.74年となり男子より3.24年長く、この85年間に6.34年(男子は4.3年)の余命の伸長がみられた。

尺度をいわゆる百歳以上老人数からみてみよう(表4)。1981年は18年前の63年の約7倍に達し、63年の87.0%, 81年の81.1%が女子で占められ、必然の結果ながらここでも断然女子人口優位の性差が示されている¹⁾。

2 配偶関係——初婚年齢、未婚・離婚・再婚率

高齢者の配偶関係に与える影響として第1に平均初婚年齢の性差がある。表5でみるように女子初婚年齢は、大正9年(1920年)の21.1歳から1980年の25.2歳へと4.1年の上昇にあわせ、男子との年齢差は4歳から2.6歳へと縮小している。このように夫婦年齢差の縮小傾向をもたらししたのは年齢差の

1) 諸外国ではどうか最近データで性差が10年におよぶのはソビエト(女74歳・男64歳)、8年台がフィンランド、アメリカ非白人、フランス(女77.85歳・男69.73歳)、7年台がアメリカ白人(女77.8歳・男70.2歳)、カナダ(女77.48歳・男70.19歳)、6年台がオランダ(女78.40歳・男72.00歳)、ノルウェー(女78.73歳・男72.27歳)、スウェーデン(女79.3歳・男73.4歳)、イングランド・ウェールズ(女75.8歳・男69.6歳)、ニュージーランド、5年台がデンマーク、日本などが続き、のきなみ先進国でかつ長寿国である。他方アジアについてみれば、5年台の性差がマレーシアの半島部、タイ、4年台が韓国、3年台がイラン、北朝鮮、フィリピン、2年台がラオス、ネパール、スリランカ、1年台がトルコ、1年未満がアフガニスタン、バングラデシュなどである。また男子の方が長寿の国は、ブータンが1.50年、インドが1.3年である。インドの1977年の年齢階級別死亡率が25~29歳で男2.5%に対し女5.1%と女は男の2倍を越える、出産の危険が未開時代や開発途上国の女子寿命を低位におさえていた主役と思われるがなお今後の研究課題である。たしかに先進国において平均寿命の伸長に従って性差が拡大してきたが今後はそう大きく伸びることは期待できないであろう。小林昭二、「平均寿命とその性差」、『児童手当』、1982年3月号、pp.12~15参照。

表4 性別百歳以上老人人口の推移 (人)

	女	男	計
昭和38年	133	20	153
39	160	31	191
40	162	36	198
41	206	46	252
42	201	52	253
43	264	69	333
44	261	70	331
45	248	62	310
46	269	70	339
47	327	78	405
48	404	91	495
49	431	96	527
50	446	102	548
51	553	113	666
52	575	122	697
53	660	132	792
54	757	180	937
55	794	174	968
56	870	202	1,072

厚生省社会局老人福祉課調べ、各年9月15日現在

表5 平均初婚年齢と夫婦年齢差 (歳)

年次	女	男	年齢差
大正9年	21.1	24.9	3.8
14	21.1	25.1	4.0
昭和5	21.8	25.7	3.9
10	22.5	26.4	3.9
15	23.3	27.2	3.9
22	22.9	26.1	3.2
25	23.0	25.9	2.9
30	23.8	26.6	2.8
35	24.4	27.2	2.8
40	24.5	27.2	2.7
45	24.2	26.9	2.7
50	24.7	27.0	2.3
51	24.9	27.2	2.3
52	25.0	27.4	2.4
53	25.1	27.6	2.5
54	25.2	27.7	2.5
55	25.2	27.8	2.6

戦前の値は各国国調の年齢別既婚者割合に基づく推定値、戦後は「人口動態統計」

小さい恋愛結婚の増大という結婚形態の変化に因することが解される。今日(1980年)でも夫の婚姻年齢が高まるにつれ年齢差は拡大し、夫が21歳までは妻の方が年上で、22~26歳は年齢差は平均より小さく27歳から平均を上回るようになることが明らかである(たとえば34歳の夫は28.52歳の妻、年齢差は5.94歳と大きくなる)。

第2に未婚率についてはどうか。昭和55年国調1%によるとわが国は20~24歳女子の未婚率は77.9%と他の先進諸国と比しても(2位のスウェーデンでさえ1975年に76.0%)きわめて高い晩婚国である。が、その後は急速に低下し45~49歳層ではわずか4.8%(男子は2.4%)だけが未婚にとどまる。つまり25歳前後の狭い年齢幅に集中して結婚するという点に特色があり、世界有数のきわだった晩婚国でありつつも生涯独身率は欧米よりも低いのである²⁾。

このようにいわゆる“結婚適齢期”なる社会通念・社会規範の存在が、女性の生き方をめぐる内外からの社会的拘束として圧迫し、そこから大きく逸脱しにくくさせているという背景を、高齢独身女性問題を考えるにあたって認識しておかなければならない。

次いで中高年齢有配偶率に性差をもたらす第3の要因に再婚率がある。再婚者の平均年齢は1980年で夫38.2歳、妻34.1歳と初婚者よりも夫10.4歳、妻8.9歳高く、年齢差は4.1歳とひらいているが、次第に縮小しその年齢分布も高まりつつある。前婚解消理由が死別の夫の平均再婚年齢は46.8歳と高く、妻34.5歳、離別では夫34.7歳、妻30.9歳で男子は比較的高い年齢で死別しても再婚しやすい。前婚解消後の期間でも(再婚した者のみについての数値)夫は平均3.0年で再婚するのに、妻は3.8年

2) 75歳以上の女子未婚率をみると、アメリカ6.0%(76年)、イギリス15.0%(74年)、オーストラリア11.8%(71年)、スウェーデン19.3%(75年)、西ドイツ12.0%(75年)ときわだって高い。

United Nations, *Demographic Yearbook*, 1976, Table 41.

と差がみられる。死別による再婚男子は1980年に10,583人で女子の4,991人の2倍強を占め、これでも再婚の機会は女子よりも高いといえる。他方、再婚夫は初婚妻を確得しにくくなっているのに対して、再婚妻は初婚夫との確率が近年ややふえ、その限りで女子の方が再婚をなし難いという性差はやや解消されつつあるといえようか。

それでは以上記してきた諸データをうけて中高年齢層の性別配偶関係を5歳階級別にみたのが表6である。昭和35・45・55年の20年間に高年齢者の有配偶率の上昇がみられるのは寿命の伸長による死亡率の低下が関連しよう。わが国女子の生涯未婚率が低いことは既述したが、40歳以降はそれまで大多数を占めていた有配偶率が次第に低下していくこと、そしてそこに妻をなくした夫よりも寡婦人口の方が圧倒的に多いという性差が明示されよう。他方、30年に61万人を数えた離婚女子人口は55年に

表6 中高年齢層の配偶関係別割合の推移（昭35・45・55年）

(%)

年齢階級	年次	有配偶		未婚		死別		離別		無配偶者計	
		女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
40～44歳	昭35年	81.5	95.7	3.1	2.0	11.5	0.8	3.9	1.4	18.5	4.2
	45	86.9	95.3	5.3	2.8	4.1	0.6	3.8	1.3	13.2	4.7
	55	89.2	92.4	4.7	5.0	2.7	0.5	3.4	2.0	10.8	7.5
45～49	35	76.8	95.4	2.1	1.4	17.7	1.7	3.4	1.5	23.2	4.6
	45	82.6	95.6	4.0	1.9	9.1	1.0	4.3	1.4	17.4	4.3
	55	86.7	93.6	4.6	3.3	4.9	0.9	3.8	2.1	13.3	6.3
50～54	35	73.0	93.8	1.6	1.1	22.4	3.5	2.9	1.5	26.9	6.1
	45	75.0	95.2	2.7	1.5	18.5	1.9	3.8	1.5	25.0	4.9
	55	82.4	94.4	4.6	2.1	8.9	1.5	4.0	1.9	17.5	5.5
55～59	35	65.5	90.5	1.3	1.0	30.6	7.0	2.6	1.5	34.5	9.5
	45	66.8	93.7	2.0	1.2	28.1	3.7	3.1	1.5	33.2	6.4
	55	75.0	93.9	3.6	1.6	17.0	2.7	4.3	1.7	24.9	6.0
60～64	35	54.8	85.7	1.1	0.9	41.9	11.9	2.2	1.5	45.2	14.3
	45	58.1	90.5	1.6	1.0	37.7	7.1	2.6	1.4	41.9	9.5
	55	62.9	92.5	2.4	1.2	30.9	4.7	3.6	1.5	36.9	7.4
65～69	35	41.2	79.3	1.0	0.9	55.9	18.4	1.9	1.4	58.8	20.7
	45	46.0	85.0	1.3	0.9	50.6	12.7	2.1	1.4	54.0	15.0
	55	51.7	89.7	1.7	0.9	43.2	7.8	3.0	1.5	47.9	10.2
70～74	35	27.1	70.1	1.0	0.9	70.1	27.6	1.7	1.3	72.8	29.8
	45	32.1	77.3	1.1	0.9	65.0	20.6	1.8	1.3	67.9	22.8
	55	38.1	83.5	1.3	0.8	57.8	14.2	2.2	1.4	61.3	16.4
75歳以上	35	11.7	52.2	1.0	1.0	85.7	45.6	1.5	1.2	88.2	47.8
	45	13.7	60.1	1.0	1.0	83.8	37.8	1.4	1.1	86.2	39.9
	55	17.8	67.7	0.8	0.7	78.8	30.3	1.9	1.0	81.5	32.0
55年掲	75～79	24.5	75.0	0.9	0.6	71.9	23.0	2.1	1.1	74.9	24.7
	80～84	12.8	61.9	0.8	0.8	84.1	36.1	1.6	0.9	86.5	37.8
	85～	5.4	45.4	0.8	0.8	91.4	52.3	1.7	0.8	93.9	53.9

各『国勢調査』による。55年は1%抽出結果。不詳を含むため端数は一致しない。

は115万人へと倍増し45～49歳層に最も多い。死別は30年の467万人が55年に570万人となり、その78.0%が60歳以上に集中している。

このように女子における中高年齢とは、有配偶から離別、そして死別が次第に増大していく年代であり、夫をなくすという脅威が多かれ少なかれ現実味をおびてくる時期である。年齢が高まれば高まるほど無配偶率は女子の方に圧倒的に高くなる。つまりあばあさんひとりが夫からもおいてきぼりにされ、高齢化社会とはおばあさんの問題なのだといわれても過言ではない由縁である。これが第2の前提認識である。

3 高年齢女子の単独世帯の増大

高年齢女子人口の増大、無配偶率の増大に伴って、彼女らが世帯構造的にどのような状況におかれているのか、特に高齢女子が独りか否かの家族関係に注視する必要がある。

「厚生行政基礎調査」による「高齢者世帯」（男65歳以上、女60歳以上の者のみで構成するか、またはこれらに18歳未満の者が加わった世帯）は、昭和30年の42.5万世帯（全世帯に占める比率は2.2%）が、45年には119.6万世帯（4.0%）、さらに56年には253.7万世帯（7.0%）へと増大した。10年間に2.12倍、1年前とは11.3万世帯、4.7%増である。次いで「65歳以上の者のいる世帯数」は56年に874.5万世帯あり、全体の24.2%、ほぼ4世帯に1世帯の割合で高齢者が独りないし夫婦だけである。この内「三世帯世帯」が49.7%で47年の55.8%からみるとやや減少傾向にある。他方「単独世帯」は11.2%で47年の8.1%から増大し、「ともに65歳以上」をも含む「夫婦のみの世帯」16.3%ともに増加しており、世帯構造面からも高齢化の途がたどれる。

表7 世帯構造別にみた60歳以上の者のみの世帯数と構成割合の推移 千世帯(%)

年次	総数	単 独 世 帯			夫婦のみの世帯	その他の世帯	
		総数	女	男			
昭和42年	1,033 (100.0)	567 (54.9)	408 (39.5)	159 (15.4)	433 (41.9)	32 (3.1)	
43	1,116 (100.0)	576 (51.6)	408 (36.6)	168 (15.1)	501 (44.9)	37 (3.3)	
44	1,214 (100.0)	637 (52.5)	452 (37.2)	186 (15.3)	547 (45.1)	29 (2.4)	
45	1,301 (100.0)	658 (50.6)	492 (37.8)	165 (12.7)	603 (46.3)	40 (3.1)	
46	1,474 (100.0)	750 (50.9)	549 (37.3)	201 (13.6)	682 (46.3)	42 (2.8)	
47	1,502 (100.0)	785 (52.3)	603 (40.1)	182 (12.1)	673 (44.8)	44 (2.9)	
48	1,661 (100.0)	835 (50.3)	651 (39.2)	184 (11.1)	784 (47.2)	41 (2.5)	
49	1,682 (100.0)	829 (49.3)	638 (37.9)	191 (11.4)	793 (47.1)	60 (3.6)	
50	1,786 (100.0)	873 (48.9)	680 (38.1)	192 (10.8)	860 (48.2)	53 (3.0)	
51	2,054 (100.0)	1,048 (51.0)	804 (39.2)	243 (11.8)	949 (46.2)	58 (2.8)	
52	2,117 (100.0)	1,059 (50.0)	817 (38.5)	242 (11.5)	990 (46.8)	69 (3.3)	
53	2,215 (100.0)	1,069 (48.3)	838 (37.8)	232 (10.5)	1,073 (48.5)	72 (3.3)	
54	2,444 (100.0)	1,169 (47.8)	947 (38.7)	222 (9.1)	1,203 (49.2)	71 (2.9)	
55	2,634 (100.0)	1,261 (47.9)	1,012 (38.4)	249 (9.5)	1,294 (49.1)	79 (3.0)	
56	2,767 (100.0)	1,322 (47.8)	1,051 (38.0)	271 (9.8)	1,361 (49.5)	85 (3.1)	
65歳以上再掲	50年	1,069 (150.0)	611 (57.2)	473 (44.2)	138 (12.9)	443 (41.4)	51 (1.4)
	56年	1,759 (100.0)	984 (55.9)	784 (44.6)	200 (11.4)	748 (42.5)	27 (1.5)

厚生省統計情報部「厚生行政基礎調査」による

表8-1 65歳以上の性別配偶関係別人口の予測

千人(%)

配偶関係		1960	1980	2000	2015
女	未婚	31.2 (1.0)	77.9 (1.3)	145.1 (1.2)	194.6 (1.2)
	死別	2,173.9 (71.8)	3,852.6 (63.1)	7,058.4 (58.5)	9,829.1 (59.4)
	有配偶	821.8 (27.2)	2,179.7 (35.6)	4,866.5 (40.3)	6,522.3 (39.4)
	計	3,026.9 (100.0)	6,110.2 (100.0)	12,070.0 (100.0)	16,546.0 (100.0)
男	未婚	21.2 (0.9)	36.2 (0.8)	68.7 (0.8)	95.3 (0.8)
	死別	687.3 (29.6)	820.3 (18.4)	1,362.5 (16.1)	2,149.2 (18.3)
	有配偶	1,614.3 (69.5)	3,607.5 (80.8)	6,976.8 (83.1)	9,514.5 (80.9)
	計	2,322.8 (100.0)	4,464.0 (100.0)	8,408.0 (100.0)	11,759.0 (100.0)
65歳以上男女有配偶率		45.4	54.7	57.8	56.7

経済審議会『長期展望検討参考資料』昭和56年11月9頁より作成 表8-2, 3 も同

表8-2 類型別世帯数の予測

千世帯(%)

類	型	1980年	2015年
単	独	5,383 (15.8)	12,736 (26.4)
夫	婦と親を中心	5,976 (17.5)	6,724 (13.9)
母	子	1,746 (5.1)	4,257 (8.8)
夫婦のみ又は夫婦と子供のみ		19,547 (57.4)	23,615 (48.9)
計		34,083	48,310

表8-3 2015年の単独世帯の内訳

千世帯(%)

離死別女性	4,316 (33.9)
内65歳以上	3,134 (24.6)
離死別男性	1,531 (12.0)
内65歳以上	887 (7.0)
未婚女性	2,274 (17.9)
未婚男性	3,876 (30.4)

それでは表7で「60歳以上の者のみの世帯」についてはどうか。55年には263.4万世帯、総世帯数の7.5%を占める。ここで問題となる高年齢女子の単独世帯は、42年の40.8万が56年に105.1万を数えるに至り、男子のそれ27.1万の実に4倍に近い。「65歳以上の者のみの世帯」におき換えてみると、単独が55.9%へと高まり、なかでも女子単独世帯は78.4万(44.6%)を数え、男子20.0万(11.4%)と峻然たる性差を示す。その上のび率が男子より高い(42年を100とすると56年は女子258, 男子170)ことも明らかである。

このように女子高年齢人口比が増大するテンポと歩調をあわせて高年齢女子の単独世帯率が急増していることが、本稿の第3の前提認識である。

ちなみに将来の予測はどうか、経済企画庁は、21世紀を展望したわが国経済社会の長期ビジョンについての経済審議会の基礎資料(長期展望検討参考資料)を81年11月にまとめた(表8-1~3を参照)。この中で2015年のわが国人口は、13人に1人にあたる1,002万人が65歳以上の無配偶女子で占められ、同じ境遇の男子も現在の2.6倍、224万人となる。また世帯予測についても、2015年の総世帯数は4,831万世帯、内一人暮らしは1,274万(26.4%)と見込まれ、80年の538万(15.8%)より大幅に増大する。この単独世帯の内訳は、離・死別65歳以上老人の単独が女子313万(24.6%)、男子89万(7.0%)、計402万(31.6%)、全世帯の12.0%までを占めると予測する。このように将来はますますもって高年齢女子の単独世帯の増大を覚悟せざるをえない。

4 女子ライフサイクルの変化

人口学的特徴をつみあげ、女子ライフサイクルの1940・55・80年の40年間の変化をみたのが表9で

表9 わが国女子のライフサイクルの変化

歳(年)

	昭和15年	昭和30年	昭和55年
出生	0	0	0
学校卒業	14.5	18.5	20.5
結婚	20.8	23.8	25.2
その時の夫の年齢	24.8	26.6	27.8
卒業～結婚	(6.3)	(5.3)	(4.7)
長子出生	23.2	24.8	26.4
末子出生	35.5	29.5	28.7
出生児数	5	3	2
結婚～末子出生	(14.7)	(5.7)	(3.5)
末子就学	42.0	36.0	35.2
末子大学入学	△ 56.0	48.0	47.2
その時の夫の年齢	△ 60.0	50.8	49.8
末子大学卒業	△ 59.0	52.0	51.2
その時の夫の年齢	△ 63.0	54.8	53.8
夫定年	△ 51.0	52.2	55.5
末子出生～夫定年	(15.5)	(22.7)	(26.8)
末子結婚	△ 58.3	54.7	56.6
夫死亡	42.9	60.8	70.7
その時の夫の年齢	46.9	63.6	73.3
末子結婚～夫死亡	(-15.4)	(6.1)	(14.2)
死亡	49.6	67.8	78.8
夫死亡～死亡	(6.7)	(7.0)	(8.1)
末子結婚～死亡	(-8.7)	(13.1)	(22.2)

- ()は平均寿命をこえる年齢1894年生の明治世代の結婚時の年齢における平均寿命で算出すると62.1歳で死亡、1923年生の大正世代では65.8歳であることに注意
- 昭和15年は人口問題審議会『日本人口の動向』(昭49)
- 昭和30年は内閣総理大臣官房老人対策室『高齢者問題の現状』(昭54)
- 昭和55年は短大卒、出生児数(第1子女子、第2子男子)とした。
結婚及び出生は厚生省『人口動態統計』、死亡は『簡易生命表』(昭55)、定年年齢は労働省『雇用管理調査』(昭55)により算出し、58歳として筆者が算出したもの。
- ライフサイクルステージ区分については吉田昇、神田道子編『現代女性の意識と生活』日本放送出版協会 1975年より

ある。

第1の前提となる特徴は、平均寿命の29.2年間の伸長、第2に晩婚化と長子出生年齢が23.2歳から26.4歳へと3.2歳ほど遅くなったこと。

第3は出生児数の減少と、末子生みあげ年齢がはやまったこと。つまり結婚から末子出生までが、14.7年からわずか3.5年へと末子就学までの子育て期間が短縮し、本人死去までの脱育後の人生が43.6年も残されていること。

第4に末子が親から離れていった後に残される夫死去までの14.2年間の出現。

第5は夫死亡後、本人死亡までの8.1年の寡婦生活。

このように女子のライフサイクルは40年前とは異なり(世代別ライフコースでみたものに経済審議会長期展望委員会『2000年の日本—国際化、高齢化、成熟化に備えて—』1982年6月、p.159を参照)、

子育て後の長い中高年の（いわゆる「第3期」以降）の出現を第4の前提認識とする必要があろう。また、戦前の“女性解放論者”達が結婚拒否の発想はありつつも、結婚と出産の分離・人口抑制をおもいおよばなかったのは戦前と今日との女性問題を扱う場合の決定的差異である。人口抑制の歩みと女性解放史についての研究は世界的にみても、興味深くかつ重要なテーマであると考えらる。

III 地域差からみた高齢女性の実態

高齢化の過程は、いうまでもなく全国一律ではなくかなりの地域差を伴って進行している。なかでも大都市および過疎地域では、高齢者はなお一層“ふきだめ”られ、とり残されて住みにくい状況におかれている。65歳以上の老年人口比率は島根、高知、鹿児島を筆頭に西日本から次第に東北へと高齢化がおよび、他方、埼玉、神奈川、千葉といった大都市周辺県が低くなっているが詳しくは割愛する。

大都市では全人口に占める老年人口係数比は全国平均よりも低い（55年全国平均は9.0%に対し東京都は7.7%）にもかかわらず、高齢者の単独世帯率は高く（50年に全国8.6%に対し東京都は10.8%—特に都心の中央区は13.3%、千代田区は12.7%）、しかも別居老人数は急増している。まずはここに大都市における高齢者問題の一端をみることができよう。

東京都が昭和55年度に行った『老人生活実態調査報告書』によって世帯類型・収入・住宅の種類をみると、一人暮らし老人の比率は女子15.6%で男子5.7%の3倍近い。彼女ら一人暮らしの平均年収はわずか141.3万円であり、男子一人暮らし182.5万円におよばない。この厳しさになお一層拍車をかけるのは、住宅事情である。借家・賃貸住宅等に居住する比率は一人暮らし老人の46.1%にもおよび（全老人総数の20.2%よりも高く）、なかでも民間木造（モルタル）アパートが21.8%、間借り5.2%、公営住宅4.2%という高い実態である。この物価高と高家賃の支払いの中で、年収140万円程度の生活の厳しさがいかばかりかと、背すじが寒くなるおもいである。

他方、過疎地域にみる実態を、鹿児島県奄美大島宇検村屋鈍集落の事例を含めて紹介しよう。

過疎化の過程は一般的にはまず新規学卒者の大都市への単身離村にはじまり、続いて世帯主などの基幹労働力が出稼ぎ等によって一時的に転出し、ある程度の生活の安定を得た時に老親を残したまま妻子を都会によびよせる。この段階で住民票の異動が一挙になされることが多く、第一段階の大量の人口流出がひきおこされる。この出稼ぎをテコとした後者の妻子を伴った流出は、減反政策によってより拍車がかげられ社会問題化し、いわゆる「過疎法」の制定を生んでいったといえよう。その後、過疎化がストップしたかにみえるのは、新たな人口減少（＝残された高齢者の一層の高齢化に伴う世帯の解消）を迎えるまでの一次的な安定期とでもいう現象にすぎない。

つまり最近時の過疎地域の現状は、すでに流出可能条件をもつ者が流出し終って、第一段階の減少が鈍りながら、とり残された高齢者世帯が寿命の延びに支えられて、ともかくも維持されているという形で、その限りにおいて第二段階の減少＝世帯の廃絶が生じるのがくりのべられているとみられる。従って当然にして後継者を欠いた家族としての再生産が困難となった世帯を多くかかえているのであり、その量的広がりが高齢化と結びついた形で事態が進行してきているのが一般である。高齢となった世帯主が死去したり、都会に住む子供の所にひきとられ転出したりする高齢者の都市への流出によって、再生産不能な世帯が解消される時、第2段階の人口減少＝世帯の廃絶が生じることとなる（後述する奄美農村ではすでにこの段階にさしかかっているといえよう）。

このような地域では、年少人口の減少と生産の担い手となる人口の高齢化はきわめて顕著であり、

これが地域の人口再生産に大きく影響してくる。すでに年少人口の減少そのものが出生率の低下によってもたらされたものであるが、再生産年齢層が著しく落ちこみを示すということは、出生率の一層の低下をもたらさずにはおかないわけであり、さらに急速に高齢人口の比率を高めてゆくことになる。その上、生産の担い手が高齢化していく過程で、地域の産業構造に大きな影響を与える結果をまねき、それがさらに若年層の地域定住を大きく規定していくという循環が想定される。地域産業を失った時に生じる状態は、公共事業によって住民の生計が支えられるようになることが共通して多い。

このような就労にたずさわりの、かるうじて世帯の解消をもちこたえているのは、中高年女子を多く含む層である。彼女らは自己の生活を守るばかりでなく、地域社会の維持がかかってくるために問題は深刻である。青壮年労働力の欠如は地域産業の衰退をまねくばかりでなく、残された高齢者に肉体的に苛酷で、かつ報酬の低い労働をしいることになる。さらには地域の生活環境悪化——たとえば集落道路の維持保全さえ困難となり、ついにはムラの神社の祭事だけが残された老人にゆだねられる。その上高齢者にとって最も必要な住民相互扶助のシステムが次第に崩れ、精神的な絆も喪失してゆく。住民間の相互扶助が望めないとすれば、自治体行政がこれを代行せざるをえないわけだが、財政的にはなかなか容易ではない。

このように移動能力の低い高齢者がとり残され、人口減少が地域産業の衰退、生活環境の悪化、自治体行財政水準の低下、住民意識の後退という悪循環過程をまねいている点にこそ、過疎地域における高齢者問題の深髓が存在するといえよう。

こうしてみると、高齢者のみの世帯や一人暮らし老人が山村・離島などに多いのは後継者世帯の離村が多いからであって、明らかに過疎化によってもたらされたものであり、その点大都市の高齢者世帯とは異なる。その上若年世帯との別居といっても、これら過疎地域では多くの場合、息子らは遠く離れた大都市圏に住んでおり、そう容易に帰郷できるような状況にはないのであり、この点も大都市の中での親子の近隣別居とは条件内容が全く異なる点を注視しなければならない。

また、過疎地域に残された高齢者にとっては、社会保障もさることながら、農作業の過重負担をいかに軽減するか、老人クラブや地域の組織維持をいかに保つていくかということも重要である。これらは過疎地域での単独高齢者世帯にとって決定的な障害となり、その深刻さは大都市の中での高齢者とはまたちがって見逃がすことのできない問題となっている。以下、奄美の過疎農村の解体過程の一端を紹介しよう³⁾。

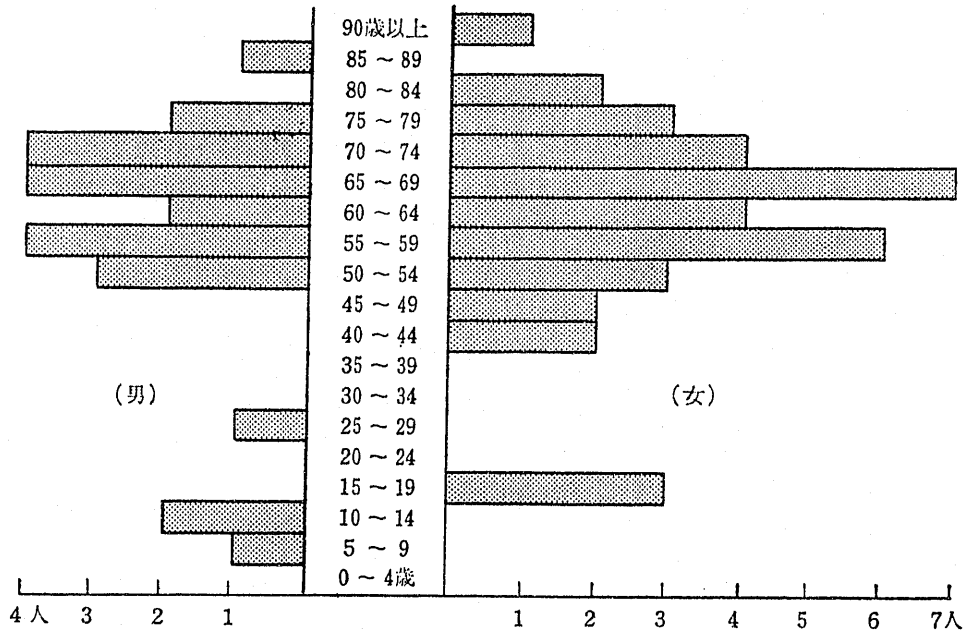
鹿児島県奄美本島南部に、奄美内でも最も過疎化の激しい宇検村がある。焼内湾に沿って14の集落が点在するが、その西端に屋鈍集落がある。大正期後半には130戸あった世帯数は今日ではわずか33戸、61人に急減してしまい、まさに“老女ムラ”といった感の強い集落と化してしまっている。

図1は昭和53年12月現在の集落の人口年齢ピラミッドである。まず50歳以上人口が61人中50人(82.0%)、65歳以上でみると28人(45.9%)という異常な高率である。年少人口については小学校3年生が最年少で2人、中学生4人であるが内3人は翌春すでに村外流出の予定であったから3年後の今日はより厳しい状況となっているであろう。最近の10年間に子供の出生は全くみられず、最も若い再生産年齢女子は42・44歳の2人にすぎない。27歳の男子障害者を一人数えるのみで、それ以外の15～49歳男子および20～39歳女子人口は皆無である。

これら33戸の家族形態は単独世帯が14戸(内女子一人暮らしが9戸、すべてが50歳以上であるが65歳以上でいえば10戸)、夫婦のみの世帯が13戸、老母との同居が5戸、いわゆる夫婦と未婚の子からな

3) 若林敬子、「奄美大島南部過疎地域の解体過程—宇検村田検」, 松原治郎・戸谷修・蓮見音彦編著, 『奄美農村の構造と変動』, 御茶の水書房, 1981年, pp.269~340参照。

図1 奄美大島宇検村屋純集落の人口ピラミッド（昭和53月12年現在）



若林敬子「奄美大島南部過疎地域の解体過程」, 松原・戸谷・蓮見編著『奄美農村の構造と変動』御茶の水書房, P.327より

る核家族は1戸のみである。平均家族員数は1.85人と小規模化が高齢化と並行して進み、高齢者の単身および高齢夫婦世帯に収められていっている。しかも全人口の60.6%が女子というこのムラは、大島紬織という生業面からみてもまさに“老女のムラ”となっている。全33戸の内、年金、仕送りによって生計をたてている世帯が11戸、生活保護世帯が7戸、病氣中が9戸であり、計27戸(81.8%)は就労らしきものはない。わずかに自家用野菜づくり・米づくりの農家が4戸あるが、農漁業では現金収入らしきものはほとんどないといってよい。ここでの唯一の現金収入源は、中高年女子による紬織の織賃収入である。織子は14人(40歳台3人、50歳台6人、60歳台5人)おり、就労可能なほとんどの女子人口がこの紬織に従事している。がその織賃は安い化繊織りであり、織元は鹿児島市や名瀬市などに散在して組織の弱体に甘んじている。それでさえこの“老女ムラ”における生計を支えているのは——公共事業さえもから離され——唯一中高年女子の織賃であるといっているいいすぎではない。まさに世帯廃絶の進行しつつある状況をむかえ、“ひきとられ流出”や“入院”等の人口移動がみられはじめている典型的な地域である。

IV 高齢女性の自立と扶養をめぐる諸問題

1 経済的自立の欠如

高齢女性の生活を経済的自立面から規定する主要因は(夫の収入への依存は別として)若年期からどのような就労歴を経てきたかということであろう。それはいうまでもなく退職金・年金などの老後の収入源にも関係してくるし、生きがいなど精神面にも影響しよう。昭和55年東京都前掲調査では年収は女98万円で男298万円の3分の1、年金額は女42万円、男84万円との差がでている。

周知のとおり女子労働力率は、配偶関係別に別途のカーブを描くが、近年35歳以上では60%台に高まり、50歳台前半までこの高い労働力率が続く。女子65歳以上でみると1980年で15.7%(60～64歳

表10 現在の生活費の収入源についての国際比較

%(M・A)

国・年齢	公的年金	私的な年金	預貯金の引き出し	財産からの収入	就業収入	子供などの援助	生活保護	計	
日本	64.6	8.4	11.4	15.6	41.0	29.8	1.7	178.4(1,221)	
タイ	4.1	0.4	6.9	8.3	42.1	79.7	0.5	147.7(1,000)	
アメリカ	82.1	27.1	22.0	45.1	27.3	2.4	3.3	217.6(1,000)	
イギリス	87.7	35.5	15.2	13.1	11.6	1.7	13.6	184.9(1,047)	
フランス	74.9	49.3	6.9	11.9	5.1	3.3	4.3	161.0(396)	
日本(女)	計	65.0	6.7	10.8	14.0	27.1	41.1	2.2	174.4(1,095)
	60~64	48.1	6.5	15.0	13.6	46.7	33.6	2.3	175.2 (375)
	65~69	76.4	8.0	6.3	16.7	25.9	33.3	1.7	173.6 (302)
	70~74	77.2	5.5	11.8	11.0	13.4	48.0	3.1	176.4 (224)
	75~79	66.2	8.5	14.1	15.5	8.5	59.2	2.8	184.5 (131)
	80~	64.3	2.4	—	11.9	4.8	59.5	—	150.0 (63)
イギリス(女)	計	90.9	28.8	16.5	11.8	9.6	1.3	15.5	180.1(1,149)
	60~64	80.3	32.3	16.5	15.0	25.2	0.8	10.2	190.6 (242)
	65~69	91.8	31.8	20.6	11.8	10.0	1.2	10.6	182.9 (311)
	70~74	93.8	31.7	16.6	10.3	7.6	—	16.6	181.4 (263)
	75~79	94.0	25.0	11.2	11.2	—	4.3	25.0	175.0 (203)
	80~	96.3	17.5	15.0	10.0	1.3	—	18.8	162.5 (130)

内閣総理大臣官房老人対策室『老人の生活と意識—国際比較調査結果報告書—』(昭和57年3月より作成)

38.9%、65~69歳26.5%、70~74歳14.6%、75歳以上5.8%)で他の先進国に比して高い。

収入源について総理府老人対策室(研究代表松原治郎)が昭和55年に行った『老人の生活と意識に関する国際比較調査』(以下『国際比較調査』と略す)結果からみてみよう。表10でみるように、「公的年金」が西欧諸国に比して低く、「就業収入」や「子供などの援助」のはたす役割は大きい。日本の女子は、年齢が高くなると「年金」や「子供などの援助」へと代替していくのに対し、イギリスの年金・生活保障といった「社会保障型」であり、アメリカや日本の「自助型」、タイの「家族型」ときわだった対比を示している。

昭和53年厚生省『老人実態調査』によると、無収入女子人口は19.9%(男子は3.3%)であり、「生活できない」という答は、女子全体の60.9%(男子は30.3%)と高く、「十分生活できる」層は10.9%(男24.2%)にすぎないという高齢女性の貧困が明らかになっている。

ここで、高齢化——特に高齢女子単独世帯——と生活保護の関連は相関度が高くないであろうか気にかかる。厚生省社会局保護課の『第34回被保護者全国一斉調査結果報告』昭和55年7月1日現在によると、被保護人員の中に占める高齢者の比率、なかでも高齢女子人口比率が増大しつつあり、60歳以上では男子13.6万人の2倍近い24.4万人に達している。また被保護人員の性別単独世帯の比率は女子60歳台被保護人員の57.1%、70歳以上の65.8%までが単身者で占められている。さらには同生活保護課では1~3級地と地域区分しているが、過疎農村と重なりあう3級地に高齢女子単身者の被保護人員が多いこと、かつ老年人口比率の高い府県と保護率の高い府県の整合も納得いくであろう。

2 健康と介護をめぐる

表11-1 都内寝たきり等老人推計 (%)

年齢階級	女	男	総数
総数	5.8	4.0	5.0
65～69歳	1.5	1.5	1.5
70～74歳	3.6	4.1	3.8
75～79歳	6.4	3.5	5.1
80歳～	19.9	12.7	17.0

東京都福祉局総務部調査課『1980年度東京都老人生活実態調査報告書』P52より

表11-2 都内の在宅痴呆性老人出現率(%人口百対)

年齢階級	女	男	総数
総数	5.1	3.9	4.6
65～69歳	1.0	1.6	1.2
70～74歳	2.6	3.6	3.1
75～79歳	5.6	3.7	4.7
80～84歳	16.1	8.5	13.1
85歳～	26.9	18.9	23.4

東京都福祉局老人福祉部計画課『1980年度老人の生活実態及び健康に関する調査』

表12 65歳以上寝たきり老人数の推計

千人(%人口百対)

年次	当日ねたきり			半年以上ねたきり		
	女	男	計	女	男	計
1978(昭和53)年	223 (3.97%)	163 (3.84%)	381 (3.91%)	171	127	299 (3.1%)
1980(昭和55)年	—	—	413 (3.9%)	—	—	328 (3.1%)
1981(昭和56)年	245 (3.81%)	194 (4.12%)	438 (3.94%)	179 (2.79%)	145 (3.08%)	324 (2.91%)
1985(昭和60)年	274	206	480	201	154	354
1990(昭和65)年	324	238	563	237	178	414
1995(昭和70)年	380	293	672	278	219	497
2000(昭和75)年	435	352	786	318	263	580
2005(昭和80)年	480	396	876	352	296	647
2010(昭和85)年	526	439	966	385	329	712
2015(昭和90)年	584	494	1,076	428	369	795

昭和60年以降のねたきり老人数の出現率は昭和56年厚生行政基礎調査時の出現率により、人口問題研究所『日本の将来人口新推計について』(56年11月)から筆者が算出

身体的扶養問題が家族において最も顕在化するの、寝たきり老人や老化性痴呆老人を抱えている場合である。高年齢化するほど有病率やねたきり老人出現率が高くなるのはさることながら、問題となるのは、女子の方が男子よりも高い出現率を示す点である(表11, 12)。

ついでには有病者数の今後の予測を人口研の新推計と国民健康調査による有病率をもとに筆者が算出してみると、65歳以上の有病者数は、1980年の360.7万人が、2020年には970.6万人へと40年後には2.7倍になるという結果が示されている。

65歳以上の寝たきり老人の推移も、昭和53年厚生行政基礎調査時の人口千人当り出現率は39.1% (女39.7%で男38.4%より高い)で女子22.3万人、男子16.3万人、計38.6万人(内入院は8.4万人、在宅が30.2万人)いたが、56年には43.8万人とわずか3年間に5.2万人が増加した。それが表12でみるように2015年には107.6万人とふくれることが予測される。内半年以上寝たきり老人についても32.4万人が79.5万人となるであろうことがはじかれ、このことは介護を必要とする人口増を意味する。

昭和53年『厚生行政基礎調査』により、65歳以上の寝たきり者を世帯構造別にみると、38.6万人中半数以上の21.2万人が三世帯世帯におり、同居者がいる世帯が多く(単独世帯は1.1万人)、これらは

表13 女子寝たきり老人の年齢別世帯構造別分布(昭和53年)

千人(%)

年齢階級	女子総数	世帯構造別			
		単独世帯	核家族世帯	三世帯世帯	その他
60～64歳	14.2千人	5.6	36.6	47.2	10.6
65～69歳	27.9	2.9	18.6	64.2	14.7
70～74歳	43.6	3.4	11.9	70.0	14.4
75～79歳	55.1	4.2	7.4	65.0	23.6
80歳以上	96.5	3.1	4.2	47.9	44.8
65歳以上6カ月以上ねたきり	<237.3千人> 100.0	4.1	19.6	57.8	18.4

『昭和53年厚生行政基礎調査』

主に家族による介護をうけていると推定される。男子が「夫婦のみ」などに比較的多い(男3.8万人, 女子1.1万人, 人口千対では男33.9%, 女18.6%)のに比し, 女子は「その他の夫婦」や「三世帯世帯」に高いのは, 介護人の有無に関連しよう。表13で女子寝たきり老人の年齢階級別世帯構造分布をみると, 80歳以上では「その他の世帯」が高くなるのは, 子供らを含むなんらかの親族にひきとられ介護されるようになると解釈できよう。

ところで女性の側から見逃せない重要な問題は, 介護をめぐる負担である。老人が日常生活を自立してやれる間はよいが, 身体的不自由の度合が増し, 寝たきりともなるとその介護負担は容易なものではない。これについて全国社会福祉協議会は, 「老人介護の実態調査」を昭和52年に行った。「65歳以上で6カ月以上寝たきりの老人と家計をともにして同居する世帯の介護者」について全国の民生委員が調査した結果⁴⁾, 介護者の89.9%が女子, しかもその年齢は40歳以上が87.8% (60歳以上でいえば36.4%) という圧倒的多数が中高年齢女子によって負担されていることが明らかである。続柄別には, 嫁が37.6%, 妻25.8%, 平均年齢でいえば49.8歳である。介護がために勤めとの両立を断念する例が多くそれまで, 勤めをしていた31.9%の内52.8%もが勤めをやめ, 32.3%が介護が可能な勤めに変えたと答えている。つまり老親の介護には夫や息子ではなく嫁が対応せざるをえないのが多くの実状であろう。それがために「睡眠不足」30.5%, 「疲れがひどい」30.4%, 「気が重い」25.5%, 「腰痛」23.2%, 「いらいらする」18.9%等の自覚症状が訴えられ, 介護者の健康が害されてくる。生活上の影響も, 「外出できない」57.1%, 「睡眠中起こされる」33.4%, 「仕事に出られない」25.6%, 「自分の時間がもてない」24.8%, 「お金がかかる」13.0%などがあげられている。

今日のように寝たきり老人の介護を, 同居家族内の中高年女性に全面的に委ねている実状では, 子育て後の第三期の女性にとってはまず夫の両親を嫁として介護し(総理府国際比較調査でも「体が不自由になった場合に介護を望む相手方」を尋ねた結果は, 「嫁」が日本の高齢女性は30.4%と圧倒的に高く, 他の国の1%台と全く異なっている。また, 男子が「配偶者」67%を望めるのに対し女子は12.4%で, 「嫁」30.4%, 「娘」23.9%, 「息子」18.2%に続く第4位であることが特色である), それをみとった後はひき続いて夫の介護をと連続して遭遇することになる。せっきく職業婦人として築き上げてやむなく職場を離れざるをえない契機となりかねない。老体をむちうっての介護疲れから自らも病気となってしまいう立場にもなりかねないし, ひいては家族崩壊に至る場合すらありえよう。こ

4) 中間報告は, 全国社会福祉協議会, 『老人介護の実態』, 1977年に, その後『老人介護の実態』が79年に, さらに5%抽出し再集計して『老人介護の実態, 統計資料篇』が東京都老人総合研究所から1981年まとめられている。

表14 家族との同居状況について国際比較(1980年)

% (M. A)

国・年齢階級	配偶者	既婚の子供(男)	既婚の子供(女)	子供の配偶者	未婚の子供	孫	その他の親族	親族以外の人	同居人なし	延回答数		
日本	65.4 {男86.7 女45.2}	41.0	9.2	34.0	18.7	41.0	2.9	0.7	5.7	(219.0) 2,674		
タイ	51.1 {男74.7 女31.4}	25.3	37.8	49.2	33.0	62.6	8.2	3.4	4.7	(275.3) 2,753		
アメリカ	47.0 {男71.3 女28.5}	0.9	2.5	1.6	9.0	3.8	4.1	2.3	41.3	(112.8) 1,128		
イギリス	49.1 {男71.1 女35.0}	0.5	1.9	0.7	5.1	1.1	4.2	1.2	41.6	(105.3) 1,103		
フランス	55.8 {男81.5 女38.7}	3.5	5.6	3.5	10.6	5.8	5.3	1.0	30.0	(121.7) 1,212		
日本	計	45.2	44.4	11.8	37.6	14.8	46.2	3.8	1.3	9.1	(214.3) 1,346	
	女	60~64	64.5	32.7	10.7	30.4	23.8	37.9	4.7	1.4	8.4	(214.5) 459
		65~69	44.8	47.1	7.5	35.6	12.1	47.1	3.4	1.1	10.3	(209.2) 364
		70~74	36.2	50.4	13.4	40.9	8.7	52.0	3.9	0.8	9.4	(216.5) 275
		75~79	23.9	54.9	18.3	52.1	7.0	56.3	2.8	1.4	9.9	(226.8) 161
		80~	11.9	57.1	19.0	47.6	11.9	50.0	2.4	2.4	4.8	(207.1) 87
	男	計	86.7	37.4	6.4	30.2	22.8	35.6	2.0	0.2	2.2	(223.9) 1,328
		60~64	93.5	34.2	7.4	26.8	30.3	31.6	3.0	—	0.4	(228.1) 527
		65~69	92.7	29.3	5.5	23.8	26.8	28.7	0.6	—	3.0	(210.4) 345
		70~74	77.1	49.5	5.5	42.2	11.0	49.5	2.8	—	2.8	(240.4) 262
75~79		71.9	39.1	7.8	31.3	14.1	37.5	—	1.6	4.7	(209.4) 134	
80~	64.0	64.0	4.0	48.0	—	52.0	4.0	—	4.0	(240.0) 60		
タイ	計	31.4	26.1	40.2	52.1	25.3	67.2	9.4	3.7	6.4	(261.7) 1,426	
	女	60~64	46.8	25.9	33.5	47.5	38.6	63.9	12.0	4.4	1.9	(274.7) 434
		65~69	34.4	28.7	35.2	52.5	25.4	66.4	8.2	2.5	5.7	(259.0) 316
		70~74	27.1	26.3	38.1	50.0	22.0	66.9	7.6	5.1	8.5	(251.7) 297
		75~79	17.4	22.1	52.3	57.0	15.1	70.9	5.8	2.3	15.1	(258.1) 222
		80~	13.1	26.2	54.1	60.7	11.5	72.1	13.1	3.3	3.3	(257.4) 157
	男	計	74.7	24.4	34.9	45.7	42.2	57.1	6.8	3.1	2.6	(291.6) 1,327
		60~64	84.6	23.8	23.8	36.4	60.1	48.3	8.4	3.5	2.1	(290.9) 416
		65~69	82.4	25.0	31.5	41.7	48.1	54.6	9.3	2.8	4.6	(300.0) 324
		70~74	74.5	21.3	50.0	55.3	28.7	68.1	3.2	4.3	1.1	(306.4) 288
75~79		60.3	27.0	44.4	57.1	25.4	66.7	4.8	1.6	4.8	(292.1) 184	
80~	46.8	27.7	34.0	48.9	23.4	55.3	6.4	2.1	—	(244.7) 115		
イギリス	計	35.0	0.5	1.9	0.8	4.5	1.1	4.9	1.1	54.2	(103.9) 663	
	女	60~64	49.6	—	3.9	0.8	5.5	0.8	4.7	2.4	37.8	(105.5) 134
		65~69	45.9	1.2	1.2	1.8	6.5	2.4	4.7	0.6	44.1	(108.2) 184
		70~74	33.8	—	—	—	2.1	0.7	6.9	—	57.2	(100.7) 146
		75~79	18.1	—	2.6	0.9	3.4	0.9	3.4	—	72.4	(101.7) 118
		80~	15.0	1.3	2.5	—	5.0	—	3.8	3.8	70.0	(101.3) 81
	男	計	71.1	0.5	2.0	0.5	5.9	1.0	3.2	1.5	22.0	(107.6) 440
		60~64	83.0	—	2.3	—	14.8	1.1	3.4	1.1	11.4	(117.0) 103
		65~69	79.3	—	0.9	—	3.6	0.9	4.5	0.9	14.4	(104.5) 116
		70~74	77.6	1.0	—	—	4.1	—	2.0	—	18.4	(103.1) 101
75~79		56.5	1.4	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	34.8	(110.1) 76	
80~	34.9	—	7.0	—	2.3	—	2.3	4.7	51.2	(102.3) 44		

表10と同

のこともいたって高齢女性をとりまく重要な問題である。

3 同別居家族形態の国際比較

わが国の家族は老親の扶養等の広汎な福祉機能がかなり他に移譲・代替されつつあり、かつ動揺しつつも、なおトータルな福祉追求集団としてその一般化はゆるんではない。

ここでは『国際比較調査』結果(表14)からわが国の同居率の実状を確認しておこう。イギリス、アメリカ、デンマークなどの西欧先進諸国では、夫婦が揃っている間は、原則として年寄り夫婦のみで暮らし、病弱等の理由で同居する場合は既婚の子を避け、独身の子あるいは兄弟姉妹等の親族や他人との同居がふえる。その点既婚の子と同居するのが原則で、配偶者を失った時はなおさらであるわが国とは全く異なる。「同居人なし」は日本が5.7%、タイが4.7%とわずかなのに対して、イギリス41.6%、アメリカ41.3%、フランス30.0%にもおよんでいる。特にイギリスの80歳以上女子の一人暮らしが70.0%にも達していることは驚きである。同居相手にしても、日本は既婚の息子夫婦との同居が一般であり、配偶者との同居率は性差が著しく、高齢女性は年をとり死別すると次第に息子夫婦らとの同居率を高めていくことが明らかである。なお意識からみても「子供や孫と一緒に生活できるのがよい」は日本・タイともに59%に対して、イギリス6%、アメリカ7%、フランス12%にすぎない。このように同居志向と一貫別居志向とのきわめて異なる特質をあい示している。また近年では同別居両者の長短所をのみこんで老後における家族関係をいかに円満に維持していくかという視点で柔軟に考えられつつある。

4 精神的自立——生きがいと自殺率

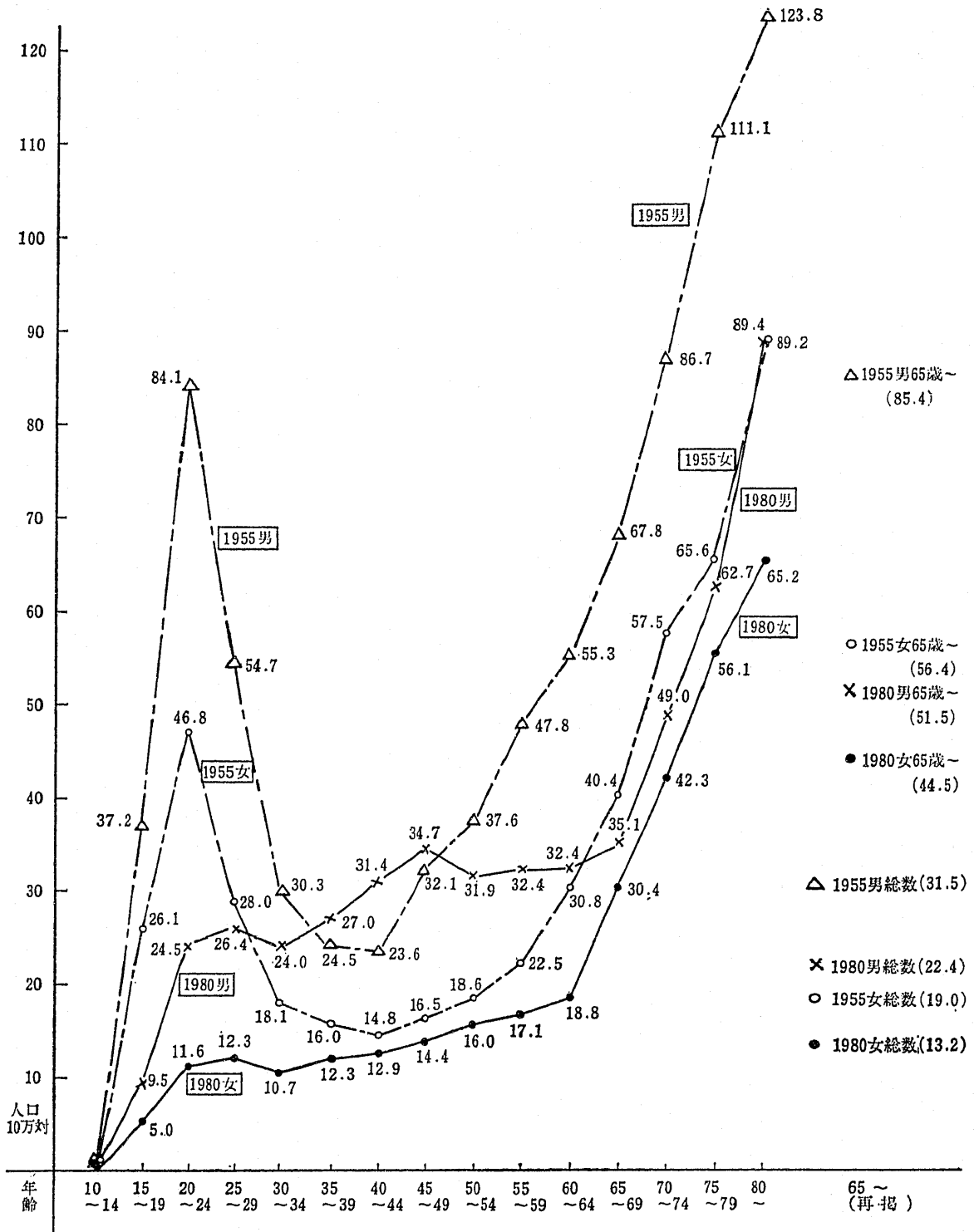
高齢女性の抱える男性とは違った問題の一つは“生きがい”という精神的自立の問題である。一般に主婦の生きがいのうち圧倒的多数が(昭和48年総理府「婦人に関する意識調査」では61.7%)、子供が生きがいだという。が、育児期の短縮等に伴い、「子離れ現象」はかなり若い時期にやってくる。そして年齢が高まるとともに子供に変わる生きがいを見出せず、「生きがいなし」の比率が、50歳以降急増していく。高齢者の孤独感(男子にもいえることであるがなかでも長年つれあった夫に先だたれた後期高齢女性ともなると、その精神的虚脱感は深からう。

ここでは自殺率からわが国の高齢女子の精神的問題に接近してみよう。自殺とは微視的には個別的行為でありつつも巨視的には規則性を示すきわめて興味深い、デュルケム以来古くからの社会学的テーマであるからだ。

自殺率の鉄則にもれず、わが国においても確かに性差は、1980年で人口10万人あたり女13.2に対し男22.4と男子の方が高い。しかし女100に対して諸外国では、1978年にデンマーク157.8、ドイツ186.4、オーストリア232.4に対し、わが国は136.7と相対的に性差は小さい。

図2はわが国の昭和30年と55年の男女年齢階級別自殺率である。40年以降の低下傾向の特徴は、青年期の低下によるのであり、高年齢層の自殺率はあいかわらずの高さを続けているのが注目される。たとえば20~24歳層では、昭和33年の女子53.0は55年には11.6となり、青年期のヤマがほとんどみられなくなってしまい、他方男子の45~49歳に34.7のヤマが築かれはじめ、いわゆる働きざかりの壮年期自殺の上昇が最近の特色である。つまり、かつての青年期の恋愛・結婚問題から男子管理職層の壮年期自殺の増大傾向である。この点わが国の自殺パターンの一つの特徴は認識を改めるべき時期にきたといえようが、もう一つの特徴である高齢者自殺率の高さについてはますますその特徴を顕著にしつつある。たしかに男子の方が高率ではあるが、高年齢化するとともに性差が縮まり、その点高齢女

図2 男女年齢階級別自殺率（1955年・1980年）



性の自殺率の高まりは気にかかり特に検討をようするであらう。

高齢者自殺率を性別年齢5歳階級別に推移をみたのが表15である。①高年齢になるほど男女ともに高くなるが、80歳以上の女子の55年の65.2という値は女子平均13.2の5倍にも達すること、②どの年齢層も終戦後の昭和20年代が最も高いが、依然として後期高齢者の率は波動しつつも高水準を続ける

表15 性別年齢階級別にみた老人自殺率の推移(人口10万対)

年次	65～69歳		70～74歳		75～79歳		80歳以上		65歳以上 総数
	女	男	女	男	女	男	女	男	
昭和10年(1935)	37.8	80.5	→女61.8 男108.2←				83.4	134.9	73.1
昭和15年(1940)	28.5	62.8	53.2	79.1	54.8	106.5	84.0	101.2	59.5
昭和22年(1947)	46.9	85.6	64.9	112.3	89.9	127.2	108.5	151.4	81.3
昭和25年(1950)	53.8	85.1	59.5	105.3	83.3	121.0	105.7	136.7	80.6
昭和30年(1955)	40.4	67.8	57.5	86.7	65.6	111.1	89.4	123.8	69.9
昭和35年(1960)	42.8	60.3	51.0	72.7	62.8	86.3	73.2	94.4	61.3
昭和40年(1965)	33.6	52.3	49.1	59.1	59.5	76.1	79.3	103.9	55.5
昭和45年(1970)	35.2	45.7	47.8	57.6	61.5	74.2	72.3	95.2	53.5
昭和50年(1975)	33.9	41.0	50.1	52.8	67.5	73.9	78.7	102.9	54.2
昭和55年(1980)	30.4	35.1	42.3	49.0	56.1	62.7	65.2	89.2	47.3

厚生省統計情報部「人口動態統計」

こと、③性差は55年の65～69歳層で115（昭和10年には213）、80歳以上で137（同162）であり、総数平均の170よりも低い。つまりわが国高齢女性の自殺率は特に60歳台の老女が相対的に高いことが指摘されよう。

諸外国との比較から若干補足確認してみよう。イタリア、イングランド・ウェールズ、アメリカは自殺率は低く、社会保障が発達しているといわれるデンマーク、スウェーデン、フィンランド、ドイツ連邦、あるいはハンガリー、チェコスロバキアといった東欧社会主義国が高いことはよく知られている。特にハンガリーは総数もさることながら高齢で高くなる点はわが国と類似している。が、昭和48年のわが国女子の65～74歳44.9、75歳以上73.7という数値は、一時的にせよハンガリーの率を上回る世界一の高さであった（1980年にはハンガリーについて世界第2位である）。他方、デンマーク、スウェーデン、アメリカ等では中年齢女子の方が高齢者より高いという異なる傾向を示す。

関心深いのは、女子自殺率を配偶関係別にみると、デュルケームがいったように離婚はたしかに自殺率を上昇させる契機ではあるが男子の方に高く、女子死離別者は世に耐えていく強さが示される。また一人暮らししか否かについても、女子については30～49歳で4倍近くなりつつも60歳以上の一人暮らしは全くその気来を示さない⁵⁾。ということは、高齢女子自殺率にあたっては、離婚や一人暮らしの要因によるとは特筆できないのである。

自殺の動機について、60歳以上女子は、傷病68.9%（同男子は66.4%）、家族10.3%（6.3%）、配偶者3.5%（4.1%）にほぼいづくされよう。初老期の自殺の直接動機は、女子は家庭的トラブルが多いのに対し、男子は事業の失敗、定年、転職など仕事上の問題に集約されるが、多かれ少なかれ、身体的疾患を合併しているといわれる。つまり老年期になると社会的地位も家庭での立場も弱くなり、将来に対する希望も薄く、加えて持病も多くなり、さまざま悪条件が重なって精神障害を起し、自殺へとつながっていくと思われる。

大原健士郎によれば、青年期の自殺が“アピール自殺”“求める自殺”といわれ未遂に終る率が多

5) 厚生省統計情報部、『自殺死亡統計、人口動態統計特殊報告 昭和49年度人口動態（死亡）社会経済面調査報告』1977年。警察庁保安部防犯課『昭和55年中における自殺の概要』1981年3月。自殺率についてはデュルケーム以来多くの研究があるが、最近では折原浩、『デュルケームとウェーバー』、三一書房、1981年がある。

いのに対し、老年期の自殺は“諦めの自殺”で自殺手段も首つりや飛び降りなど確実な方法が多く、自殺予告兆候の発見は困難で、予防がむつかしいという。

さて、東京都監察医務院の上野正彦らは、昭和51～53年の3年間に都23区内で検索の対象となった16,481例の内、60歳以上の老人自殺994例を選び統計的観察を試みた。ここでの興味深い結果は、自殺老人の家族生活状況であり、一人暮らしよりも(三世代)家族と同居している老人の方が自殺率が高いという。つまり、同居老人の自殺は63.1%(老人1万人あたりの自殺指数は5.45)、一人暮らしは8.8%(3.33)で前者の方が高い。動機については、病苦37%、家族問題22%の順序であるが特に女子は家庭不和、うつ病、ノイローゼなどが高く、他方一人暮らし高齢女子の自殺はわずかである。そして上野らは「動機が病苦といっても死に迫った苦痛・苦悩のある疾患は少なく、真の動機は家庭問題の中にあると考えられ、老人の自殺の動機は7～8割が家庭問題の中にあるといっても過言ではない⁶⁾」と結論づける。欧米の老人が一人暮らしに絶望しての“クール”な自殺が多いのに比し、わが国は、嫁や孫にいびられての“ホット”な自殺が多いというのである。確かに老人ホームの調査でも、身よりがいい老人の方が、頼る家族がいながら離れない老人よりも満足度が高いとあり、まさに自殺の引き金となる要因は、微妙な家庭問題が関連していることが多いことを認識しなければならない。大都市で19歳未満の少年自殺が問題とすれば、老人人口比の高い農村県での自殺が高いことも気がかりである。

なお老人の幸福感について尋ねた総理府国際比較調査では、わが国の老人が「幸せである」48.9%と最も高く、しかも「人生で一番幸せな時期」が老年期の現在だと4分の1強が答えているのは、長い人生での戦争が影響しての相対的評価としてうけとめられよう。

V 結び——社会保障制度と高齢女性

社会保障制度、とりわけここでは年金と公営住宅における高齢女性のとり扱われ方について、女性のおかれている生活実態の変化と照合しつつ若干の検討をしてみよう。一般に、社会保障の現行システムにおける女性の扱われる位置は、家庭における女性の従属的地位という多少とも暗黙のうちに受け入れられてきた考え方によって構想され、発展してきたといえまいか。女性の社会保障における地位は、独立の平等の権利として位置づけられなければならないと思うが、高齢女性論を語る上で、やはり言及しておかなければならない問題である。

1972年、国際社会保障協会は、「女性と社会保障」についての国際会議を開いたが、そこでは社会保障制度の上で女性がどのように扱われてきたかが問われた。女性の社会的役割の変化、女性とりわけ既婚婦人の職業戦線への進出の結果、女性の労働者・妻・母あるいは寡婦・離婚した女性としての要求に社会保障が適切に応えているかという問いであった。

さて、第1のわが国において高齢女性の年金問題が強い関心を集めるようになったのは、比較的最近のことである⁷⁾。長い間「男は社会、女は家庭」という役割分担思想にもとづいて、男子には老後に至るまでの全過程を種々の社会保障によって裏づけられているが、女子は主婦専業として家事育児

6) 上野正彦他、「老人の自殺」、『日大医学雑誌』、第40巻10号、1981年10月、p.1118。

7) このきっかけは『厚生白書』昭和51年版が、「婦人と社会保障」を特集した頃だといえよう。また、これに先だち市川房枝らが遺族年金支給の5割を7割にするよう国会請願もしたり、社会保障の最低基準を決めたI O C 102 条条約が、昭和50年12月の衆院本会議で批准されて以来、国側でも懸案事項としていたという背景があった。

を担当し、夫に扶養されて生きることが女の生き方としてみられていた。そのためもあって、年金制度も被用者年金中心に発達し、女子は労働者として働き続ける者には男子と同じく独立した被用者として位置づけられるが、それ以外は独立の年金権をもたず、夫の死亡や離婚、老後問題などは子供に依存して、「家」制度の中に埋没し、社会問題化しにくかったといえよう。

昭和36年に「国民年金」が成立し、国民皆保険のもとに、女子も独立した年金権を得る道が開かれた。その結果、女子は次の3つの範疇に分類されて保障されることになった。

- (1) 勤労婦人＝被用者年金（厚生年金・共済年金等）
- (2) 自営業の婦人＝国民年金
- (3) 被用者の妻＝夫の被用者年金による保護（扶養家族）および国民年金への任意加入

現行の公的年金制度における女子の取扱いについて一般的に問題となるのは、第1に公的年金制度が一本化されておらず、各制度の適用の仕方がまちまちであることのためにときに女子の無年金者が生じてくること、第2に老齢年金給付に比して遺族年金の水準が低いことが存在する。ちなみに昭和53年の「老齢年金平均標準報酬月額」は、平均月額で女58,840円に対し男は83,813円である。

第1の無年金者については、国民年金に任意加入していない被用者の妻が高齢で離婚し必要とされる資格期間を充足できなかった時のケースが多い（他には被用者の妻が障害になった時や、夫は国民年金で妻は厚生年金で母子家庭となった時）。結婚期間のいかんをとわず夫が再婚すればその年金はすべて後妻にいつてしまう。こうした矛盾を解決するために、西ドイツでは離婚後、夫が再婚し死亡した場合は結婚期間に応じて遺族年金を後妻と分かちあうという方策がとられている。アメリカでは今までは結婚歴25年以上が10年あれば夫が老齢年金をもらえるようになったときに妻にもいくように改正された。妻としての年金（配偶者加算とか遺族年金）が離婚するともらえないという論理は、確かに一考を要しなければならないであろう。

第2の遺族年金が低水準であること。厚生年金では老齢年金の2分の1（これに加給年金額が加算される）、共済年金も退職年金額の2分の1である。

このように厚生年金や各種共済制度など被用者年金は主に男子勤労者加入を前提としてつくり、遺族（妻）には半額しか支給されないという世帯単位である。国民年金は自営業者が主で個人単位であるが、夫が死亡すると母子年金が支給され、子がないと若い妻には年金はでない。厚生年金等は離婚すれば遺族年金は受けられない。この世帯単位と個人単位とが調整されていないため、女性の無年金者や給付の重複等が生じており、適用単位の統一化がされるべきとの意見がだされている。

各方面からの強い要望をうけて、厚生省も昭和51年5月に大臣の私的諮問機関として「年金制度基本構造懇談会」が設けられ、54年に『わが国年金制度の改革の方向—長期的な均衡と安定を求めて』の答申がだされた。そしてこの答申にそい、生活保障の必要性の高い有子の寡婦や高齢の寡婦に手厚い改善がなされることなどで、被扶養者給付、遺族年金の拡充の改正が55年度になされるようになった。が、無年金などの問題はなお残り、女子年金改革の方向については、「一つの国民年金の任意加入制度を廃止し、被用者の妻は被用者年金のなかで、確実に十分な年金の保障を与えようというものであり、遺族年金の水準を改善するとともに、高齢で離婚した妻にも年金を支給する途をひらくというもの……。もう一つの考え方は、被用者の妻で職業をもたない者は国民年金へ全員強制加入とし、婦人についても被用者年金か国民年金のいずれかの年金が受けられるようにしようとするもの」と列記するにとどまっている。

この点東京都社会福祉審議会の昭和57年2月の答申『高齢化社会にむけての東京都の老人福祉施策とそのあり方について』では「本来年金は個人を単位とすべきものであり、被用者の妻の国民年金強

制加入を速やかに実施して女性の老後保障に万全を期すべきである」と明記している。

やはり女性の固有の年金権の確立という方向が、今後高齢女性問題を正面にすえて考えていく上にあって重要となってくるであろうと思われる。なお、その他支給開始年齢（男60歳，女55歳）や保険料率，資格期間等の性差などの複雑な難題が論議途上であるが，紙面の制約もありここでは割愛し，今後の研究課題としたい。

第2に，社会保障制度が男子および世帯中心であるが故の問題としてうかびあがってくるのに「公営・公団住宅」の応募資格の問題がある。今後中高年無配偶女子が増大してくるのに，単身者では応募すらできないというわが国の世帯単位の住宅政策はかみあわなくなってしまう。ましてや税金は単身ゆえに高いのに公的住宅には申し込みさえできず，民間のアパートに高い家賃を払ってきて，ために貯金も少なく，経済的自立の欠如・貧困に輪をかけている。この住宅をめぐる不安と不満は，独身中高年女性にとって最大の生活問題であることは，既に実証的に明らかである。たとえば東京都民生局が昭和47年に行った独身中高年婦人調査によれば，一人り暮らしの4割以上が民間アパートに住み，中でも間借りが15%を占めていた。55年の『老人生活実態調査』結果で既にみたように，一人り暮らしの46.1%が借家・賃貸住宅であり，中でも21.8%が民間木造（モルタル）アパートで占められていた。平均年収141万円のひとり暮らし老婦人にとって，この民間家賃は相当な負担となっているに相異なる。ごくわずかの単身を除いて同居者がなければ世帯用としてつくられた公的住宅への入居はおろか応募さえ許されていなかったのである。

わが国の住宅政策が伝統的に世帯単位で進められ，ひとりものは“世帯からのみだし者”として排除されることは，個人の生き方の自由をも束縛することになりかねない。戦中世代の“社会的寡婦”を含む単身の高年齢無配偶女子人口は今後ますます増大していくのである。

福岡市で，公営住宅にひとり暮らしのものを入居させよとの裁判が進められ，通称“ひとり暮らし裁判”とよばれている⁸⁾。

さて，これらに対し昭和55年8月，厚生省公衆衛生局・社会局・児童家庭局・援護局，建設省住宅局の連名局長通達として「公営住宅法の一部を改正する法律の施行について」がだされ，老人の単身入居が配慮された。つまり「60歳（女子は50歳）以上の者」が身体障害，戦傷病，被爆，生活保護，引揚げらの者と一定の枠内で有資格者とされた。一步前進であるが，なお年齢制限は残されている。

第3に生活保護費の支給額の性差を指摘しておきたい。食糧費の差から約15%の差がある。65歳以上では女24,920円，男29,240円で4,300円の差がある点に，厚生省も57年度から男100に対して女84.7から88.3へと引き上げる予定であるが，やはり完全撤廃の方向性が望ましかろう。

以上のように一般にわが国の社会保障は夫を中心とする世帯単位の原則が強いため，女性で独身のものに対する保障が逆にきわめて弱いという現実がある。それ故に，独身中高年婦人の老後は，低賃金，不安定就労，定年制等における男女格差からくる多くの生活問題をかかえ，老後の扶養，介護者がいない上お互いに孤立して生活しているので，家族の中にいる一般の中高年婦人よりもはるかに不安と問題が大きいといえる。

なかでも比較的若年の自ら選択した独身生活を送っている女性群はともあれ，第2次世界大戦による戦争被害としてやむなく独身をしいられた戦中世代の“社会的寡婦”ともいうべき女性群の存在を

8) 訴えているのは，40～50歳台の女性7人で，憲法25条違反として福岡市を相手どっている。鎌田とし子，『一人暮らし中高年齢者の社会的影成過程』，1970年，および島田とみ子，『女の老後を考える』，時事通信社1979年，pp.202～3も参照。

忘れてはならない。独身であることへの社会的偏見に加えて、女性の自立を阻む状況にみちた社会に自立して生きる力も姿勢も備えられないままにひとりで生計を立てることを余儀なくされてきた婦人たちの歩みは厳しかったにちがいない。戦後37年たち、当時20歳台であった彼女らは60歳台をむかえ、彼女らのまえに老後の問題が迫ってきたのである。

この問題への先駆的調査⁹⁾の結果から彼女らの強い要望は、公団・公営住宅への入居、老人ホーム、医療、年金、税金（未亡人には子供がなくても寡婦控除があるのに独身者にはない）などの問題がいわれている。また未婚者の老後の不安としては「親きょうだいに先だたれること」「面倒をみてくれる身寄りがないこと」といった人間関係の喪失、社会的孤立化への不安が、離・死別者より強いなどが明らかになっている。「独身婦人連盟」や「全国未亡人団体協議会」などの地道な努力もあり、寡婦福祉法の成立をみたなどの前進もあるが、高齢女性問題への接近を女の目から見直そうとした時、問題の一つの核がこの中高年独身問題にあることを忘れてはならない。彼女らの老後対策への手厚い保護を求める声は、世代を超えわが国全女性の共通の願いでもあり、それを一つのステップとして今後きたるべき高齢化社会における女性問題の福祉のあり方の検討が進められてほしいものである。

9) 東京都民生局、『昭和47年度都民婦人の意識と実態調査、独身中高年婦人の老後生活について』、1973年3月と東京都老人総合研究所、『中高年女性の生活と老後—未婚・死別・離別の場合—』、1978年3月が代表的調査である。また、塩沢美代子・島田とみ子、『ひとり暮らしの戦後史—戦中世代の婦人たち』、岩波新書、1975年や全国未亡人団体協議会、『寡婦福祉への出発—母子及び寡婦福祉法の成立』、1981年等多くがあるが最も総括的なものとしては、一番ヶ瀬康子、『日本婦人問題資料集成』、第6巻(保健・福祉)、ドメス出版、1978年がある。

An Approach on Old-Age Females Problems

Keiko WAKABAYASHI

As everybody knows, Japan is going toward the aging society with high rapid pace. This report describes some problems especially facing old-age females and discussing them from the viewpoint of sociology.

At first, as to why the aging problems on females are more severe than on males for there are some characteristics on demographic basis.

1. There is a difference of life expectancy between males and females. The average female lives longer than the male by 5.5 years.

2. Furthermore, the females on their initial marriage are younger than the males by 2.6 years. Therefore, there are more widows than the widowers, and the rate of no spouse for the old female is higher than the male.

3. The high-aged females who are single are 4 times than of the males. Therefore, there will be more old females living alone in the future.

The second, the various problems facing old-age females's lives are described as follow;

(1) The perfect in economical independence:

Differances in life annuity, public apartment, and life protection on male and female.

(2) Physically Dependents:

More evident in the case of elderly women who can not move; problems as to caretaking.

(3) Supports other than economical ones:

The family form of living together or living separately.

(4) Spiritual Independence:

Desire to live and suicide rates.

After making this study, I can understand the following points.

(i) Nowadays; there are more problems facing the elderly female than male problems of poverty, sickness and loneliness.

(ii) The female must think of how to live by themselves after the children have grown up when they are in middle-old age during their changes in life cycle.

In conclusion, I realize the problems in the old-female as more severe than the male and that this will continue to happen in the future. From now on, the females should consider self awareness and social security more take care of the old-age female.

研究ノート

フランスにおける結婚の人口学的調査について

小島 宏

1 はじめに

欧米の人口学界において、最近でこそ結婚に関する研究、特に出生力変動の要因としての結婚に焦点を合わせた分析が増えてはいるものの、出生、死亡、移動の研究に比べるといまだに不十分である。しかし、欧米諸国の中でもフランスの人口学者の間では1960年代から結婚の研究が比較的盛んで、その成果を公表した文献も多い¹⁾。その中には実地調査、それも全国的な標本調査に基づく研究もいくつか含まれている。本稿では、それらの全国調査のうちで結婚に関して特に重要と思われる分析結果をもたらしたものを若干紹介する。

フランスで継続的に人口関係の全国調査を実施している機関としては INSEE (Institut National de la Statistique et des Etudes Economiques, 中央統計局, 国立統計経済研究所などと訳されている) と INED (Institut National d'Etudes Démographiques, 国立人口研究所) の二つがある²⁾。前者は人口センサスや人口動態調査のような全数調査を主に担当しており、後者は各種の標本調査を毎

1) ただし、1950年代にはすでに次のような研究書が出されていた。

Gérard Duplessis-Le Guélinel, *Les mariages en France*, (Cahiers de la Fondation Nationale des Sciences Politiques, No. 53), Paris, Armand Colin, 1954.

また、歴史人口学的・集団遺伝学的な研究もかなり行われていた。しかし、結婚の全国的な動向を扱った研究がよく目に付くようになるのは1960年代以降である。例えば、次のようなものがある。

Jean-Claude Chastland et Roland Pressat, "La nuptialité des générations françaises depuis un siècle," *Population*, Vol. 17, No. 2, 1962, pp. 215-240.

Louis Henry, "Perturbations de la nuptialité résultant de la guerre 1914-1918," *Population*, Vol. 21, No. 2, 1966, pp. 273-332.

Louis Roussel, "La nuptialité en France: précocité et intensité suivant les régions et les catégories socio-professionnelles," *Population*, Vol. 26, No. 6, 1971, pp. 1029-1055.

Alain Lery, *Données de démographie générale: nuptialité 1931-1973*, (No. 171 des Collections de l'INSEE, Série D, No. 41), Paris, Institut National de la Statistique et des Etudes Economiques, 1975.

さらに、Henryによる一連の理論的・方法論的研究も発表されている。

2) ただし、これら二つ以外の機関によっても人口関係の全国調査が行われることがある。結婚に関する設問を含むものとしては、例えば IFOP (Institut Française d'Opinion Publique, フランス世論調査所) による1970年の「フランス人の性行動に関する調査」や CNAF (Caisse Nationale des Allocations Familiales, 家族手当公庫) による1971年の「家族と若者の欲求と願望に関する調査」がある。詳細については次の二つの報告書を参照されたい。

Pierre Simon et alii., *Rapport sur le comportement sexuel des Français*, Paris, Pierre Charon et René Julliard, 1972.

Nicole Tabard, *Besoins et aspirations des familles et des jeunes*, Paris, Caisse Nationale des Allocations Familiales/Centre de Recherches et des Documentations sur la Consommation (CNAF/CREDOC),

表1 INSEE と INED による

番号	1. 調査主体 2. 調査年 3. 主 題	主要調査事項	1. 母 集 団 2. 標 本 抽 出 3. 客 体 法 4. 調 査 方 法
[1]	1. INSEE 2. 1962年 3. 家 族 (出生力)	1. 結 婚 2. 出 産 歴 3. 夫の属性	1. 70歳未満の既婚女子 2. 層化多段抽出法 3. 約24万人 4. 面接法 (自計も可)
[2]	1. INED 2. 1959年 3. 配偶者選択	1. 配偶者の属性 2. 結婚の状況 3. 結婚観	1. 65歳以下の夫と62歳以下の妻から成る双方初婚の夫婦 2. 比例抽出法 3. 1,646組 4. 面接法
[3]	1. INED 2. 1969年 3. 結婚観・家族観・離婚観	1. 結婚前の生活 2. 結婚のイメージ 3. 新婚生活	1. 65歳未満の有配偶男女 2. 層化抽出法 3. 2,577人 4. 面接法
[4]	1. INED 2. 1977年 3. 同棲と結婚	1. 結婚観・子供観 2. (既婚者)結婚前後の生活 (未婚者)愛情生活 (同棲者)同棲前後の生活, 結婚・出産の予定	1. 18~29歳の男女 2. 層化抽出法 3. 2,437人+328人(同棲者) 4. 面接法
[5]	1. INED 2. 1968年 3. 産児制限の動機	1. 結 婚 2. 出 産 3. 人 口 4. 出生抑制手段 5. 出生奨励政策 6. 出生抑制の理由	1. 18~44歳の有配偶女子 2. 層化抽出法 3. 2,299人 4. 面接法
[6]	1. INED 2. 1971年 3. 出生力の社会的・文化的側面	1. 出 産 歴 2. 夫婦の結婚前の属性 3. 夫婦の現在の属性 4. 家族観	1. 1925年以降生まれの既婚女子 2. 層化多段抽出法 (住宅単位) 3. 2,890人 4. 面接法
[7a]	1. INED, 法務省, パリ大学 2. 1972年 3. 離婚観	1. 結婚観 2. 離婚観 3. 離婚手続 4. 離婚法	1. 18歳以上の男女 2. 比例抽出法 3. 2,142人 4. 面接法
[7b]	1. INED, 法務省, パリ大学 2. 1972年 3. 離婚体験	1. 離婚の決意 2. 法的手続 3. 裁判所の決定 4. 離婚の結果	1. 離別者 2. 系統抽出法 (裁判記録) 3. 898人 4. 面接法
[8]	1. INED 2. 1972~73年 3. 人口移動の動機	1. 出身の家庭, 階層, 地域 2. 15歳以降の居住地 3. 職業・家族構成 4. 住宅事情・経済状態 5. 人口移動意識	1. 20~69歳のフランス国民 2. 比例抽出法 3. 2,554人 4. 面接法
[9]	1. INED, 法務省 2. 1973年 3. 子供の結婚後の家族	1. 子供の結婚 2. 親子の居住地 3. 財の移転 4. 親子の交流・援助 5. 価値・意識の相違	1. 45歳未満の有配偶者(子)と有配偶の子をもつ80歳未満の既婚者(親) 2. 層化抽出法 3. 1,281人(子)+1,259人(親) 4. 面接法
[10]	1. INED 2. 1974年 3. 出生力と家族	1. 結婚と家族 2. 避妊と中絶 3. 経済と人口	1. 18歳以上の男女 2. 比例抽出法 3. 2,325人 4. 面接法

結婚関連の全国調査

報告書・論文(結婚に関する分析が行われているもの)

Jean-Claude Deville, *Structure des familles: enquête de 1962*, (No.66 des Collections de l'INSEE, Série D, No.13-14), Paris, INSEE, 1972.

この他に Calot & Deville と Calot & Henry による結婚の地域的, 社会的格差に関する論文がある。

Alain Girard, *Le choix du conjoint: une enquête psycho-sociologique en France*, (INED 《Travaux et Documents》, Cahier No.44), Paris, PUF, 1964.

Louis Roussel et Elisabeth Zucker, "L'attitude de diverses générations à l'égard du mariage, de la famille et du divorce en France," *Population*, Vol.26, No.spécial (juin), 1971, pp.101-142.

Louis Roussel et Odile Bourguignon, *Génération nouvelles et mariage traditionnel: enquête auprès de jeunes de 18-30 ans*, (INED 《Travaux et Documents》, Cahier No.86), Paris, PUF, 1979.

この他に Roussel による同棲に関する論文がある。

Fraçoise Vallot et Louis Roussel, "La formation de la famille selon les groupes socio-professionnels," *Population*, Vol. 24, No.5, 1969, pp.897-918.

産児制限の動機については, これ以前に Roussel による論文が公刊されている。

Philippe Collomb et Elisabeth Zucker, *Aspects culturels et socio-psychologiques de la fécondité française: une enquête de l'INED (1971)*, (INED 《Travaux et Documents》, Cahier, No.80), Paris, PUF, 1977.

Anne Boigeol et alii., *Le divorce et les Français, I: enquête d'opinion*, (INED 《Travaux et Documents》, Cahier, No.69), Paris, PUF, 1974.

Louis Rossel et alii., *Le divorce et les Français, II: l'expérience des divorcés*, (INED 《Travaux et Documents》, Cahier No.72), Paris, PUF, 1975.

Daniel Courgeau, "Mobilité géographique, nuptialité et fécondité," *Population*, Vol. 31, No. 4-5, 1976, pp.901-915.

人口移動の動機については, これ以前に Bastide & Girard による2篇の論文が公刊されている。

Louis Roussel et Odile Bourguignon, *La famille après le mariage des enfants: étude des relations entre générations*, (INED 《Travaux et Documents》, Cahier No.78), Paris, PUF, 1976.

Henri Bastide et Alain Girard, "Attitudes et opinions des Français à l'égard de la fécondité et de la famille," *Population*, Vol.30, No.4-5, 1975, pp.693-750.

年いくつか実施している。これらの機関による全国標本調査のうちで結婚に関する設問を含み、結婚に関する分析結果が報告書または論文の形で公表されたものを整理すると表1のようになる³⁾。

なお、このような実地調査と人口統計に基づく分析結果を体系的に整理した概説書がINEDの研究報告書シリーズの第73号として公刊されている。結婚の研究者として著名な Roussel による『現代フランス社会における結婚—人口学的事実と意見に関するデータ—』である⁴⁾。副題が示すように第1部と第2部で結婚・離婚に関する実態と意識のそれぞれがまとめられ、第3部では結婚制度の危機に関する独自の見解が述べられている。フランスにおける結婚の人口学的側面を知る上でも、結婚に関する人口学的調査・研究の動向を知る上でも便利な書物である⁵⁾。

2 INSEE の「家族調査」

表1の〔1〕に示された1962年の「家族調査」は第2回目のもので、第1回目は1954年センサスと同時に一部の調査区で実施された。これは初の試みであり、対象者が45～54歳の既婚女子に限定されていたこともあってか、分析が十分に行われず、結果も公表されていない。続く1962年センサスでは個人調査票から出産と結婚に関する設問が除かれ、その代わりとして70歳未満の既婚女子の2%抽出標本に対する詳細な「家族調査」が実施された。この家族調査票のデータと個人調査票のデータをリンクすることによって、出生力と結婚の変動とその要因に関する綿密な分析が可能となった⁶⁾。

次の1968年センサスでは「家族調査」が行われなかったが、その次の1975年センサスで第3回「家族調査」が実施された。この調査では対象者が65歳未満の既婚女子の2%抽出標本となり、本人と夫の兄弟姉妹に関する設問が付け加えられた⁷⁾。この調査については、現在までのところ出生力に関する分析結果しか公表されていないが、近いうちに結婚に関する分析結果も公表されるものと思われる。なお、1982年センサスでも1975年のものと同様な「家族調査」が実施されたはずである⁸⁾。結局一連の「家族調査」の中で結婚に関する分析結果が公表されているのは第2回目だけである。ここでは Deville による『家族の構造—1962年調査—』と題された調査報告書に基づいて、その概要だけを紹介しよう。

まず出生コーホート別にみると、1905～1909年に生まれた人々だけが初婚年齢分布に対して戦争の直接的、間接的な影響をあまり受けずに済んでいる。次に結婚コーホート別にみると、1927～32年と1952～60年に結婚した人々の年齢分布だけが正常な形をしている。戦争の影響による分布の形の変化はあらゆる部分人口においてみられ、その度合もそれほど違わない。ただし、平均初婚年齢は地域に

3) この文献調査で調査対象とした文献は主に INSEE の機関誌 *Economie et Statistique* と調査報告書シリーズ *Collections de l'INSEE*, および INED の機関誌 *Population* と研究報告書シリーズ *Cahiers de «Travaux et Documents»* である。

4) Louis, Roussel, *Le mariage dans la société française contemporaine: faits de population, données d'opinion*, (INED «Travaux et Documents», Cahier No.73), Paris, PUF, 1975.

5) 実際、本稿の執筆に関してもこの文献に負う所が大きい。なお、フランスにおける結婚の人口学的側面について書かれたものの日本語訳としては、アンドレ・ミシュル著、有地亨訳、『家族と婚姻の社会学』、法律文化社、1978年やジョルジュ・モーコ著、寺内礼・小杉恵子訳、『独身のすべて—その心と身体分析—』、勁草書房、1979年がある。

6) Jean-Claude Deville, 前掲書 (表1の〔1〕), p.13.

7) Guy Desplanques et Jean-Claude Deville, "Fécondité et milieu social: les différences demeurent," *Economie et Statistique*, No.111, 1979, pp.27-40.

8) 総理府統計局調査部国勢統計課, 「フランスの人口センサス」, 『国勢調査ニュース』, No.7, 1980年, pp.14-16.

よっても社会階層によっても異なる。一般に農村では都市より平均初婚年齢が高いが、パリ大都市圏では農村よりやや高くなっている。これはパリでの教育水準が高く、教育年限が長いことによってかなりの部分が説明される。同じ理由で上級職・自由業の人々も晩婚である。また、農業経営者や商工業経営者も晩婚であるが、それは経営者となるまで結婚を延ばすためである。逆に、労働者は早婚である⁹⁾。

3 INED の各種実地調査

表1の〔2〕以下に示した調査は INED が単独または他の機関と共同で実施したものである。以下では結婚を直接の主題とした〔2〕～〔4〕だけを紹介することにしよう。

(1) 〔2〕の「配偶者選択調査」は結婚の社会的・心理学的側面を明らかにしようとした調査である。Girardによる『配偶者選択—フランスにおける心理社会的調査—』と題された報告書はフランス内外でしばしば引用されている¹⁰⁾。本書は第1部配偶者間の距離、第2部結婚の状況、第3部結婚の社会的モデルと個人の歴史から成る。第1部は結婚前の居住地、出生地、国籍、社会階層、教育水準、宗教などの配偶者間での相違を明らかにし、第2部は2人の出会い、婚約、挙式の状況についての事実を示し、第3部は結婚に関する意識と実態の相違に焦点を合わせている。

人口学的にみて興味深いのは、第2部で分析された出会いのきっかけと結婚年齢や交際期間との関係であろう。これによれば、結婚年齢が低い者の場合には伝統的な出会いの場であるダンス会で知りあった者の比率が高いが、晩婚の者の中には紹介によって知りあった者が多い¹¹⁾。しかし、いずれの場合も交際期間は比較的短い。また、短期間で結婚する気になった者の比率が最も高いのは紹介で知りあった場合である¹²⁾。他方、第3部では望ましいとする結婚年齢の相違が示されているが、これは「家族調査」によって明らかとなった実際の結婚年齢の相違と一致している点で興味深い。つまり、望ましいとする結婚年齢もやはり労働者で低く、上級職・自由業の人々で高いし、教育水準が高い者ほど高くなる。さらに、無宗教の者で高いことと、子供の数が少ない者ほど高くなることも見出された¹³⁾。

(2) 〔3〕の「結婚観調査」は結婚コーホート別の結婚観を比較することを目的とした意識調査である。その報告書は Roussel と Zucker によって『フランスにおけるさまざまな世代の結婚、家族、離婚に対する態度』と題された論文の形で発表されている。これは第1章結婚前の生活、第2章結婚のイメージ、第3章新婚生活の3章から成っているが、その中で第1章の理想結婚年齢の相違に関する分析結果が興味深いので紹介しよう。

9) Deville, 前掲書(表1の〔1〕), pp.37-39. なお、本書は文字通りの調査報告書であり、結果の分析にはあまり紙数を割いていない。結婚の地域的・社会的格差に関するより詳細な分析については次の二つの文献を参照されたい。

Gérard Calot et Jean-Claude Deville, "Nuptialité et fécondité selon milieu socio-culturel," *Economie et Statistique*, No.27, 1972, pp.3-42.

Gérard Calot et Louis Henry, "Nuptialité et fécondité des mariages en France d'après l'enquête de 1962," *Population*, Vol.27, No.2, 1972, pp.191-208.

10) そのためか、一度絶版になったが、1974年に同じシリーズのNo.70として再版されている。なお、本稿はこの第2版による。また、1980年には第3版が出された。

11) Girard, 前掲書(表1の〔2〕), pp.110-112.

12) Girard, 前掲書(表1の〔2〕), pp.114-115.

13) Girard, 前掲書(表1の〔2〕), pp.145-147.

結婚コホート別にみると、最近結婚した男子ほど男子の理想結婚年齢として低い年齢を挙げる傾向があるが、女子が挙げる女子の理想結婚年齢はあまり変わらない。ただし、1961～64年に結婚した女子には低い年齢を挙げる者がやや多い。他方、対象者自身の実際の結婚年齢を結婚コホート別にみると、男女とも1961～64年に結婚した者までしだいに低下したが、女子では1965年以降に結婚した者で上昇している。このような理想と現実の対応関係から、理想結婚年齢の相違は年齢効果によるものではないと推定されている¹⁴⁾。

(3) フランスでは1973年ごろから平均初婚年齢が上昇するとともに合計特殊初婚率が急低下した。さらに、1975年ごろから合計特殊出生率が人口の置き換え水準を下回るようになった¹⁵⁾。その一因は1970年代に入ってから顕著になった「同棲」(内縁関係にある男女の同居)する若者の増加だと言われる¹⁶⁾。〔4〕の「同棲・結婚調査」は同棲の頻度を測定し、結婚に関する若者の意識と行動を把握することを目的として実施された。まず自由面接法による予備調査が行われ、次にその結果に基づいて作られた調査票による本調査が行われた。この調査票は対象者全員に共通な第1部と、三つの配偶関係(有配偶、同棲でない未婚、同棲)別に分かれた第2部から成っている。Roussel と Bourguignonによる『新しい世代と伝統的結婚—18～30歳の若者に対する調査—』と題された報告書の前半には予備調査の結果が示され、後半には本調査の結果が調査票区分別に示されている¹⁷⁾。以下では、後者の中で人口学的に重要と思われる分析結果を紹介する。

まず、同棲者の増加には平均初婚年齢を高め、初婚率を下げる傾向があることを示すような結果がみられる。理想結婚年齢を配偶関係別にみると、有配偶者よりも同棲していない未婚者の方が若干高いが、同棲者の場合はそれよりはるかに高い¹⁸⁾。また、29歳までに結婚した者の実際の結婚年齢を比べると、同棲経験者が未経験者よりも晩婚となる傾向が特に女子で強い¹⁹⁾。同棲経験者の同棲期間は平均1.5年で、最近結婚した者の方が長い²⁰⁾。また、調査時点での同棲者の同棲期間は平均2.3年で年齢が高くなるほど長くなる。しかも、同棲者の中で近いうちに結婚する予定の者は22%に過ぎない²¹⁾。ただし、同棲経験がある有配偶者のうちで同棲の初期段階に結婚を決意していた者は33%しかいないので、調査時点での同棲者のうちで結婚予定がない者の中にも最終的に結婚する者が相当いるはずである²²⁾。

さらに、同棲者の増加は出生力を低下させる可能性が強いことを示すような結果もみられる。調査時点での同棲者のうちで子供がある者は9%に過ぎないし、子供がない者の中で結婚せずに子供を生

14) Roussel & Zucker, 前掲書(表1の〔3〕), pp.105-107.

15) INED, "Septième rapport sur la situation démographique de la France," *Population*, Vol.33, No.2, 1978, pp.317-321.

INED, "Huitième rapport sur la situation démographique de la France," *Population*, Vol. 34, No. spécial, 1979, pp.1225-1227, pp.1230-1232.

16) INED, "Dixième rapport sur la situation démographique de la France," *Population*, Vol. 36, No. 4-5, 1981, pp.689-691.

17) Roussel は同棲に関する調査結果だけを次の論文にまとめている。

Louis Roussel, "La cohabitation juvénile en France," *Population*, Vol.33, No.1, 1978, pp.15-42.

また、この論文の一部は有地亨教授によって紹介されている。有地亨、『フランスの親子・日本の親子』(NHKブックス 395), 日本放送出版協会, 1981年, 第2章を参照されたい。

18) Roussel & Bourguignon, 前掲書(表1の〔4〕), pp.116-117.

19) Roussel & Bourguignon, 前掲書(表1の〔4〕), pp.223-224.

20) Roussel & Bourguignon, 前掲書(表1の〔4〕), p.220.

21) Roussel & Bourguignon, 前掲書(表1の〔4〕), pp.228-229.

22) Roussel & Bourguignon, 前掲書(表1の〔4〕), p.221.

むことを考えている者も13%しかいない²³⁾。また、同棲経験のある有配偶者のうちで結婚した理由として妊娠を挙げている者が23%もあり、結婚が出産の前提条件であり続けていることは確かであろう²⁴⁾。

このように結婚と出生力に影響を及ぼしうる同棲の頻度が徐々に高まり、かなり高い水準に達していることも明らかになった。有配偶者のうちで同棲経験がある者の比率は1968～69年結婚コーホートでは17%だったのが、1976～77年結婚コーホートでは44%となっている。ただし、この比率は出生コーホート間ではほとんど変わらない²⁵⁾。また、調査時点において対象者全体に占める同棲者の比率は9.7%であるが、22～23歳では15%にも上る²⁶⁾。

4 おわりに

以上、フランスにおける結婚の人口学的調査とその分析結果の一部を簡単に紹介した。日本でも結婚関連の全国調査はいくつか行われている²⁷⁾。また、当研究所が実施中の「第8次出産力調査（結婚と出生力に関する全国調査）」も結婚にかなりの重点を置いたものである。機会があれば、フランスをはじめとする外国の調査結果と日本の調査結果を比較し、日本における結婚の特殊性と普遍性を人口学的な観点から明らかにしたい。

〔補遺〕 初校の時点で INED から以下の調査報告書が公刊されたことがわかった。書名からみて結婚に関する設問が含まれた調査であることは確かであるが、詳細は不明である。

Catherine Gokalp, *Quand vient l'âge des choix, enquête auprès des jeunes de 18 à 25 ans : emploi, résidence, mariage*, (INED 《Travaux et Documents》, Cahier No.95), Paris, PUF, 1981.

23) Roussel & Bourguignon, 前掲書 (表1の[4]), p.238.

24) Roussel & Bourguignon, 前掲書 (表1の[4]), pp.221-222.

25) Roussel & Bourguignon, 前掲書 (表1の[4]), p.218.

26) Roussel & Bourguignon, 前掲書 (表1の[4]), pp.225-226.

27) 例えば、内閣総理大臣官房広報室による「婦人に関する意識調査」(1972年)と「婦人に関する世論調査」(1979年)、厚生省大臣官房統計情報部による「人口動態社会経済面調査、婚姻」(1966年, 1973年, 1982年)と「人口動態社会経済面調査、離婚」(1968年, 1978年)、労働省婦人少年局による「婦人の地位に関する実態調査」(1972～73年)、NHK世論調査所による「日本の夫婦像調査」(1977年)などがある。

「世帯主生命表」

—わが国の世帯統計(3)—

山本千鶴子

1 はじめに

かつて、筆者はわが国の世帯の動向分析を行なった際に、年齢構成の変化に由来する影響を除去するために、普通世帯主率の代わりに「年齢合計世帯主率」を考え、分析を行なった。また、「年齢合計世帯主率」は死亡を考慮に入れていないので、死亡を考慮した「純世帯主率」という指標を考え、分析を行なった¹⁾。

ところで、この「年齢合計世帯主率」は、出生力指標における合計特殊出生率と類似の概念で、一生涯の間、世帯主の状態を何年維持するかを表わす指標として考えることが可能ではないだろうか。そして、もしそうであるならば、「年齢合計世帯主率」と「純世帯主率」、とくに後者はある意味での「世帯主余命」であるといえることができる。

このような「世帯主余命」という考え方は、労働力生命表における労働力余命という形で、労働力の人口学的研究の際に用いられたものと類似しており、従って、すでに開発されている労働力生命表の計算方法が「世帯主生命表」にも適用できると考えられる。事実、前記の「純世帯主率」の計算方法も John D. Durand²⁾ が労働力余命の計算に用いたものと同じ考え方である。

本稿では、上にあげた2つの指標（「年齢合計世帯主率」と「純世帯主率」）を含めた各種の「平均世帯主余命」を提示し、その概念を比較検討すると共に、それらの指標を用いて最近のわが国の「平均世帯主余命」の計算結果を分析すると共に、世帯主生命表を示すことを目的としている。

2 各種の「平均世帯主余命」

年齢別世帯主率を基礎として、計算できる「平均世帯主余命」は次の6つのものが考えられる。すなわち、

$$(1) \quad e^1_{hx} = \int_{t=0}^{\omega} h(x+t) dt \doteq \sum h_x (\doteq \sum n \cdot n^1 h_x)$$

ただし、 h_x : x 歳の世帯主率

n : 年齢間隔(以下同様)

() 中の式は年齢幅がある場合のもの(以下同様)

$$(2) \quad e^2_{h'x} = \int_{t=0}^{\omega} h'(x+t) dt \doteq \sum h'_n (\doteq \sum n \cdot n^1 h'_x)$$

ただし、 $n^1 h'_x$: $n^1 h_{x-n} < n^1 h_x$ の場合は、最高の $n^1 h_x$ を使用(以下同様)

1) 山本千鶴子、「標準化世帯主率について」、『人口問題研究』、第155号、1980年、pp.76~80。

2) 館 稔・河野稔果、「わが国における労働力生命表—方法論からみた比較、検討」、『第3回寿命学研究会年報、1958』、1959年、P.70。

$$(3) e^3 h'_x = \frac{\int_{t=0}^{\omega} h'(x+t) dt}{\frac{1}{2}(h'_{x-1} + h'_x)} \div \frac{\sum h'_x}{\frac{1}{2}(h'_{x-1} + h'_x)} \left(\div \frac{\sum n \cdot n h'_x}{\frac{1}{2}(n h'_{x-n} + n h'_x)} \right)$$

$$(4) e^4 h_x = \frac{\int_{t=0}^{\omega} L_h(x+t) dt}{l_x} \div \frac{\sum L_{hx}}{l_x} \left(\div \frac{\sum n L_x \cdot n h_x}{l_x} \right)$$

ただし、 l_x ：生命表関数で、 x 歳の生存数（以下同様）

$$(5) e^5 h'_x = \frac{\int_{t=0}^{\omega} L_{h'}(x+t) dt}{l_x} \div \frac{\sum L_{h'x}}{l_x} \left(\div \frac{\sum n L_x \cdot n h'_x}{l_x} \right)$$

$$(6) e^6 h'_x = \frac{\int_{t=0}^{\omega} L_{h'}(x+t) dt}{l_{h'x}} \div \frac{\sum L_{h'x}}{l_{h'x}} \left(\div \frac{\sum n L_x \cdot n h'_x}{l_{h'x}} \right)$$

ただし、 $l_{h'x} = l_x \times \frac{1}{2}(h'_{x-1} + h'_x)$ ⁴⁾

又は $= l_x \times \frac{1}{2}(L_{h'x-1} + L_{h'x})$ ⁵⁾

この6種類の指標は、次のような意味を持っている。すなわち、

(1) この指標は x 歳の人が一生涯、又はある年齢を経過する間に死亡せずに過した場合、どれ位の期間、世帯主の状態を維持することができるかを表わしており、特に0歳の値を「年齢合計世帯主率」とよんだ。これは、男女計および男女別にも求められる。

(2) この指標が(1)と異なる点は、若い年齢では世帯主の準備期間にあると考え、それらの期間も含めていることにある。

(3) この指標は、(2)と同様、現在世帯主となっている人が、死亡せずに、世帯主の状態を維持し、引退すると仮定した場合、世帯主となっている期待年数を求めるものである。

(4) この指標は死亡率を考慮に入れて考えるもので、人口が x 歳時に、 x 歳以上で実際に世帯主として過ごす平均年数をあらわしており、15歳時の値を「純世帯主率」とよんだ。この指標が、世帯主でない人も含めた全人口は、将来何年世帯主となるかをあらわしており、世帯主率の低い、これから世帯主となろうとする年齢において意味がある。

(5) この指標は、分子については(2)と同様に、若い年齢においては、世帯主の準備期間にあり、それらの人達も、現在世帯主となっている人達も、将来何年世帯主の状態を維持するかを考えるものである。死亡を考えて、分子、分母については、生命表の生存数あるいは生残数を使っている。

(6) この指標は、労働力生命表で使用されている Wolfbein-Wool の方法を援用し、すでにふれた(3)の指標に世帯主の死亡を考慮に入れたものである。これは、現在世帯主となっている人が、将来あと何年世帯主の状態を維持していくかを表わしている。

なお、(5)と(6)の関係は以下のものであり、(5)は(6)の「平均世帯主余命」に世帯主率をかけたものであることがわかる。

$$e^5 h'_x = \frac{\sum n L_{h'x}}{l_x} = \frac{\sum n L_{h'x}}{l_{h'x}} \times \frac{l_{h'x}}{l_x} = e^6 h'_x \times n h'_x$$

3) 館 稔・河野稠果，前掲（注2）書。

4) 上田耕三，「労働力としての平均余命」，厚生統計協会，『厚生指標』，第5巻第8号，1958年，p.28。

5) 厚生省人口問題研究所（河野稠果担当），『日本人男子の簡速労働力生命表，昭和30年・昭和25年・昭和5年』研究資料第136号，1960年。

表1 6つの指標による「平均世帯主余命」

男

		全人口を対象		世帯主を対象	
		昭和40年	昭和50年	昭和40年	昭和50年
死亡を考慮しない場合	参加型	0歳 44.65	0歳 48.74	—	—
	無参加型	0歳 67.48	0歳 70.24	0歳 71.95 50歳 26.95	0歳 74.22 50歳 29.22
死亡を考慮した場合	参加型	0歳 34.57 50歳 18.82	0歳 38.95 50歳 20.60	—	—
	無参加型	0歳 61.10 50歳 18.82	0歳 64.65 50歳 20.63	0歳 65.15 50歳 20.07	0歳 68.30 50歳 21.79

表2 「世帯主生命表」——死亡を考慮、全人口を対象の参加型——(昭和50年・男)

年齢	静止人口 [*] nL_x	世帯主率 n^h_x	静止世帯主人口 nL_{hx}	x歳以上の静止世帯主人口 nT_{hx}	生存数 [*] l_x	平均世帯主余命 e^a_{hx}	一般の平均余命 e_x	一般の平均余命と平均世帯主余命の差 $e_x - e^a_{hx}$	離脱数 ^{***}
0~9	985,957	0	0	3,895,341	100,000	38.95	71.75	32.80	—
10~14	491,292	0	0	3,895,341	98,330	39.61	62.95	23.34	△ 20,148
15~19	489,972	0.04112	20,148	3,895,341	98,178	39.68	58.04	18.36	△104,216
20~24	487,455	0.25513	124,364	3,875,193	97,759	39.64	53.28	13.64	△126,746
25~29	484,788	0.51798	251,110	3,750,829	97,223	38.58	48.56	9.98	△117,870
30~34	481,962	0.76558	368,980	3,499,719	96,689	39.20	43.81	4.61	△ 32,164
35~39	478,178	0.83890	401,144	3,130,739	96,065	32.59	39.08	6.49	△ 15,902
40~44	472,311	0.88299	417,046	2,729,595	95,137	28.69	34.43	5.74	△ 9,378
45~49	463,389	0.92023	426,424	2,312,549	93,682	24.69	29.93	5.24	1,995
50~54	450,542	0.94204	424,429	1,886,125	91,544	20.60	25.56	4.96	15,726
55~59	431,818	0.94647	408,703	1,461,696	88,483	16.52	21.35	4.83	39,530
60~64	403,300	0.91538	369,173	1,052,993	83,924	12.55	17.37	4.82	70,244
65~69	359,069	0.83251	298,929	683,820	76,894	8.89	13.71	4.82	99,900
70~74	293,514	0.67809	199,029	384,891	65,977	5.83	10.54	4.71	85,918
75~79	210,252	0.53798	113,111	185,862	50,804	3.66	7.91	4.25	61,871
80~84	123,132	0.41614	51,240	72,751	33,139	2.20	5.78	3.58	29,729
85~	68,444	0.31428	21,511	21,511	16,693	1.29	4.10	2.81	—
Σ	—	9.80482	—	—	—	—	—	—	—
5Σ	—	48.7412 ^{**}	—	—	—	—	—	—	—

* 静止人口 nL_x , 生存数 l_x , 一般の平均余命 e_x は, 厚生省人口問題研究所, 『第29回簡速静止人口表(生命表)(昭和50年4月1日~51年3月31日)』, 1977年3月, p.4.

** 15歳以上の合計を5倍したものではなく, 15~84歳までの合計を5倍したものと, 85歳以上の値に当該年の『簡速静止人口表』の e_{85} をかけて得た値とを合計したもの. 昭和40年についても同様の方法で行なった.

*** △のついている場合は加入数となる.

以上6種の指標の計算式について述べてきたが, これらをまとめると以下のような違いをみることが出来る. まず第一に, 死亡を考慮する場合としない場合, 第二に, 若い年齢階級において最高の世帯主率を示す年齢階級までは, 世帯主に参加すると仮定する場合(参加型)および最高の世帯主率を

表3 「世帯主生命表」—死亡を考慮，世帯主を対象の無参加型—(昭和50年・男)

年 齢	静止人口 nL_x	無参加 世帯主率 $n h'_x$	無参加静止 世帯主人口 nL'_{hx}	世帯主への 加入率 nA_x	世帯主からの離脱率		
					すべての原因 による nq'_{hx}	死亡による nq^d_{hx}	隠居による nq^r_{hx}
0 ~ 9	985,957	0.94647	933,179	—	—	—	—
10 ~ 14	491,292	0.94647	464,993	0.04101	0.00269	0.00269	—
15 ~ 19	489,972	0.94647	463,744	0.21291	0.00514	0.00514	—
20 ~ 24	487,455	0.94647	461,362	0.26141	0.00547	0.00547	—
25 ~ 29	484,788	0.94647	458,837	0.24616	0.00583	0.00583	—
30 ~ 34	481,962	0.94647	456,163	0.07275	0.00785	0.00785	—
35 ~ 39	478,178	0.94647	452,581	0.04355	0.01227	0.01227	—
40 ~ 44	472,311	0.94647	447,028	0.03654	0.01889	0.01889	—
45 ~ 49	463,389	0.94647	438,584	0.02120	0.02772	0.02772	—
50 ~ 54	450,542	0.94647	426,424	0.00425	0.04156	0.04156	—
55 ~ 59	431,818	0.94647	408,703	—	0.09672	0.06499	0.03173
60 ~ 64	403,300	0.91538	369,173	—	0.19027	0.10499	0.08528
65 ~ 69	359,069	0.83251	298,929	—	0.33419	0.16734	0.16685
70 ~ 74	293,514	0.67809	199,029	—	0.43169	0.25920	0.17249
75 ~ 79	210,252	0.53798	113,111	—	0.54699	0.37970	0.16729
80 ~ 84	123,132	0.41614	51,240	—	0.58019	0.56713	0.01306
85 ~	68,444	0.31428	21,511	—	—	—	—

年 齢	離脱数 nS_x	x 歳以上の無 参加静止世帯 主人人口 nT'_{hx}	世帯主生存数 l'_{hx}	平均世帯主 余命 ${}^o e^6_{hx}$	一般の 平均余命 ${}^o e_x$	一般の平均余 命と平均世帯 主余命の差 ${}^o e_x - {}^o e^6_{hx}$
0 ~ 9	—	6,464,591	94,647	68.30	71.75	3.45
10 ~ 14	—	5,531,412	93,066	59.44	62.95	3.51
15 ~ 19	—	5,066,419	92,923	54.52	58.04	3.52
20 ~ 24	—	4,602,675	92,526	49.74	53.28	3.54
25 ~ 29	—	4,141,313	92,019	45.00	48.56	3.56
30 ~ 34	—	3,682,476	91,513	40.24	43.81	3.57
35 ~ 39	—	3,226,313	90,923	35.48	39.08	3.60
40 ~ 44	—	2,773,732	90,044	30.80	34.43	3.63
45 ~ 49	—	2,326,704	88,667	26.24	29.93	3.69
50 ~ 54	—	1,888,120	86,644	21.79	25.56	3.77
55 ~ 59	39,530	1,461,696	83,747	17.45	21.35	3.90
60 ~ 64	70,244	1,052,993	78,127	13.48	17.37	3.89
65 ~ 69	99,900	683,820	67,202	10.18	13.71	3.53
70 ~ 74	85,918	384,891	49,832	7.72	10.54	2.82
75 ~ 79	61,871	185,862	30,891	6.02	7.91	1.89
80 ~ 84	29,729	72,751	15,809	4.60	5.78	1.18
85 ~	—	21,511	6,096	3.53	4.10	0.57

* 静止人口 nL_x ，一般の平均余命 ${}^o e_x$ は，厚生省人口問題研究所，『第29回簡速静止人口表(生命表)(昭和50年4月1日~51年3月31日)』，1977年3月，P.4.

適用して、世帯主に参加しないと仮定する場合（無参加型⁶⁾）、第三に、全人口を対象にする場合および世帯主を対象とする場合の、3つの分類軸が考えられる（表1参照）。3つの分類軸から8種類の指標が考えられるが、死亡を考慮しない、参加型の、世帯主を対象とする場合および参加型の世帯主を対象とした場合については、実際に計算を行なってみると、あり得ない値となるので、ここでは除き、結局6種類の指標となる。

3 結 果

以上の6つの指標について、昭和40年と50年の計算結果は表1に示されており、又、2種類の「世帯主生命表」は表2、表3に示されている。いずれも死亡率を考慮しない場合が、考慮した場合よりも長いことは当然のことである。又、死亡を考慮した場合について、全人口を対象とした場合の参加型と無参加型の比較をすると、最高の世帯主率を示す年齢階級以上では、両者とも同じ値となることは、式より明らかである。そこで、全人口を対象とした場合の、参加型(e°_{hx})と世帯主を対象とした無参加型($e^{\circ}_{h'x}$)についてみると、昭和40年および50年の両年次は0歳では、両者間に約30年の差がみられるが、世帯主が最高の値を示す年齢階級よりも高年齢では、いずれも同じパターンで変化し、両者の差は約1年である。このように、死亡を考慮した場合、全人口対象の参加型および世帯主対象の無参加型のいずれも、高年齢において、その値には余り差はないといえる。また、全人口対象の参加型(e°_{hx})は高年齢で使用でき、その上、若い年齢階級では、計算された世帯主率をそのまま使用して、世帯主への加入も計算可能である。ところで、Wolfbein-Woolの方法による $e^{\circ}_{h'x}$ は男子のみ計算可能であり、John D. Durandの方法による e°_{hx} は男女計および男女別のいずれにおいても計算可能で、その上、計算が比較的簡単であるという長所を備えている。

ここに提示した各種の指標は、以上のような特徴をそれぞれ持っているが、現在世帯主となっている人が、あと何年世帯主の状態を維持していけるかという場合は、 $e^{\circ}_{h'x}$ を使用するのが適当である。又、全人口を対象とし、将来、世帯主となり、その状態を何年維持するかという場合は e°_{hx} が適当である。上記のような考慮のもとに、一般的に世帯主の標準化を考える場合、男女計および男女別に計算可能であるという点に着目するならば、標準化世帯主率指標としてJohn D. Durandの方法による e°_{hx} を用いることは、意義があると言えよう。

4 ま と め

以上述べてきたように、世帯主率にかかわるものとして6つの標準化指標が考えられるが、そのうち、死亡を考慮した場合、全人口対象の参加型の指標(e°_{hx} ; John D. Durandの方法)と世帯主対象の無参加型の指標($e^{\circ}_{h'x}$; Wolfbein Woolの方法)についてみると、John D. Durandの方法による e°_{hx} は、将来何年世帯主の状態を維持するかを表わし、Wolfbein-Woolの方法による $e^{\circ}_{h'x}$ は、現在世帯主の人があと何年その状態を維持するかを表わしている。このように、それぞれ意味の違いはあるけれども、世帯主率の標準化を考える場合、男女計、男女別に計算可能なJohn D. Durandの方法は、有効なものであると考えられる。

6) 上田耕三, 前掲(注4)書。

資 料

第3回アジア太平洋人口会議の意義

阿 藤 誠

本年9月20日から29日にかけてスリ・ランカの首都コロンボにおいてアジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)の主催による第3回アジア太平洋人口会議(the Third Asian and Pacific Population Conference)が開催される。筆者はつい最近、この会議の課題別セミナーのひとつに専門家として参加した。そこでこの機会をかりて、アジア諸国の人口動向を概観しつつ第3回アジア太平洋人口会議の背景、準備状況、テーマ等を概略し、あわせてその歴史的意義を考えてみたい。

1 アジア太平洋人口会議の歴史

1963年の12月インドのニューデリーにおいて、ECAFE(ESCAPの前身)主催による第1回アジア人口会議が開かれた。当時のアジア諸国は、人類史上稀有の“人口爆発”を経験しつつあり、一、二の例外を除いて年平均人口増加率は軒並2~3%という高率であった。これは、よく知られているように第2次大戦後に先進諸国から近代的医薬、公衆衛生の観念が導入され死亡率が急減(その象徴的事例はDDTによるマラリアの撲滅)、高水準を維持したままの出生率との格差が著しく拡大したためである。

アジアを中心とした発展途上国の人口急増問題は、すでに1954年にローマで開催された第1回の世界人口会議(専門家会議)で指摘されてきたところであったが、ECAFE諸国がこの問題をいち早く政府間レベルで取り組むべきテーマとしてとりあげた所に第1回アジア人口会議の意義が見出されるであろう。このような政府間会議がもたれた背景としては、人口大国のインド(1952年)とパキスタン(1960年)、それに韓国(1961年)において人口増加抑制のための家族計画がすでに国の政策としてとり入れられていたという事情があげられる(カッコ内は開始年)。

第2回のアジア人口会議が開かれたのは9年後の1972年11月、場所はアジア唯一の先進国、日本であった。2つの人口会議をはさむ1960年代はアジア諸国が1950年代を上回る人口増加に苦しんだ時期であった。それは、多くの国で死亡率が年齢構造の若返りのためもあってさらに低下した反面、出生率はあいかわらず高水準を保っていたからである。この人口増加率の上昇は、経済社会開発を最優先課題として取り組みつつあったECAFE諸国の開発努力の足かせとなるおそれがあった。本来経済成長を目的とした開発投資に振り向けられるべき資源が、急激に増大する人口によって喰いつぶされてしまうからである。

このような事態に直面したECAFE諸国の大部分は、1960年代から70年代の初めにかけて家族計画を中心とする出生抑制政策の採用に踏みきった。したがって第2回のアジア人口会議は、人口増加の是非、出生力抑制政策の是非を議論するところから一步進めて、開発のための人口増加抑制の必要性

を確認し、家族計画を中心とした出生力抑制政策について意見を交換し、その効果的な方途を探るのが目的とされた。それを象徴的にあらわしたのが会議で採択された「開発のための人口戦略宣言」であった。

高い出生率に悩む ECAFE 諸国にとっての救いは、1960年代の後半に一部の国で出生率が低下し始めたことである。それは韓国、台湾、ホンコン、シンガポール、スリ・ランカといった小国に限られてはいたが、アジア唯一の先進国日本以外にも出生力転換の可能性が開けたことは出生力抑制をめざす他の国々を勇気づけた。

ECAFE 諸国の多くは“人口増加は開発を阻害する。したがって開発を進めるためには人口増加を抑制しなければならない”という政策命題を受け容れたが、これは当時必ずしも世界の共通意見ではなかった。2年後の1974年にルーマニアのブカレストで開かれた世界人口会議（政府間としては初の世界会議）ではアジア諸国と西側先進諸国の多くが強く主張した開発のための人口増加抑制の勧告、なかんずく静止人口についての勧告は激論の末ついに会議の主要成果である「世界人口行動計画（World Population Plan of Action）」に盛り込まれるには至らなかった。

それにしても世界137カ国の政府代表が一堂に会した一大国際会議で、とにもかくにも「世界人口行動計画」のようなコンセンサスがえられた背景には、2回のアジア人口会議で確認されたアジア諸国の人口抑制の強い意志と説得力が与って力あったといえよう。

2 1970年代におけるアジア諸国の人口動向と人口政策の転換

1970年代の ESCAP 諸国は、その人口動向によって3つのグループに分けられる。第1のグループは、1960年代に出生率低下を開始したホンコン、シンガポール、台湾、韓国、スリ・ランカなどである。これらの国では1970年代も出生率が比較的順調に低下を続け、総再生産率（GRR）表示で2を割るに至った。ただしシンガポールを除くと、これら諸国の出生率低下も最近停滞気味といわれ、先進国並の水準（GRR=1前後）にはやや開きがある。これらの国は（スリ・ランカを除いて）経済的にも1960～1970年代の成長によってすでに発展途上国の範疇から抜け出ている。

第2のグループは1970年代に入ってから出生率低下を開始した国で、ここには東南アジアのマレーシア、フィリピン、タイ、インドネシアが含まれよう。これらの国は70年代に入って家族計画にますます力を注いでおり、この政策努力が経済社会開発の進行と結びついて出生率低下を促しつつあるとする見方が一般的である。ただし、あいかわらず出生率と死亡率の開きは大きく、人口増加率は2%を越えており、出生率の低下が1980年代も順調に継続しなければ国土への人口圧力は一層強まり開発への努力が挫折しかねない。

第3のグループは1970年代に入っても出生率に目立った変化のない国でバングラデシュ、パキスタン、ネパールなどが含まれる。これらの国の死亡率は前2つのグループに比べていくぶん高いとは言え、普通出生率は40代（総再生産率は3以上）のままで動かないので、自然増加率はあい変わらず2～3%代の高率である。これらの国は世界でも最貧国に属し、経済開発の糸口もつかめない状態であるが、家族計画による人口抑制への意欲は強い。

さて巨大人口を抱える中国とインドの人口動向はどうであろうか。まず中国については1960年代に30を越えていた普通出生率は1970年代に目ざましい低下を示し、現在は20を割ったと推定されている。中国の人口抑制策は強力かつ効果的で、とくに1979年に始まった「一人っ子政策」は一党独裁国家でなければ考えられない徹底した政策でその成果が注目されている。

中国は経済的には低開発の状態でありながら、社会開発と強力な人口抑制策で低出生率をもたらしたという点でひとつのモデルケースと考えられている。

もうひとつの人口大国インドは最も早くから家族計画を国の政策にとり入れながら1970年代の前半まではその出生率に大きな変化がみられなかった。1970年代の後半に入ってようやく出生率低下が始まったとみられるものの、そのレベルは普通出生率でいまだ30を越えており今後も予断を許さない。人口増加率（年率2%強）が現状を維持し続けると21世紀には中国の人口と肩を並べかねないが、そのような不幸な事態の招来いかんはこの国の出生抑制策のみならず経済社会開発の成否にかかっている。

以上のように1970年代の ESCAP 諸国の人口動向を概観してみると、出生抑制に成功した国、出生抑制の緒についた国、出生抑制の進まない国にはっきり色分けされてきていることが分る。ただ、3つのグループのいずれにおいても政府が人口抑制、出生抑制の強い意思をもち、家族計画プログラムを中心とした人口抑制政策の強化に努力している点では共通している。

さてこのような出生ならびに人口増加の動向のほかには1970年代の ESCAP 地域においては人口政策の面で以下のような変化が読みとれる。第1に、人口増加の抑制と開発の関係については、両者の相互依存性に対する認識が以前にも増して高まってきたことである。ブカレストの世界人口会議当時、人口抑制策の独自の有効性を主張する“家族計画派”と「開発は最良のピル」と主張する“開発優先派”との間で意見の対立があったが、その後、多くの国で家族計画プログラムの有効性が立証されると同時に、プログラムに対する需要の喚起とプログラムの遂行には最小限の経済社会開発が不可欠であることが認識されてきた。

第2に家族計画プログラムの有効性を高めるためには単眼的な政策よりも複眼的な政策の方が効果的だという認識が高まってきた。出産、育児、家族計画が家族の保健・衛生、経済的福祉、婦人の役割・地位等々と密接に結びついているとしたら、家族計画をただひとつの目的とする政策プログラムよりは、生活全般を改善するプログラムの一環として家族計画を位置づけ推進する方が政策効果が大きいという考え方が強くなってきた。

第3に家族計画以外の人口政策への関心が強くなってきた。そのひとつはインドネシアが意欲的に実施しているような人口過密地域から過疎地域への国内移住政策 (transmigration policies) である。もうひとつは ESCAP 諸国からアラブ産油国などへの出稼労働力がかなりの規模に達しているが、このような国際人口移動の増大に対して単に受入れ側ばかりでなく送出国側の政策的対応も必要になってきている。

第4に中国の対内的・対外的政策変化が大きい。対内的には、家族計画のみならず、脱家族計画 (beyond family planning) のあらゆる出生抑制策を駆使した「一人っ子政策」を推進しつつあることは前述のとおりである。対外的には「四つの現代化」政策採用以来西側世界と積極的に交流し、新しい技術を導入しようとして図っているが、人口分野においても、国連人口委員会への参加、UNFPA からの援助受け入れ、ESCAP の人口活動への参加、本年実施予定の人口センサスに関連した日本からの技術援助受け入れ等々、一時の孤立主義を想うと隔世の感がある。中国の一大政策転換によって少なくとも人口活動に関する限り ESCAP 諸国内の不協和音はかなり減殺されたように思われる。

第3回のアジア太平洋人口会議は、当然のことながら以上述べたとき ESCAP 諸国の人口動向の変化と政策変化を色濃く反映したものになるであろう。

3 第3回アジア太平洋人口会議のテーマと準備状況

第3回アジア太平洋人口会議の準備委員会 (preparatory committee) は10カ国の代表から構成され、1980年10月29日～11月4日バンコックで第1回の会合をもち、続いて1981年の8月25日～28日に第2回の会合をもった。準備委員会の議長にはフィリピン代表のコンセプション女史 (Dr. M. Conception) が選ばれ、日本からは厚生省大臣官房企画室長(現政策課長)が正式代表として参加した(第2回目は代理代表が出席)。

会議の開催地、開催期日、組織、メイン・テーマ、分科会テーマなどは第1回にはほぼ合意をみ、第2回は主として分科会に招請すべき専門家の選定が主であった。第3回の準備会は会議の直前に予定されている。

会議のメイン・テーマとしては「人口と開発への総合的取組み (An integrated approach to population and related development issues)」が選ばれたが、これは人口と開発の相互依存関係を考慮し、全般的開発計画のなかに人口要因を適切に組みこむことを勧告するものである。人口を標榜する会議の主題に開発計画との統合化の必要性がうたわれたということはやはりブカレスト以後の状況変化を反映している。

分科会のテーマは以下の10項目である。

- (1) 人口問題の概観
- (2) 人口ならびに開発に関する総合的施策の策定および実施について
- (3) 都市化ならびに(小都市を含めた)都市の成長について
- (4) 人口移動(人口再配置計画, 他の国内人口移動, 国際人口移動を含む)について
- (5) 人口施策達成の見地からみた基礎的社会経済的ニード充足戦略について
- (6) 家族計画と家族福祉, 保健プログラムとの統合化戦略の評価について
- (7) 家族計画, 家族福祉, 保健プログラムに対する地域参加推進の見地からみた民間団体, 地方政府, 地域組織の関与増進について
- (8) 開発過程への婦人の参加を促す施策と人口要因との相互関連について
- (9) エスカップ地域における島嶼国家の人口問題
- (10) 発展途上諸国間技術協力プログラム (TCDC) ならびに他の経路を通じて実施される人口分野(とりわけ人口情報, データ交換, 訓練, 研究面)における地域単位ないし各国別の財政技術援助

以上10個の分科会テーマのうち、(5)～(9)の5つのテーマについては人口会議の会期が短いこともあり事前に課題別セミナー(pre-Conference Seminars)を開催することが決められ、すでに実施済みである。

4 人口会議のトピック

第1分科会(人口問題の概観)では、ここ20～30年の人口急増と最近の出生率低下がひき起こした男女・年齢別人口構造の激変を確認し、そのことが家族形成過程、労働力の需給関係、教育、社会保障、住宅などの分野にどのような影響を及ぼすか、それに対してどのような対策をたてるべきかが論じられよう。日本からは厚生省人口問題研究所の河野稠果人口政策部長が「低出生国における低出生の決定要因とその影響」と題した論文を提出する予定である。

第2分科会（人口と開発の総合的施策）は人口会議のメイン・テーマを正面から扱うわけで、ここでは、各国から人口政策と開発政策との総合化の試みとその成果が報告され、その有効性と問題点などが議論されることが期待される。

第3分科会（都市化）では都市人口の増加傾向が概観されその中でとくに、都市化と開発過程における中小都市の役割が論じられ、さらに都市問題解決のための都市の生活環境の整備についても議論が深められることが期待される。

第4分科会（人口移動）では国内人口移動が移動者の出身地と到達地の双方に及ぼす様々な社会経済的影響、そのような影響を考慮に入れた地域人口再配分計画の必要性について理解を深め、地域間、都市・農村間に大きな不均衡をもたらさない地域政策を検討する。また増大しつつある国際人口移動への政策的対応に関する議論も期待される。本分科会座長は日本大学黒田俊夫教授が担当する。

第6分科会（家族計画統合化プログラム）と第7分科会（地域参加）については、1981年6月バンコクにおいて、2つのテーマを一括した課題別セミナーが開かれた。日本からは、統合化プログラム（integration program）の先駆的役割を担ってきた家族計画国際協力財団の山口正光氏が出席、「フィリピン・カラモアンにおける家族計画インテグレーション・プロジェクトのケース・スタディ」と題するペーパーを発表した。

統合化プログラムへの要求が高まってきた背景は前述のとおりであるが、このセミナーでは家族計画に関する統合化プログラムの狙いを家族の全体的福祉（family welfare）ないし生活の質（quality of life）にとらえた。家族の福祉を全体的に捉えようとすれば、家族のおかれた地域社会の事情を理解することがどうしても必要である。そこから、統合化プログラム推進のためには地方行政組織、地域組織の積極的関与が不可欠という考え方が出てくる。

統合化プログラムは単一目的プログラムよりも効果的だと言われているが、今のところその評価は定かでない。なぜなら単一目的プログラムとは違って統合化プログラムの評価方法はそれほど発達していないからである。セミナーでは、統合化プログラムの評価に関する調査研究の必要性が強く訴えられた。

第5分科会（社会・経済的ニードの充足）と第8分科会（婦人の参加）については、本年4月末から5月初めにバンコクにおいて2つのテーマを一括して課題別セミナーが開かれた。日本からは日本大学の小川直宏助教授と筆者の2名が参加した。筆者は「婦人の役割・地位の変化と出生力転換——日本の事例との政策論的意義」と題する論文を発表した。

人口増加抑制の政策目標を達成するためには、何よりも貧困大衆の最小限の社会経済的ニードを充たす必要があるという議論がある。本セミナーでは、基礎的ニードとして医療、水、初等教育、食糧・栄養の重要性が確認され、そのなかでも初等教育の戦略的意義が強調された。また貧困大衆向けの基礎的ニード充足戦略の必要性を指摘する一方で、この政策は短期的には出生力の上昇をもたらす可能性があり、それが出生力抑制効果を生むまでには相当のタイム・ラグを覚悟する必要があることが指摘された。さらに基礎的ニード充足戦略の行き過ぎが資本形成と生産性の向上を阻害することのないよう留意すべきであるとされた。

開発過程への婦人の参加が会議の重要なテーマのひとつとして選ばれたのは、1980年が国連婦人年であり婦人の地位向上への国際的関心が強まっていることと無関係ではない。本セミナーでは開発過程に対する婦人の参加の促進は貧困大衆の基礎的ニードの充足と不即不離の関係にあることが指摘され、両者を結ぶ線としてとりわけ女子教育の重要性が強調された。また婦人の社会参加促進のためには多産からの解放が不可欠であることが指摘され、そのため家族計画プログラム、とりわけ統合化プ

プログラムの重要性が強調された。

第9分科会（島嶼国家の人口問題）については本年2月にヌメアにおいて課題別セミナーが開かれた。ここでは南太平洋の新興島嶼国家がかかえる人口問題が討議された。これらの国では、出生率はすでに低下を始めているものの、死亡率の低下が著しいため人口増加率は高い。島国であるため資源と空間の制約が大きく、人口急増問題は他のアジア諸国に比べても一層深刻である。

第10分科会（人口分野における援助）においては、人口分野における、ASEANや南太平洋委員会などの地域組織単位あるいは国単位の財政、技術援助の現況と将来動向を検討する。最近、発展途上諸国相互の間における技術協力、技術援助(TCDC)が必要だという認識が高まってきたこともあり、とくに人口分野におけるTCDC促進のための方策が議論されるであろう。

5 おわりに

ブカレスト以後、人口と開発は相互に依存し人口政策と開発政策は不可分だという認識が強まった。これは先進国、国際援助機関が従来とってきた部門分轄型援助アプローチへの反省でもある。「人口と開発への総合的取組み」をメイン・テーマとする第3回アジア太平洋人口会議はその意味できわめて時宜をえたものといえる。最後につけ加えれば、この会議での実りある討論や勧告が1984年に予定されている国連国際人口会議への一大刺激剤となることが期待されるところでもある。

都道府県別女子の年齢(5歳階級)別特殊出生率 および合計特殊出生率：昭和50年～55年各年

石川 晃

わが国都道府県別特殊出生率は、国勢調査年次および昭和45年以降各年に発表してきている¹⁾。今回、ここに掲載した諸指標は、昭和50年から55年までの都道府県別女子の年齢別特殊出生率および合計特殊出生率をまとめたものである。

<使用した資料>

出生数：厚生省大臣官房統計情報部『人口動態統計』昭和50年～55年各年版

人 口：総理府統計局『国勢調査報告』昭和50年および55年

〃 『各年10月1日現在推計人口』昭和51年～54年各年(人口推計資料 48, 50～52)

なお、昭和51年～54年における人口は、総人口(日本に在住する外国人を含む)についての数値しかないため、他年次もすべて総人口による率算出を行なっている。

<算定結果について>

全国の合計特殊出生率は、昭和48年の2.17をピークに急激な低下をみせ、昭和55年には1.74²⁾と著しく低い出生率を示した。

都道府県別に合計特殊出生率の推移をみると、昭和45年から48年にかけて高出生率の県としては、埼玉、長崎、茨城、(沖縄)各県であったが、49年以降順位が入れ替わり、沖縄、福島、宮崎各県が高出生率を示している。とくに、埼玉県は50年以降低下をし、むしろ低い県に属するまでに至った。低出生率の県は、昭和45年から50年にかけて東京、秋田、北海道であったが、51年以降京都、大阪が低下をし、秋田は低出生率県とはいえなくなってきた(第6表参照)。とくに東京は、昭和46年の2.02をピークに低下をし、49年には1.8を割り、52年には1.50にまで低下をした。その後、1.5が続き安定してきたかにみえたが、昭和55年には1.42と非常に低い値を示すに至っている。

昭和50年から55年にかけては、すべての県で低下を示したが、低下の度が最も大きい県は、沖縄の2.86から2.37(-17.4%)、ついで埼玉の2.06から1.73(-16.0%)、千葉の2.02から1.73(-14.4%)、高知の1.91から1.64(-14.1%)と続いている(第3表参照)。

都道府県の出生率の較差を変化係数(標準偏差/平均*100)によって散らばりをみると、合計特殊出生率では、昭和50年の8.20%から55年の7.47%と較差は縮ってきている。さらに年齢別にみると、20～24歳では、昭和50年の15.4%から55年の18.3%へ、25～29歳では5.7%から6.8%へと、逆に較差は広がってきている。30～34歳では21.8%から14.9%へと府県間較差は縮ってきている。

1) 昭和5年・25年・30年・35年については、「都道府県別標準化出生率」『研究資料』、第167号。昭和40年については、「都道府県別標準化人口動態率」『研究資料』、第180号。昭和45年は「都道府県別標準化人口動態率」『研究資料』、第201号。昭和50年は「都道府県別標準化人口動態率」『研究資料』、第215号。昭和45年から50年各年については「都道府県別女子の年齢(5歳階級)別特殊出生率および合計特殊出生率：昭和45年～50年各年」『人口問題研究』、第143号。

2) 全国の日本人女子を分母に年齢各歳別による合計特殊出生率は1.74651である。

第1表 都道府県別合計特殊出生率：昭和45年～55年

都道府県	昭和45年	昭和46年	昭和47年	昭和48年	昭和49年	昭和50年	昭和51年	昭和52年	昭和53年	昭和54年	昭和55年
全 国	2.08	2.14	2.15	2.17	2.09	1.93	1.84	1.80	1.80	1.78	1.74
北 海 道	1.93	1.98	1.99	1.98	1.94	1.82	1.75	1.70	1.71	1.68	1.63
	2.25	2.23	2.24	2.24	2.17	2.00	1.94	1.92	1.85	1.87	1.85
	2.11	2.11	2.18	2.26	2.19	2.13	2.08	2.00	1.98	1.96	1.95
	2.05	2.11	2.09	2.15	2.09	1.96	1.89	1.88	1.86	1.85	1.86
	1.88	1.91	1.99	2.00	2.01	1.86	1.88	1.83	1.84	1.83	1.79
山 形 県	1.98	2.03	2.08	2.07	2.03	1.96	2.00	1.93	1.95	1.94	1.93
	2.16	2.26	2.28	2.34	2.34	2.12	2.09	2.06	1.97	2.02	1.98
	2.30	2.37	2.38	2.35	2.26	2.09	1.98	1.93	1.90	1.88	1.87
	2.20	2.30	2.32	2.36	2.26	2.06	2.00	1.94	1.88	1.88	1.86
山 梨 県	2.15	2.34	2.26	2.28	2.23	1.99	1.95	1.88	1.87	1.87	1.81
	2.34	2.42	2.42	2.42	2.28	2.06	1.92	1.86	1.82	1.76	1.73
	2.27	2.36	2.37	2.36	2.27	2.02	1.92	1.86	1.86	1.83	1.73
埼 玉 県	1.95	2.02	1.97	1.93	1.77	1.62	1.51	1.50	1.51	1.50	1.42
	2.22	2.29	2.29	2.30	2.14	1.93	1.84	1.80	1.79	1.77	1.69
	2.10	2.15	2.15	2.20	2.16	2.03	2.01	1.96	1.90	1.91	1.87
富 山 県	1.94	2.07	2.12	2.10	2.06	1.93	1.88	1.85	1.82	1.79	1.76
	2.07	2.18	2.26	2.27	2.19	2.07	1.98	1.92	1.93	1.92	1.86
	2.09	2.15	2.25	2.29	2.14	2.04	1.98	1.91	1.90	1.90	1.92
	2.19	2.25	2.19	2.22	2.08	1.98	1.89	1.85	1.84	1.83	1.76
石 川 県	2.09	2.19	2.18	2.21	2.25	2.05	1.99	1.92	1.95	1.92	1.89
	2.11	2.18	2.21	2.24	2.14	1.98	1.85	1.79	1.84	1.78	1.79
岐 阜 県	2.12	2.21	2.21	2.24	2.14	2.02	1.93	1.86	1.86	1.85	1.79
	2.17	2.28	2.27	2.25	2.15	2.00	1.89	1.82	1.85	1.82	1.79
	2.03	2.15	2.18	2.19	2.12	1.98	1.88	1.83	1.81	1.78	1.81
	2.18	2.25	2.34	2.32	2.28	2.11	2.00	1.97	1.98	1.91	1.95
京 都 府	1.98	2.07	2.10	2.09	1.98	1.78	1.70	1.68	1.71	1.66	1.63
	2.13	2.20	2.17	2.14	2.02	1.86	1.73	1.71	1.69	1.65	1.64
	2.09	2.20	2.20	2.21	2.09	1.93	1.82	1.80	1.80	1.75	1.73
	2.07	2.14	2.14	2.14	2.07	1.84	1.73	1.71	1.71	1.63	1.69
大 阪 府	2.09	2.17	2.18	2.21	2.13	1.94	1.87	1.80	1.83	1.79	1.79
	1.95	2.16	2.23	2.17	2.06	2.02	1.97	1.92	1.92	1.93	1.93
	2.02	2.13	2.16	2.24	2.14	2.09	1.99	2.01	1.97	1.97	2.00
鳥 取 県	2.02	2.13	2.17	2.19	2.13	2.04	1.92	1.85	1.85	1.82	1.85
	2.06	2.17	2.21	2.23	2.20	2.03	1.92	1.86	1.87	1.80	1.83
	1.96	2.05	2.05	2.07	1.98	1.90	1.81	1.80	1.75	1.74	1.77
	1.97	2.08	2.01	2.03	1.98	1.89	1.76	1.69	1.78	1.77	1.76
香 川 県	1.96	2.00	2.07	2.09	2.03	1.96	1.87	1.83	1.77	1.81	1.82
	2.01	2.12	2.14	2.17	2.16	1.97	1.91	1.84	1.82	1.80	1.79
	1.97	2.08	2.15	2.16	2.15	1.91	1.92	1.83	1.80	1.81	1.64
	1.94	2.01	2.02	2.02	1.97	1.82	1.76	1.73	1.76	1.78	1.73
高 松 県	2.13	2.18	2.19	2.23	2.23	2.02	1.96	1.95	1.92	1.98	1.92
	2.33	2.37	2.38	2.36	2.26	2.12	2.00	1.95	1.94	1.94	1.86
	1.97	2.04	2.06	2.12	2.06	1.93	1.89	1.85	1.84	1.88	1.83
	1.96	2.07	2.13	2.18	2.12	1.93	1.91	1.86	1.82	1.83	1.81
	2.15	2.23	2.27	2.33	2.36	2.11	2.09	2.06	2.00	2.01	1.93
鹿 嶋 県	2.21	2.29	2.32	2.35	2.26	2.10	2.05	2.04	1.99	2.00	1.95
	3.26	3.23	2.86	2.70	2.60	2.43	2.36	2.37

第2表 都道府県別合計特殊出生率の全国を基準とした指数：昭和50年～55年

都道府県	昭和50年	昭和51年	昭和52年	昭和53年	昭和54年	昭和55年
全 国	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
北海道	94.34	94.90	94.62	95.31	94.75	94.04
青森	103.47	105.54	106.83	103.21	105.27	106.38
岩手	110.69	113.28	111.32	110.08	110.05	112.31
宮城	101.61	102.75	104.21	103.55	104.15	106.89
秋田	96.25	102.36	101.59	102.23	103.15	102.77
山形	101.47	108.56	107.19	108.45	108.85	110.85
福島	110.10	113.80	114.49	109.71	113.39	114.16
茨城	108.36	107.89	107.15	105.44	105.56	107.54
栃木	106.90	108.58	107.79	104.42	105.69	107.01
群馬	103.19	106.03	104.56	104.07	105.15	104.07
埼玉県	106.81	104.34	103.10	101.17	99.22	99.55
千葉県	104.87	104.54	103.37	103.42	103.12	99.61
東京都	83.78	82.32	83.19	83.83	84.22	81.83
神奈川県	100.35	99.92	99.95	99.69	99.78	97.45
新潟	105.27	109.11	108.82	105.89	107.56	107.81
富山	100.31	102.19	102.82	100.99	100.91	101.54
石川	107.42	107.91	106.53	107.44	108.05	107.13
福井	106.02	107.88	106.05	105.88	106.83	110.35
山梨	102.52	102.80	102.79	102.41	102.82	101.03
長野	106.26	108.26	106.66	108.68	107.78	108.53
岐阜	102.92	100.79	99.55	102.65	100.24	102.80
静岡県	104.74	105.10	103.29	103.21	104.19	103.23
愛知県	103.81	102.84	100.84	103.19	102.24	103.21
滋賀	102.57	101.94	101.77	100.73	99.92	104.09
京都	109.57	108.90	109.38	110.04	107.23	112.23
大阪府	92.29	92.20	93.41	95.39	93.48	93.93
兵庫県	96.43	94.13	94.75	94.11	92.84	94.15
奈良	100.21	99.09	99.81	99.98	98.27	99.65
和歌山	95.48	94.31	95.14	94.97	91.82	97.03
鳥取	100.50	101.78	100.18	101.71	100.42	103.16
島根	104.52	107.32	106.80	106.67	108.40	110.83
岡山	108.57	108.15	111.51	109.50	111.00	115.39
広島	105.65	104.28	102.89	103.12	102.19	106.57
山口	105.47	104.32	103.37	104.10	101.27	105.22
徳島	98.59	98.13	100.08	97.63	98.09	101.69
香川県	98.06	95.69	93.63	98.97	99.28	101.21
愛媛	101.66	101.91	101.92	98.72	101.52	104.51
高松	102.23	103.60	102.14	101.53	101.39	102.93
福岡	99.09	104.52	101.65	100.08	101.88	94.25
佐賀	94.30	95.52	96.17	97.90	100.19	99.36
長崎	104.90	106.42	108.10	106.80	111.30	110.76
熊本	110.00	108.50	108.48	107.99	109.30	107.29
大分	100.26	103.00	103.00	102.23	105.59	105.21
宮崎	99.93	103.63	103.55	101.27	102.66	104.38
鹿児島	109.35	113.57	114.53	111.00	113.23	111.25
沖縄	109.12	111.30	113.43	110.52	112.26	112.38
	148.55	146.66	144.33	135.43	132.59	136.29

第3表 都道府県別合計特殊出生率の昭和50年を基準とした指数：昭和50～55年

都道府県	昭和50年	昭和51年	昭和52年	昭和53年	昭和54年	昭和55年
全 国	100.0	95.4	93.3	93.2	92.2	90.1
北海道 北青岩宮秋	100.0	96.2	93.4	94.0	92.3	89.6
	100.0	97.0	96.0	92.5	93.5	92.5
	100.0	97.7	93.9	93.0	92.0	91.5
	100.0	96.4	95.9	94.9	94.4	94.9
	100.0	101.1	98.4	98.9	98.4	96.2
山形福茨栃群	100.0	102.0	98.5	99.5	99.0	98.5
	100.0	98.6	97.2	92.9	95.3	93.4
	100.0	94.7	92.3	90.9	90.0	89.5
	100.0	97.1	94.2	91.3	91.3	90.3
	100.0	98.0	94.5	94.0	94.0	91.0
埼玉県 埼千東神新	100.0	93.2	90.3	88.3	85.4	84.0
	100.0	95.0	92.1	92.1	90.6	85.6
	100.0	93.2	92.6	93.2	92.6	87.7
	100.0	95.3	93.3	92.7	91.7	87.6
	100.0	99.0	96.6	93.6	94.1	92.1
富石福山長	100.0	97.4	95.9	94.3	92.7	91.2
	100.0	95.7	92.8	93.2	92.8	89.9
	100.0	97.1	93.6	93.1	93.1	94.1
	100.0	95.5	93.4	92.9	92.4	88.9
	100.0	97.1	93.7	95.1	93.7	92.2
岐阜愛三滋	100.0	93.4	90.4	92.9	89.9	90.4
	100.0	95.5	92.1	92.1	91.6	88.6
	100.0	94.5	91.0	92.5	91.0	89.5
	100.0	94.9	92.4	91.4	89.9	91.4
	100.0	94.8	93.4	93.8	90.5	92.4
京大兵奈和 歌	100.0	95.5	94.4	96.1	93.3	91.6
	100.0	93.0	91.9	90.9	88.7	88.2
	100.0	94.3	93.3	93.3	90.7	89.6
	100.0	94.0	92.9	92.9	88.6	91.8
	100.0	96.4	92.8	94.3	92.3	92.3
鳥島岡広山	100.0	97.5	95.0	95.0	95.5	95.5
	100.0	95.2	96.2	94.3	94.3	95.7
	100.0	94.1	90.7	90.7	89.2	90.7
	100.0	94.6	91.6	92.1	88.7	90.1
	100.0	95.3	94.7	92.1	91.6	93.2
徳香愛高福	100.0	93.1	89.4	94.2	93.7	93.1
	100.0	95.4	93.4	90.3	92.3	92.9
	100.0	97.0	93.4	92.4	91.4	90.9
	100.0	100.5	95.8	94.2	94.8	85.9
	100.0	96.7	95.1	96.7	97.8	95.1
佐長熊大宮	100.0	97.0	96.5	95.0	98.0	95.0
	100.0	94.3	92.0	91.5	91.5	87.7
	100.0	97.9	95.9	95.3	97.4	94.8
	100.0	99.0	96.4	94.3	94.8	93.8
	100.0	99.1	97.6	94.8	95.3	91.5
鹿 児 島	100.0	97.6	97.1	94.8	95.2	92.9
	100.0	94.4	90.9	85.0	82.5	82.9

第4表 (1) 都道府県別、女子の年齢(5歳階級)別特殊出生率および合計特殊出生率：昭和50年

都道府県	女子の年齢別特殊出生率(%)							合計 特殊出生率
	15~19	20~24	25~29	30~34	35~39	40~44	45~49	
全 国	4.09	106.24	188.95	69.24	14.88	2.13	0.09	1.93
北 海 道	5.60	112.44	172.24	59.90	11.82	1.69	0.11	1.82
	6.13	140.79	175.58	61.65	12.60	2.20	0.06	2.00
	6.06	140.19	189.87	72.15	16.49	2.01	0.07	2.13
	3.55	114.24	191.36	68.28	12.78	1.53	0.09	1.96
青 岩 宮 秋	2.92	129.79	180.43	49.98	7.07	0.96	0.02	1.86
	2.28	122.67	194.70	61.33	9.32	0.89	0.10	1.96
	4.15	129.43	201.12	73.28	14.69	1.80	0.08	2.12
	5.22	116.40	203.04	75.11	15.60	2.40	0.09	2.09
山 福 茨 栃 群	4.07	113.66	201.62	75.16	15.54	2.03	0.17	2.06
	3.80	105.26	193.57	78.27	15.44	1.46	0.12	1.99
	4.55	107.67	199.62	79.70	17.61	2.63	0.09	2.06
	4.48	111.10	194.08	75.01	17.19	2.49	0.06	2.02
埼 千 東 神 奈	2.64	61.33	159.82	77.23	19.20	2.76	0.08	1.62
	3.94	96.08	189.25	77.68	17.37	2.52	0.13	1.93
	2.03	119.50	200.89	70.47	11.87	1.15	0.04	2.03
	2.12	144.09	184.32	47.32	7.83	1.07	0.05	1.93
富 石 福 山 長	3.64	148.78	198.50	53.24	8.78	1.19	0.08	2.07
	3.11	145.14	196.80	52.41	9.66	1.65	0.07	2.04
	1.99	82.52	206.82	84.72	16.84	2.37	0.07	1.98
	1.45	83.33	215.24	91.13	16.66	1.88	0.06	2.05
岐 静 愛 三 滋	2.69	121.87	203.84	56.40	10.49	1.56	0.03	1.98
	3.26	120.30	202.61	63.78	12.28	1.57	0.11	2.02
	4.56	121.45	201.25	59.02	11.95	1.96	0.12	2.00
	4.25	130.87	195.85	53.60	9.87	1.04	0.03	1.98
京 大 兵 奈 和 歌	3.59	112.32	221.02	71.40	12.65	1.46	0.06	2.11
	2.42	80.37	185.77	69.62	15.41	2.24	0.07	1.78
	4.70	100.67	183.48	65.64	14.93	2.35	0.09	1.86
	4.02	104.91	194.59	66.72	14.09	2.05	0.04	1.93
鳥 島 岡 広 山	3.53	96.41	195.94	59.59	10.99	1.66	0.06	1.84
	6.13	126.17	182.57	57.89	12.63	2.12	0.03	1.94
	3.47	123.07	200.94	62.46	11.97	1.06	0.09	2.02
	2.62	121.77	206.70	53.70	12.53	1.35	—	2.09
徳 香 愛 高 福	3.81	131.40	204.06	57.32	9.22	1.50	0.08	2.04
	4.04	127.01	200.96	60.77	12.19	1.70	0.03	2.03
	3.57	119.37	186.23	57.82	11.41	1.71	0.07	1.90
	4.92	123.11	188.69	49.01	10.60	1.73	0.06	1.89
佐 長 熊 大 宮	3.49	132.75	192.05	53.56	8.94	1.21	—	1.96
	4.14	121.54	190.47	62.81	13.12	2.04	0.11	1.97
	6.60	127.29	173.27	59.49	13.68	1.66	0.12	1.91
	4.44	94.61	178.61	68.68	15.13	2.11	0.07	1.82
鹿 児 島	3.21	108.17	198.96	76.35	15.33	2.36	0.13	2.02
	4.08	110.33	196.19	88.87	21.21	3.41	0.11	2.12
	4.26	115.79	188.26	63.82	12.55	1.80	0.14	1.93
	3.11	115.25	191.15	63.22	10.92	1.64	0.07	1.93
平 均 偏 差 変 化 係 数 (%)	5.60	132.71	198.86	69.47	12.99	1.90	0.15	2.11
	2.95	108.92	202.08	83.26	20.08	3.30	0.17	2.10
	17.79	145.12	200.10	139.38	58.09	11.92	0.42	2.86
	4.15	116.98	193.90	68.04	14.25	2.07	0.09	2.00
標準偏差	2.32	17.98	11.12	14.81	7.19	1.56	0.06	0.16
変化係数(%)	56.03	15.37	5.74	21.77	50.49	75.35	71.70	8.20

第4表 (2) 都道府県別、女子の年齢(5歳階級)別特殊出生率および合計特殊出生率：昭和51年

都道府県	女子の年齢別特殊出生率(‰)							合計 特殊出生率
	15~19	20~24	25~29	30~34	35~39	40~44	45~49	
全 国	3.65	99.13	183.44	65.50	14.11	1.96	0.09	1.84
北海道	5.03	105.50	168.81	56.75	11.19	1.81	0.04	1.75
	4.94	138.67	171.17	59.19	12.41	1.76	0.11	1.94
	4.65	138.58	187.92	68.85	14.58	2.12	0.04	2.08
	2.91	110.55	184.15	66.31	12.69	1.32	0.08	1.89
青森	2.24	139.63	179.63	47.07	7.00	0.94	0.06	1.88
	1.87	127.83	199.14	60.68	8.86	1.00	—	2.00
山形	3.83	132.77	197.21	70.35	12.48	2.00	0.01	2.09
	4.62	109.82	195.54	70.29	14.30	2.23	0.12	1.98
茨城	3.86	111.37	196.87	70.80	14.28	2.15	0.12	2.00
	3.49	100.87	195.65	72.42	15.52	1.98	0.15	1.95
栃木	3.58	95.03	191.90	74.00	16.80	2.42	0.11	1.92
	3.64	103.81	188.39	70.65	15.98	1.99	0.15	1.92
群馬	2.54	52.86	152.70	73.68	18.37	2.59	0.10	1.51
	3.76	84.82	186.57	73.80	16.44	2.09	0.09	1.84
新潟	2.43	117.85	198.92	69.01	11.86	1.33	0.01	2.01
	1.86	138.25	185.00	44.20	5.71	0.90	0.03	1.88
富山	2.76	144.11	189.35	50.63	8.92	1.18	0.05	1.98
	2.29	141.42	190.78	51.96	9.12	1.28	0.04	1.98
石川	1.83	73.50	201.24	83.50	15.85	2.15	0.11	1.89
	1.25	83.39	211.92	84.27	15.69	1.72	0.03	1.99
長野	2.44	110.54	194.47	52.56	9.51	1.17	0.09	1.85
	2.40	113.42	197.30	60.37	11.55	1.48	0.14	1.93
岐阜	3.95	109.56	195.92	55.75	11.26	1.83	0.06	1.89
	3.24	122.59	188.57	49.58	9.72	1.25	0.07	1.88
愛知	3.43	105.46	211.35	65.78	13.06	1.54	—	2.00
	2.76	72.00	183.94	64.46	13.87	2.00	0.15	1.70
大阪	4.35	89.67	174.86	61.41	13.87	2.05	0.07	1.73
	3.34	96.64	186.85	62.32	13.56	1.75	0.08	1.82
京都	2.97	84.70	187.25	59.27	11.16	1.44	0.14	1.73
	5.28	124.03	178.00	53.37	11.36	2.24	0.15	1.87
兵庫	2.57	121.00	199.32	59.89	11.10	0.95	—	1.97
	2.42	120.81	194.74	66.26	12.08	1.45	0.10	1.99
岡山	3.58	125.26	191.19	52.91	9.27	1.35	0.08	1.92
	3.16	115.06	193.26	58.63	12.01	1.52	0.12	1.92
広島	3.47	110.46	179.82	54.64	11.10	1.46	0.05	1.81
	3.97	118.10	172.65	47.15	9.04	1.10	0.03	1.76
徳島	3.56	125.48	185.75	50.26	8.82	1.03	—	1.87
	3.56	120.60	185.93	57.90	11.42	1.64	0.07	1.91
香川	6.44	128.68	173.06	61.32	12.89	2.00	0.12	1.92
	4.53	88.43	175.42	66.79	14.35	1.78	0.09	1.76
愛媛	2.65	108.35	193.30	70.42	14.25	2.32	0.19	1.96
	3.44	101.78	189.03	81.24	19.91	3.57	0.19	2.00
高松	3.59	115.56	182.56	63.25	12.23	1.66	0.06	1.89
	3.02	118.27	187.89	58.56	11.91	1.48	0.11	1.91
徳島	4.25	133.72	196.34	67.37	14.10	2.00	0.05	2.09
	2.96	108.09	196.56	79.85	19.05	2.74	0.19	2.05
鹿 児 島	16.62	136.91	192.98	127.79	53.86	10.79	0.59	2.70
沖縄	3.65	112.25	188.54	64.42	13.50	1.93	0.09	1.92
	2.16	19.94	10.75	13.46	6.65	1.41	0.09	0.16
標準偏差	59.19	17.76	5.70	20.89	49.27	73.14	94.54	8.25
変化係数(%)								

第4表 (8) 都道府県別、女子の年齢(5歳階級)別特殊出生率および合計特殊出生率：昭和52年

都道府県	女子の年齢別特殊出生率(‰)							合計 特殊出生率
	15~19	20~24	25~29	30~34	35~39	40~44	45~49	
全 国	3.37	91.62	182.10	67.06	13.91	1.87	0.09	1.80
北 海 道	4.43	96.80	166.03	60.26	11.59	1.42	0.10	1.70
	5.08	130.31	174.06	62.15	11.21	1.72	0.05	1.92
	4.09	128.59	184.03	67.83	14.17	1.95	0.11	2.00
	2.96	106.14	185.59	66.35	12.56	1.57	0.01	1.88
	2.21	122.98	181.51	50.95	7.28	0.74	0.08	1.83
山 形 県	1.80	114.22	199.26	60.92	8.71	0.92	0.06	1.93
	3.95	123.32	199.51	69.81	13.85	1.68	0.05	2.06
	4.18	99.85	194.61	71.33	13.95	1.73	0.13	1.93
	3.33	103.03	193.25	72.75	13.72	1.92	0.07	1.94
	3.13	93.07	188.92	74.44	14.86	1.94	0.08	1.88
埼 千 東 奈 新	3.66	84.54	188.78	75.98	15.85	2.27	0.10	1.86
	3.50	91.64	187.76	71.89	15.24	2.02	0.11	1.86
	2.13	50.69	151.56	74.81	17.79	2.44	0.07	1.50
	3.56	76.68	184.64	76.45	16.24	2.11	0.15	1.80
	2.19	108.31	199.41	68.96	11.75	1.09	0.05	1.96
富 石 福 山 長	1.31	132.00	181.94	47.47	6.90	0.56	—	1.85
	2.33	131.36	187.96	51.56	8.97	1.26	0.08	1.92
	2.11	124.64	191.31	53.63	8.85	1.10	0.14	1.91
	1.86	73.23	196.73	80.22	16.11	1.67	0.25	1.85
	1.22	73.90	208.99	83.11	15.01	1.68	0.08	1.92
岐 静 愛 三 滋	2.20	100.83	192.20	52.68	9.14	1.27	0.08	1.79
	2.43	104.23	191.73	60.46	11.39	1.54	0.06	1.86
	3.69	99.98	190.73	56.00	11.07	1.49	0.07	1.82
	3.33	115.24	185.23	52.21	9.10	1.24	0.02	1.83
	2.94	96.97	211.54	69.69	10.56	1.94	0.15	1.97
京 大 兵 奈 和 歌	2.57	69.12	179.39	69.47	13.97	1.66	0.13	1.68
	3.79	82.17	175.33	63.66	14.06	2.03	0.08	1.71
	3.19	88.57	187.51	64.65	13.36	1.98	0.06	1.80
	2.78	77.72	188.00	61.63	10.89	1.40	0.08	1.71
	4.41	114.25	177.40	50.98	11.95	1.54	0.15	1.80
鳥 島 岡 広 山	3.00	107.84	196.48	65.47	10.80	0.91	—	1.92
	2.56	107.81	209.52	69.33	10.76	1.37	0.09	2.01
	3.00	110.17	191.40	54.30	9.97	1.52	0.06	1.85
	3.22	106.63	190.00	58.90	11.88	1.49	0.03	1.86
	3.21	105.88	181.66	57.02	11.03	1.43	0.07	1.80
徳 香 愛 高 福	4.00	103.00	170.97	48.59	8.74	1.61	0.16	1.69
	3.22	113.38	184.78	54.14	9.91	1.42	0.08	1.83
	3.39	112.23	179.41	59.68	11.55	1.36	0.11	1.84
	5.44	119.08	165.06	61.17	13.39	1.71	0.09	1.83
	4.25	83.31	173.19	69.03	14.46	1.90	0.06	1.73
佐 長 熊 大 宮	3.48	100.50	193.92	74.56	14.34	2.19	0.16	1.95
	3.20	94.13	187.36	83.08	19.45	3.23	0.09	1.95
	3.63	106.56	181.05	66.30	11.79	1.41	0.07	1.85
	2.73	107.08	186.89	61.95	12.44	1.59	0.13	1.86
	3.64	126.34	196.78	69.81	13.67	1.98	0.10	2.06
鹿 児 島 沖	2.69	102.18	196.50	84.57	19.33	2.97	0.11	2.04
	13.65	128.41	191.38	123.77	52.14	9.86	0.40	2.60
平 均 差 標準 偏差 変化係数(%)	3.38	103.17	187.26	66.04	13.31	1.83	0.10	1.88
	1.75	18.04	11.28	12.75	6.38	1.28	0.06	0.15
	51.96	17.48	6.03	19.31	47.95	70.25	67.18	8.03

第4表 (4) 都道府県別，女子の年齢（5歳階級）別特殊出生率および合計特殊出生率：昭和53年

都道府県	女子の年齢別特殊出生率(‰)							合計 特殊出生率
	15~19	20~24	25~29	30~34	35~39	40~44	45~49	
全 国	3.46	85.62	183.48	71.47	13.60	1.77	0.07	1.80
北海道	4.67	89.24	169.70	65.25	12.13	1.50	0.09	1.71
	5.95	113.82	170.38	66.58	12.75	1.48	0.04	1.85
	4.33	114.00	188.79	73.18	13.38	1.93	0.09	1.98
	3.34	97.22	184.38	73.70	11.99	1.57	0.04	1.86
	2.59	110.66	189.16	56.80	7.29	0.98	—	1.84
山形県	1.73	105.76	205.18	66.20	10.03	0.89	0.06	1.95
	3.80	106.47	196.36	73.00	13.00	1.70	0.04	1.97
	4.71	92.26	193.92	73.10	13.10	1.80	0.13	1.90
	3.77	91.43	191.39	73.88	13.06	1.81	—	1.88
	3.51	85.46	190.15	79.13	14.00	1.69	0.15	1.87
埼玉県	3.57	76.02	186.36	80.09	15.51	2.07	0.06	1.82
	3.69	83.64	188.81	78.44	15.12	1.93	0.13	1.86
	2.20	50.78	149.59	78.63	17.80	2.24	0.09	1.51
	3.43	71.69	184.40	81.28	15.46	2.00	0.08	1.79
	2.08	94.41	197.38	73.70	12.04	1.03	—	1.90
富山県	0.97	116.65	188.29	50.48	5.90	0.70	0.02	1.82
	2.53	122.11	194.48	57.96	8.18	0.92	0.03	1.93
	1.59	118.24	194.42	55.83	9.37	1.14	—	1.90
	1.82	66.50	197.48	85.18	15.14	1.89	0.11	1.84
	1.06	66.92	214.10	90.84	15.93	1.71	0.10	1.95
岐阜県	2.32	94.99	200.98	59.58	9.66	1.36	0.09	1.84
	2.79	91.94	197.05	66.85	10.96	1.37	0.06	1.86
	3.44	96.57	196.48	62.41	10.44	1.51	0.09	1.85
	3.45	101.26	190.31	56.91	9.24	0.92	0.02	1.81
	2.91	90.75	216.11	72.88	11.46	1.40	0.03	1.98
東京都	2.48	65.76	183.59	75.31	13.76	1.94	0.06	1.71
	3.68	78.21	173.69	67.29	13.62	1.75	0.07	1.69
	3.45	82.75	189.65	68.61	13.26	1.62	0.06	1.80
	3.18	72.95	188.27	64.66	10.92	1.41	—	1.71
	4.81	107.91	182.09	57.17	11.75	1.77	0.13	1.83
鳥取県	3.68	103.16	198.08	66.57	10.70	1.23	—	1.92
	2.22	96.86	207.39	73.62	12.20	1.21	0.13	1.97
	3.34	103.37	193.81	59.43	9.47	1.23	0.04	1.85
	3.19	100.93	196.05	61.26	11.30	1.39	0.08	1.87
	3.00	97.58	179.52	58.74	10.63	1.41	0.08	1.75
徳島県	3.86	103.54	181.38	56.97	8.89	1.10	0.03	1.78
	4.13	101.78	182.90	55.82	8.83	1.31	0.08	1.77
	3.35	100.48	186.50	62.02	11.30	1.31	0.02	1.82
	5.33	105.84	169.21	63.84	13.41	2.03	0.09	1.80
	4.29	80.26	176.85	74.51	14.02	1.91	0.08	1.76
佐賀県	3.56	95.13	194.92	75.14	13.24	1.80	0.13	1.92
	3.51	88.26	192.03	83.67	17.59	3.00	0.10	1.94
	3.52	98.69	183.00	68.79	11.80	1.66	0.03	1.84
	3.10	99.53	182.63	65.54	11.60	1.52	0.11	1.82
	4.53	112.21	195.54	72.41	12.41	1.83	0.07	2.00
鹿児島県	2.91	89.84	199.70	84.89	17.29	2.57	0.10	1.99
	13.88	113.41	181.42	120.91	48.06	8.77	0.39	2.43
標準偏差 変化係数(%)	3.52	94.62	189.23	69.98	12.96	1.73	0.07	1.86
	1.83	15.37	11.64	11.87	5.78	1.13	0.06	0.13
	52.17	16.24	6.15	16.96	44.58	65.08	85.59	6.72

第4表 (5) 都道府県別、女子の年齢(5歳階級)別特殊出生率および合計特殊出生率：昭和54年

都道府県	女子の年齢別特殊出生率(‰)							合計 特殊出生率
	15~19	20~24	25~29	30~34	35~39	40~44	45~49	
全 国	3.47	80.17	183.32	73.91	13.12	1.63	0.06	1.78
北海道	4.65	82.74	168.81	67.88	11.42	1.43	0.05	1.68
	5.16	106.02	181.42	67.68	12.27	1.79	0.10	1.87
	3.69	99.30	196.79	76.69	13.19	1.71	0.07	1.96
	3.86	92.10	185.29	75.13	12.84	1.19	0.04	1.85
	2.88	101.83	193.96	60.74	6.78	0.62	0.06	1.83
山形県	1.85	98.05	205.45	71.70	9.41	0.69	0.02	1.94
	3.99	100.32	203.13	81.39	12.84	1.57	0.05	2.02
	5.16	85.97	192.93	76.32	13.18	1.84	0.06	1.88
	3.78	88.03	193.38	76.24	12.82	1.60	0.08	1.88
福島県	3.84	80.68	196.01	77.54	14.18	1.64	0.08	1.87
埼玉県	3.56	70.05	179.97	82.34	15.07	1.85	0.09	1.76
	3.60	75.95	190.48	80.77	13.97	1.94	0.06	1.83
	2.25	50.01	147.51	80.11	17.37	2.21	0.08	1.50
	3.21	67.19	183.73	83.65	15.25	1.83	0.06	1.77
	1.92	86.28	204.85	77.98	10.44	1.10	—	1.91
富山県	1.21	107.91	190.22	52.46	6.40	0.71	0.02	1.79
	2.36	113.31	200.31	58.84	8.65	0.81	0.03	1.92
	1.65	111.12	198.87	59.77	7.76	0.81	—	1.90
	1.89	59.92	201.45	85.13	15.72	1.52	0.07	1.83
	1.47	58.65	214.49	92.18	15.21	1.31	0.04	1.92
岐阜県	2.28	90.75	192.42	60.49	9.45	1.12	0.03	1.78
	2.76	85.95	199.84	69.91	10.77	1.33	0.03	1.85
	3.72	91.48	193.32	63.63	10.12	1.33	0.06	1.82
	3.77	98.33	186.56	57.31	8.44	0.95	0.03	1.78
	3.14	84.00	207.14	73.91	11.37	1.76	0.06	1.91
京都府	2.54	62.65	176.40	76.01	13.31	1.53	0.07	1.66
	3.66	72.63	170.60	69.35	12.21	1.71	0.06	1.65
	3.15	75.40	186.41	70.90	12.12	1.47	0.07	1.75
	2.44	70.63	176.00	66.36	10.24	0.90	0.03	1.63
	5.19	97.42	181.03	61.00	10.98	1.49	0.05	1.79
大阪府	2.78	90.00	204.55	75.50	11.30	1.38	0.04	1.93
	2.00	90.39	211.42	79.04	10.60	1.32	0.03	1.97
	3.32	94.20	194.72	60.95	9.23	1.00	0.06	1.82
	3.47	89.51	192.12	63.68	10.39	1.00	0.04	1.80
	2.67	87.26	183.42	64.23	10.13	1.12	0.07	1.74
徳島県	4.21	90.79	187.45	60.00	9.29	1.38	—	1.77
	4.31	95.39	190.87	59.33	9.89	1.21	0.08	1.81
	3.26	92.00	187.24	65.90	10.89	1.25	0.09	1.80
	5.92	93.69	175.00	71.79	14.37	1.48	0.13	1.81
	4.68	78.11	178.37	78.92	14.50	1.69	0.07	1.78
香川県	3.53	90.03	202.24	84.65	13.41	2.00	—	1.98
	3.67	82.55	195.32	87.44	16.65	2.98	0.14	1.94
	3.71	95.44	189.68	72.77	12.79	1.09	0.07	1.88
	3.43	88.49	192.94	68.34	10.66	1.27	0.02	1.83
	3.57	101.66	203.63	77.70	14.56	1.59	0.02	2.01
愛媛県	3.52	84.53	202.75	88.41	17.50	2.40	0.16	2.00
	12.13	103.77	177.82	123.71	45.20	8.47	0.50	2.36
高知県	3.51	87.50	190.81	73.10	12.66	1.58	0.07	1.85
	1.63	13.78	12.37	11.93	5.46	1.11	0.07	0.13
	46.57	15.75	6.48	16.32	43.11	70.25	109.75	6.93

第4表 (6) 都道府県別、女子の年齢(5歳階級)別特殊出生率および合計特殊出生率：昭和55年

都道府県	女子の年齢別特殊出生率(‰)							合計 特殊出生率
	15~19	20~24	25~29	30~34	35~39	40~44	45~49	
全 国	3.60	76.46	180.14	72.67	12.83	1.65	0.06	1.74
北 海 道	4.40	78.36	163.14	67.33	11.95	1.49	0.04	1.63
	5.45	106.71	176.04	67.77	12.41	1.14	0.07	1.85
	3.67	109.37	186.04	76.97	12.44	1.65	0.07	1.95
	3.88	91.42	188.38	74.00	12.20	1.39	0.08	1.86
	2.18	99.05	185.17	62.35	7.41	0.77	0.10	1.79
山 形 県	1.39	98.05	203.40	71.86	9.50	0.92	—	1.93
	4.17	104.35	195.62	78.09	12.99	1.35	0.04	1.98
	4.94	88.48	192.56	73.84	12.30	1.46	0.05	1.87
	4.22	87.69	191.70	73.81	12.42	1.85	0.10	1.86
山 梨 県	3.93	80.80	184.28	78.26	12.41	1.83	0.06	1.81
	3.80	70.22	178.42	77.09	14.31	1.93	0.10	1.73
	3.88	74.64	176.30	75.71	13.71	1.77	0.04	1.73
	2.56	40.25	143.53	78.88	16.93	2.07	0.07	1.42
奈 良 県	3.63	62.58	175.52	80.20	14.75	1.83	0.06	1.69
	1.84	89.32	194.33	77.12	10.88	1.02	0.04	1.87
	1.51	101.32	190.24	51.64	7.20	0.83	0.02	1.76
	2.14	110.35	194.12	57.59	7.02	0.98	—	1.86
富 山 県	1.97	107.65	203.27	61.35	8.02	1.10	0.03	1.92
	2.26	59.99	189.72	83.61	13.37	1.99	0.07	1.76
	0.94	62.65	204.28	92.51	15.24	1.40	0.03	1.89
	2.75	86.43	197.89	60.37	8.58	1.07	0.07	1.79
岐 阜 県	2.88	84.13	189.50	69.77	10.89	1.42	0.03	1.79
	3.79	85.10	195.42	62.97	9.85	1.41	0.05	1.79
	3.47	97.90	193.03	58.78	7.52	0.89	0.03	1.81
	2.84	82.50	216.11	76.01	10.75	1.62	0.06	1.95
滋 賀 県	2.99	55.13	178.65	75.12	12.92	1.47	0.04	1.63
	3.97	66.96	172.29	69.30	12.67	1.83	0.09	1.64
	3.37	72.84	186.09	70.38	11.86	1.58	0.08	1.73
	2.86	65.03	190.20	66.67	11.15	1.03	0.15	1.69
京 都 府	4.74	100.14	181.28	60.50	9.59	2.15	0.03	1.79
	2.57	96.88	201.88	72.50	10.09	1.09	0.04	1.93
	2.29	98.27	206.90	79.41	12.38	1.63	—	2.00
	3.52	98.04	195.76	62.32	9.50	1.08	0.01	1.85
鳥 取 県	3.73	90.14	193.82	65.91	10.61	1.28	0.04	1.83
	3.20	88.48	186.36	63.40	10.37	1.47	0.02	1.77
	3.90	94.09	185.26	58.99	8.15	1.17	0.06	1.76
	3.12	98.71	191.91	58.83	9.61	0.89	0.03	1.82
徳 島 県	3.83	88.96	186.06	66.59	10.60	1.45	0.11	1.79
	5.08	89.76	155.97	61.87	13.34	1.36	0.06	1.64
	4.92	71.93	175.30	77.38	13.99	1.63	0.04	1.73
	3.79	88.67	196.74	81.44	12.49	1.47	0.19	1.92
香 川 県	3.46	83.13	181.37	85.14	16.79	2.74	0.10	1.86
	4.30	91.83	184.20	72.62	11.28	1.23	0.04	1.83
	3.04	90.70	186.65	68.79	11.82	1.61	0.04	1.81
	4.48	102.67	190.01	75.10	12.59	1.50	0.14	1.93
高 知 県	3.54	86.12	195.36	85.22	17.64	2.45	0.12	1.95
	12.40	120.73	173.86	114.35	43.44	8.36	0.36	2.37
平 塚 市	3.57	87.20	187.32	71.91	12.30	1.61	0.07	1.82
	1.64	15.95	12.76	10.64	5.21	1.08	0.06	0.14
	46.02	18.29	6.81	14.80	42.38	66.98	88.02	7.47

第5表 都道府県別女子の平均出生年齢*：昭和50年～55年

都道府県	昭和50年	昭和51年	昭和52年	昭和53年	昭和54年	昭和55年
全 国	27.39	27.41	27.53	27.66	27.76	27.79
北海道	27.02	27.06	27.24	27.44	27.55	27.63
	26.76	26.74	26.84	27.11	27.26	27.21
	27.02	26.98	27.07	27.29	27.52	27.38
	27.21	27.23	27.29	27.48	27.56	27.55
	26.58	26.44	26.69	26.93	27.07	27.17
山形県	26.94	26.87	27.03	27.24	27.38	27.41
	27.15	27.03	27.15	27.38	27.55	27.44
	27.34	27.34	27.46	27.55	27.66	27.56
	27.39	27.34	27.45	27.59	27.65	27.61
	27.51	27.53	27.65	27.77	27.80	27.78
静岡県	27.58	27.67	27.81	27.97	28.08	27.99
	27.46	27.48	27.64	27.82	27.93	27.88
	28.39	28.50	28.55	28.60	28.62	28.80
	27.71	27.79	27.95	28.06	28.15	28.17
	27.18	27.18	27.29	27.53	27.66	27.62
富山県	26.44	26.39	26.53	26.75	26.90	26.99
	26.52	26.53	26.69	26.85	26.99	26.96
	26.59	26.60	26.80	26.93	27.02	27.10
	28.00	28.09	28.06	28.20	28.29	28.24
	28.04	27.94	28.05	28.26	28.35	28.33
岐阜県	26.93	26.96	27.08	27.28	27.33	27.35
	27.09	27.12	27.22	27.44	27.56	27.58
	26.98	27.06	27.16	27.29	27.35	27.42
	26.71	26.75	26.85	27.09	27.10	27.11
	27.29	27.30	27.43	27.54	27.66	27.68
京都府	27.81	27.81	27.93	28.06	28.10	28.18
	27.40	27.46	27.62	27.71	27.79	27.89
	27.35	27.39	27.54	27.65	27.76	27.78
	27.27	27.44	27.57	27.67	27.72	27.83
	26.87	26.82	26.90	27.08	27.22	27.17
鳥取県	27.00	26.98	27.19	27.25	27.59	27.42
	27.21	27.12	27.28	27.51	27.63	27.58
	26.78	26.76	27.00	27.12	27.25	27.22
	26.95	27.06	27.15	27.25	27.38	27.41
	26.97	27.00	27.10	27.23	27.44	27.41
徳島県	26.74	26.68	26.91	27.04	27.27	27.18
	26.68	26.68	26.94	27.04	27.21	27.17
	27.07	26.95	27.07	27.25	27.41	27.44
	26.87	26.88	27.00	27.23	27.50	27.39
	27.53	27.55	27.67	27.78	27.86	27.92
佐賀県	27.50	27.41	27.54	27.57	27.76	27.70
	27.78	27.80	27.90	27.92	28.02	28.00
	27.12	27.11	27.24	27.39	27.49	27.48
	27.10	27.01	27.23	27.34	27.48	27.51
	27.00	27.02	27.13	27.27	27.54	27.42
鹿児島県	27.73	27.66	27.81	27.90	28.00	27.95
	28.48	28.43	28.50	28.57	28.70	28.37

* 女子の年齢別特殊出生率による平均年齢。

第6表 都道府県別合計特殊出生率の上位10県および下位10県：昭和50年～55年

順位	昭和50年	昭和51年	昭和52年	昭和53年	昭和54年	昭和55年
1	沖縄 (2.86)	沖縄 (2.70)	沖縄 (2.60)	沖縄 (2.43)	沖縄 (2.36)	沖縄 (2.37)
2	岩手 (2.13)	福島 (2.09)	宮崎 (2.06)	宮崎 (2.00)	福島 (2.02)	福島 (2.00)
3	福島 (2.12)	宮崎 (2.09)	宮崎 (2.06)	鹿児島 (1.99)	宮崎 (2.01)	福島 (1.98)
4	長崎 (2.12)	宮崎 (2.08)	鹿児島 (2.04)	岩手 (1.98)	鹿児島 (2.00)	鹿児島 (1.95)
5	滋賀 (2.11)	鹿児島 (2.05)	根 (2.01)	滋賀 (1.98)	佐賀 (1.98)	岩手 (1.95)
6	宮崎 (2.11)	新潟 (2.01)	岩手 (2.00)	福島 (1.97)	島根 (1.97)	滋賀 (1.95)
7	鹿児島 (2.10)	新潟 (2.00)	手賀 (1.97)	島根 (1.97)	根崎 (1.96)	宮崎 (1.93)
8	島根 (2.09)	新潟 (2.00)	新潟 (1.96)	長野 (1.95)	長崎 (1.94)	形取 (1.93)
9	茨城 (2.09)	山形 (2.00)	新潟 (1.95)	山形 (1.95)	山形 (1.94)	取賀 (1.93)
10	石川 (2.07)	長崎 (2.00)	佐賀 (1.95)	長崎 (1.94)	鳥取 (1.93)	賀 (1.92)
38	高知 (1.91)	神奈川 (1.84)	神奈川 (1.80)	神奈川 (1.79)	神奈川 (1.77)	千葉 (1.73)
39	山口 (1.90)	兵庫 (1.82)	兵庫 (1.80)	徳島 (1.78)	徳島 (1.77)	埼玉 (1.73)
40	徳島 (1.89)	山梨 (1.81)	岐阜 (1.79)	香川 (1.77)	埼玉 (1.76)	福岡 (1.73)
41	徳島 (1.86)	徳島 (1.76)	福奈 (1.73)	福奈 (1.76)	兵庫 (1.75)	神奈川 (1.69)
42	大秋 (1.86)	福奈 (1.76)	奈良 (1.71)	山口 (1.75)	兵庫 (1.74)	神奈川 (1.69)
43	奈良 (1.84)	北海道 (1.75)	大阪 (1.71)	京都 (1.71)	北海道 (1.68)	高知 (1.64)
44	北海道 (1.82)	奈良 (1.73)	北海道 (1.70)	北海道 (1.71)	京都 (1.66)	大阪 (1.64)
45	福奈 (1.82)	大京 (1.73)	北徳 (1.69)	北徳 (1.71)	大阪 (1.65)	北海道 (1.63)
46	福京 (1.78)	大京 (1.70)	東京 (1.68)	大京 (1.69)	奈良 (1.63)	北京 (1.63)
47	東京 (1.62)	東京 (1.51)	東京 (1.50)	東京 (1.51)	東京 (1.50)	東京 (1.42)

第7表 都道府県別女子の平均出生年齢*の上位10県および下位10県：昭和50年～55年

順位	昭和50年	昭和51年	昭和52年	昭和53年	昭和54年	昭和55年
1	沖縄 (28.48)	東京 (28.50)	東京 (28.55)	東京 (28.60)	沖縄 (28.70)	東京 (28.80)
2	東京 (28.39)	沖縄 (28.43)	沖縄 (28.50)	沖縄 (28.57)	東京 (28.62)	沖縄 (28.37)
3	長野 (28.04)	山梨 (28.09)	山梨 (28.06)	長野 (28.26)	長野 (28.35)	長野 (28.33)
4	山梨 (28.00)	山梨 (27.94)	山梨 (28.05)	山梨 (28.20)	山梨 (28.29)	山梨 (28.24)
5	山梨 (27.81)	神奈川 (27.81)	神奈川 (27.95)	神奈川 (28.06)	神奈川 (28.15)	神奈川 (28.18)
6	長崎 (27.78)	長崎 (27.80)	京都 (27.93)	京都 (28.06)	京都 (28.10)	神奈川 (28.17)
7	鹿児島 (27.73)	神奈川 (27.79)	長崎 (27.90)	京都 (27.97)	京都 (28.08)	神奈川 (28.00)
8	神奈川 (27.71)	神奈川 (27.67)	長崎 (27.81)	長崎 (27.92)	長崎 (28.02)	長崎 (27.99)
9	埼玉 (27.58)	鹿児島 (27.66)	鹿児島 (27.81)	鹿児島 (27.90)	鹿児島 (28.00)	鹿児島 (27.95)
10	福奈 (27.53)	福奈 (27.55)	福奈 (27.67)	千葉 (27.82)	千葉 (27.93)	福奈 (27.92)
38	高知 (26.87)	和歌山 (26.82)	岡山 (27.00)	岡山 (27.12)	徳島 (27.27)	岡山 (27.22)
39	岡山 (26.78)	山梨 (26.76)	香川 (26.94)	青森 (27.11)	青森 (27.26)	青森 (27.21)
40	青森 (26.76)	三重 (26.75)	徳島 (26.91)	三重 (27.09)	和歌山 (27.25)	徳島 (27.18)
41	徳島 (26.74)	青森 (26.74)	和歌山 (26.90)	和歌山 (27.08)	和歌山 (27.22)	和歌山 (27.17)
42	三重 (26.71)	徳島 (26.68)	三重 (26.85)	香川 (27.04)	香川 (27.21)	和歌山 (27.17)
43	香川 (26.68)	香川 (26.68)	青森 (26.84)	徳島 (27.04)	三重 (27.10)	香川 (27.17)
44	福奈 (26.59)	井川 (26.60)	福奈 (26.80)	福奈 (26.93)	福奈 (27.07)	福奈 (27.11)
45	秋石 (26.58)	石川 (26.53)	福奈 (26.69)	福奈 (26.93)	福奈 (27.02)	福奈 (27.10)
46	石川 (26.52)	石川 (26.44)	石川 (26.69)	石川 (26.85)	石川 (26.99)	石川 (26.99)
47	富山 (26.44)	富山 (26.39)	富山 (26.53)	富山 (26.75)	富山 (26.90)	富山 (26.96)

* 女子の年齢別特殊出生率による平均年齢。

書評・紹介

Charlotte Höhn and Rainer Mackensen,
Determinants of Fertility Trends: Theories Re-Examined,
Liege: Ordina Editions, 1982, 311 pp.

本書は、1980年4月12～14日に西ドイツの Bad Homburg において開かれた国際人口学会 (IUSSP) Seminar on “Determinants of Fertility Trends: Major Theories and New Directions for Research” に提出された15篇の出生力の決定要因に関する論文を、ベルリン技術大学社会学教授ライラー・マケンセンと西ドイツ国立人口研究所のシャルロット・ヒヨーンが編さん、さらに国際人口学会出生力比較研究委員会長のアンリ・レリドン (Henri Leridon) が「結び」をつけたもので、欧米を中心とした出生力の社会経済理論の最前線を示すものである。

現在、形式人口学の最大の潮流は、Coale-Brass-Preston-Hobcraft-Trussel-Hill-Zlotnik-Finney らを主軸とする低開発国の不完全な人口統計を評価し、正しい出生率・死亡率の指標を求めるという人口統計検定論・推定論である。それ以外のものとして、人口モデル研究（それは生物人口学的モデルの整備と経済人口モデル構築の二つの方向が見られるが）、さらに出生力の社会経済要因論、家族人口学、移動要因論が最近多くの俊秀を集め活発な研究が行われている領域である。出生力の社会経済要因論は、米国のインディアナポリスタデイを濫觴として、多くの実証研究に支えられた伝統を持つが、最近では、社会学者だけでなく経済学者、心理学者、人類学者がこの領域にそれぞれの学問の分析方法をもって切り込んで来始めたのが特徴的である。

本書に提出された15篇の論文の題目と著者について記すと次の通りである。

①Rudolf Andorka の「先進国における差別出生力研究からの教訓」、②Harvey Leibensteinの「出生力の経済理論において効用最大化の仮定をゆるめることに関して」、③Yoram Ben-Porathの「出生力理論における契約要素」、④Judith Blake と Jorge Del Pinal による「教育程度による子供の数の選好」、⑤Lutz von Rosenstiel, Günter Oppitz, Martin Stengel の「再生産行動の動機付け」、⑥Rodolfo A. Bulatao の「子供の価値の変せんと出生力転換」、⑦Philippe Ariès の「西欧における出生率低下に関する二つの連続した動機」、⑧John Simons の「宗教的行為としての再生産力行動」、⑨Geoffrey McNicollの「出生力変動の制度的要因」、⑩John C. Caldwellの「出生力低下に関する世代間の富の流れの理論」、⑪C. Safilios-Rothschildの「途上国における出生力変動を説明するものとしての階級と男女別の階層分けによるモデル」、⑫Shapan Adnan の「新マルクス主義的解釈による途上国における出生力低下の理論化」、⑬Gerardo Gonzales-Cortes の「開発の様相と出生力低下のいくつかのガイドライン」、⑭Rainer Mackensen の「社会変動と出生力行動——たえまなき変換」、⑮Geoffrey Hawthorn の「現代のパラドックス：北・西ヨーロッパにおける1950年以後の出生力決定要因」。

以上の論文の中でもっとも興味深かったのは最後のホーソンの論文で、社会学の立場から、欧米での最近の超低出生率出現の背景を社会思潮的に説いている。現在の欧米人の抱く世界観は「子供を生み、育てる」という生活形態からはあまりにも遠くなっているとしている。Arièsの興味ある論文も「もはや欧米で子供は家庭の王様ではなくなった」というもので、ホーソンの言っていることと似ている。プラタオの論文は力作であり、彼が過去10年間行った「Value of Children Study」の総決算を示し、現実の資料に基づいているだけに説得力がある。ライベンシュタインとベンポラスの出生力の経済学理論は啓蒙的であるが、実際のデータで検証したわけではないので限界がある。これは、コールドウエルの「世代間の富の流れ」理論についても同様である。以上の掲載論文は単に欧米だけにとどまらず、途上国の出生力を説明しようとするものも相当あり、きわめて多彩である。

難を言えば、論文の筆者の選定に少しくせがあり、米国から Westoff とか Easterlin が入っていないこと、あるいは Ronald Freedman の系列の学者が入っていないことが気になった。

(河野 潤果)

Ansley J. Coale, Lee-Jay Cho and Noreen Goldman,
*Estimation of Recent Trends in Fertility and Mortality
in the Republic of Korea*, Washington, D. C., National
Academy of Sciences, 1980, xiv+77pp.

本書は、以前から研究がおこなわれてきた、韓国の1950年代以降の出生率と死亡率の水準とその推移の推定に関する研究成果を検討しつつまとめたもので、アメリカ NAS (米国科学アカデミー) に1977年に設立された Committee on Population and Demography (以下、「人口委員会」とする) から発表された最初の報告である。

「人口委員会」の目的は、(1)世界の人口増加をもたらす発展途上国の出生率と死亡率の水準とその推移を計測すること、(2)より信頼性の高い推定方法を開発すること、(3)出生率低下がみられる国での出生率低下の決定因を解明すること、の3点である。これまで韓国に続いて、タイ、ホンデュラス、パングラディンユ、トルコ、エジプトなどの国別報告書を作成するとともに、出生率と死亡率推定のためのデータ収集方法および国連のマニュアルIVの改定作業(現在は国連人口部に移管されている)などをおこなってきた。現在、委員会の第3の目的である出生率低下の決定因に関するモノグラフの刊行が準備されている。

本書の構成は、(1)結果の要約、(2)国勢調査の(年齢分布を補正した)結果を基に、同居児法による推定出生率、(3)届出もれと届出遅れを補正した出生統計に基づく推定出生率、(4)人口学的標本調査に基づく推定出生率、(5)死亡率の推定と3つの附論からなっている。

「結果の要約」は、人口動態統計が不完全な韓国を対象としてこれまで研究がおこなわれてきた、1955年以降の出生率と死亡率の推定に関する研究の要約で、ここで次のことが結論としてのべられている。

- (1) 1950年代後半上昇傾向にあった出生率は、1960年頃ピークに達した後、1960年代低下傾向に転じた。1970年前後数年間、低下傾向は一旦緩んだが、1973年頃から再び低下をはじめた。TFRでみると1955年頃5.5から1960年頃6.0となったが、1970年代前半の平均的水準は3.8となった。
- (2) 相互に独立した調査から推定された出生率の年齢分布に大きな差がみられなかった。
- (3) 1960年以降の出生率低下を年齢別に観察すると、25歳未満と30歳以上の出生率低下が顕著であった。25歳未満の出生率低下は、平均初婚年齢の上昇を伴った有配偶率の低下、高年齢ほど低下が大きくなる30歳以上の出生率の低下は、避妊と人工妊娠中絶の普及による有配偶出生率の低下によるものであった。
- (4) 死亡率は、出生率の推定の際に用いられているが、1955年から1974年まで、乳児死亡率の低下と出生時の平均余命の延長がみられた。女子の年齢別死亡率パターンは、「地域モデル生命表」のウエスト・モデルと大きな差が認められなかったが、男子は40歳以上の死亡率がモデルより著しく高くなることがわかった。
- (5) 死亡率の低下は人口増加率をもたらすが、それを上回る出生率低下によって、韓国人口の増加率はこの間に年率3%から2%に低下した。

発展途上国の人口学的諸指標の推定の際の問題は、推計に用いた資料と方法によって推定された数値の水準と傾向に差が生じることである。本書では、3つの種類の資料を基に、いくつかの方法を併用して得られた推定結果を比較検討し、結果の要約で示された結論に到達している。

本書のテーマとなっている、人口学的諸指標の推定と補正に関する研究は、わが国では関心を引くことの少ない研究分野の1つである。しかし、たとえばわが国の人口転換と日本の経済発展がどう有機的に結びついていたのかを実証的に研究する場合、まずはじめに人口転換が具体的にどのようなプロセスを経て現在にいたったのか、出生率や死亡率の地域差や社会階層差はどうであったのか、といった点について信頼度の高い人口学的諸指標の推定は不可欠である。現在発展途上国で主に用いられている「推定と補正」の研究は、わが国でも歴史人口学の分野を中心に今後重要性をましていくものと思われる。

(伊藤 達也)

	〃	ヨーロッパにおける人口移動……………	河野 稠果	技官
8	昭57. 6. 2	親の世帯からの子供の離脱について……………	中野 英子 池ノ上正子 石川 晃	技官 技官 技官
9	昭57. 6. 9	最近における地域別人口再生産の動向……………	石川 晃	技官
10	昭57. 6. 16	欧米諸国における同棲の増加とその人口学的意味……………	小島 宏	技官
11	昭57. 6. 23	死亡力の人口学的分析——その3 社会経済的要因と死亡力水準の変動……………	高橋 重郷	技官
12	昭57. 6. 30	アジア諸国の出生ならびに出生抑制行動の比較分析……………	阿藤 誠	技官

資料の刊行

(昭和57年4月～6月)

<資料題名(発行年月日)>

<担当者>

○「研究資料」第227号(昭57. 4. 1)

日本の将来推計人口—全国男女年齢別, 昭和55～155年—
昭和56年11月推計……………

河野 稠果 技官
河邊 宏 技官
金子 武治 技官
ほ か

○「人口問題研究所年報」昭和56年度(昭57. 4)……………

各 部 科・課

第34回日本人口学会大会

日本人口学会の第34回大会は、昭和57年6月4日(金)、5日(土)の両日にわたり、日本大学経済学部(東京都千代田区三崎町)において開催された。今回の大会は、日本人口学会会長でもある同学の黒田俊夫嘱託教授自らを委員長とする大会運営委員会(日本大学人口研究所内に設置)の多大のご尽力によって盛大に行なわれ、終始熱心な雰囲気の中に充実した大会日程を終了した。会員参加者は100名を超え、本研究所からも多数の関係者が出席した。

大会プログラムは下掲のごとくであるが、本年は学会役員の改選期に当たり、大会直前に行なわれた選挙によって新役員(理事・監事)が選出され、新理事会の互選により篠崎信男氏が新会長に推薦され、会員総会において承認された。なお、かねて辞意を表明されていた前会長黒田俊夫および上田正夫両理事は、永年同学会に尽くされた功績をたたえられ、理事会において名誉会員に推薦され、総会において承認された。

新任された役員(任期2年)を示すと次のとおりである。

会 長	篠 崎 信 男 (人口問題研究所長)
常務理事	小 林 和 正 (日本大学教授)
〃	畑 井 義 隆 (明治学院大学教授)
〃	吉 田 忠 雄 (明治大学教授)
〃	山 口 喜 一 (人口問題研究所人口情報部長)
〃	大 淵 寛 (中央大学教授)
理 事	村 松 稔 (国立公衆衛生院衛生人口学部長)
〃	岡 崎 陽 一 (人口問題研究所人口政策部長)

- 〃 江崎 廣次 (福岡大学教授)
- 〃 濱 英彦 (成城大学教授)
- 〃 安川 正彬 (慶応義塾大学教授)
- 〃 河野 稠果 (人口問題研究所人口資質部長)
- 監 事 岡田 實 (中央大学教授)
- 〃 河邊 宏 (人口問題研究所人口移動部長)

研究報告会において行なわれた報告の題名および報告者を掲げると次のごとくである。

第1日 (6月4日)

○一般報告

- 1 パプアニューギニア低地に住むギデラ族の人口移動……………大塚 柳太郎 (東京大学)
鈴木 継美 (〃)
- 2 フィリピンの人口都市化の特徴—マニラ大都市圏を中心に—……………谷 勝 英 (東北福祉大学)
- 3 地域人口—斉予測法—その問題点と改善策……………佐々木 宏 (岩手県立盛岡短期大学)
- 4 クロス・セクション・データによる人口密度・増加率曲線に関する一考察
……………鈴木 啓 祐 (流通経済大学)
- 5 人口移動データと多地域生命表……………南 條 善 治 (福島県立医科大学)
- 6 東北農村における出生力低下—岩手県と秋田県における事例調査—……………渡 邊 吉 利 (人口問題研究所)
- 7 府県にみる出生力水準の地域差とその意義……………濱 英 彦 (成城大学)
- 8 1980年代の出生力動向—イースタリン仮説を援用して—……………大 淵 寛 (中央大学)
- 9 わが国の将来の出生変動に影響を与える人口学的要因について
—高学歴化と有配偶率—……………伊 藤 達 也 (人口問題研究所)
- 10 出生力低下の背景に在るもの……………岡 崎 陽 一 (人口問題研究所)
- 11 配偶関係における年次別変動の社会的文化的要因……………山 本 文 夫 (中村学園大学)
- 12 E.C.ロードの人口の成長曲線とその適用について……………高 木 尚 文 (帝京大学)
- 13 健康生存数曲線開発の試み……………小 泉 明 (東京大学)
三 浦 邦 彦 (〃)
- 14 戦後日本の死亡力水準とその変動要因……………高 橋 重 郷 (人口問題研究所)
- 15 そのごの明治32年 (1899) の世代生命表……………飯 淵 康 雄 (琉球大学)
比 嘉 恵 子 (〃)

○共通論題「海外諸地域の人口移動」報告

- 1 アメリカ合衆国の国内人口移動……………兼 清 弘 之 (亜細亜大学)
- 2 ヨーロッパにおける人口移動……………河 野 稠 果 (人口問題研究所)
- 3 中東地域の人口・労働移動—産油国の外国人労働者の問題を中心に—……………水 野 朝 夫 (中央大学)
吉 田 良 生 (国士館大学)
- 4 アジア諸国の国内人口移動……………大 友 篤 (宇都宮大学)
早 瀬 保 子 (アジア経済研究所)
- 5 東南アジアにおける伝統的移動パターンとその変動……………坪 内 良 博 (京都大学)

第2日 (6月5日)

○一般報告

- 16 人口移動補償関係の均衡化とその要因変化……………前 田 俊 二 (久留米大学)
- 17 北海道の開発過程と人口変動—特に昭和30年以降について—……………関 清 秀 (日本大学)
加 藤 修 一 (北海道大学)
- 18 世帯構成の地域差……………山 本 千 鶴 子 (人口問題研究所)
伊 藤 達 也 (〃)

- 19 戦後出生減少世代の世帯形成と移動……………廣 嶋 清 志 (人口問題研究所)
- 20 人口移動と家族構成—「地域」研究の一視点……………清 水 浩 昭 (人口問題研究所)
- 21 絶対的過剰人口論の一考察—マルサス=ダーウィン問題を中心として……………柳 田 芳 伸 (関西大学)
- 22 人口移動の経済分析……………松 下 敬 一 郎 (京都大学)
- 23 高齢化に関する人口・経済モデル研究……………小 川 直 宏 (日本大学)
- 24 サービス経済化, 高齢化及び失業率—都道府県データによる分析……………水 野 朝 夫 (中央大学)
- 25 出生抑制効果の日米比較
—コンポウネンツ・アナリシスによる計画外出生の分析……………阿 藤 誠 (人口問題研究所)
- 26 「排日」移民法の虚実……………吉 田 忠 雄 (明治大学)
- 27 人口食糧問題の世界的課題……………畑 井 義 隆 (明治学院大学)
- 28 人口問題理念の研究(その1)問題意識の追求……………篠 崎 信 男 (人口問題研究所)
- シンポジウム「わが国の人口移動—その動向と政策—」 <座長> 黒 田 俊 夫 (日本大学)
- 1 人口移動と人口分布……………大 友 篤 (宇都宮大学)
- 2 定住圏と地域人口……………河 邊 宏 (人口問題研究所)
- 3 人口移動と開発……………関 清 秀 (日本大学)
- 総括—過密・過疎は解消できるか……………黒 田 俊 夫 (日本大学)

THE JOURNAL OF POPULATION PROBLEMS (JINKO MONDAI KENKYU)

Organ of the Institute of Population Problems of Japan

Editor : Nobuo SHINOZAKI

Managing Editor : Kiichi YAMAGUCHI

Associate Editors : Sumiko UCHINO

Eiko NAKANO

Takeharu KANEKO

Makoto ATOH

Keiko WAKABAYASHI

CONTENTS

Articles

The Research of the Idea of Population Problems.....Nobuo SHINOZAKI... 1~26

Statistical Analysis on Mental Disorders in Japan. II.

Mortality Rates of Alcoholism and Alcoholic Psychosis

.....Yoko IMAIZUMI and Fusami MITA...27~43

An Approach on Old-Age Females Problems.....Keiko WAKABAYASHI...44~68

Notes

A Review of French Demographic Surveys on Marriage.....Hiroshi KOJIMA...69~75

The Length of Remaining Household-head; 1965, 1975

→Household Statistics of Japan(3)Chizuko YAMAMOTO...76~80

Materials

The Historical Significance of the Third Asian and

Pacific Population Conference.....Makoto NOHARA ATOH...81~86

Specific Fertility Rates by Age and Total Fertility Rates

for Female by Prefectures: 1975-1980.....Akira ISHIKAWA...87~98

Book Reviews

C. Höhn, et. al., *Determinants of Fertility Trends* (S. KONO).....99

A. J. Coale, et. al., *Estimation of Recent Trends in Fertility*

and Mortality in the Republic of Korea (T. ITOH)..... 100

Miscellaneous News101~104

Published by the

Institute of Population Problems, Ministry of Health and Welfare

Tokyo, Japan